

正月

有賀甚六郎

正月。金澤の士民萬歳を舞はしむることを廢す。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

是の年正月、例年之通越前より萬歳罷越候處、萬歳爲舞候儀御停止与申に而は無之候へ共、御家中一統舞し不申。其故は去年嚴重儉約之儀被仰出有之ゆゑ、人々世上におされ相止候。其頃何者之作やらん興歌に、

萬歳はみなそふとめとなりにけり春駒までもやらん目出たし

二月二日。金澤の本町肝煎等、前田齊泰の入國に際し迎馬を出さんことを請ふ。

〔國事雜抄〕

今般殿様被爲遊御入國御儀、末々之者に至迄、奉恐悅御儀に御座候。依之御迎馬之儀、享保九年御吉例之通、爲冥加右御用員數、金澤町當り之馬數本町より慥成馬指出、御迎御用爲相勤申度奉存候間、乍恐駄賃被下候儀は御用捨被下候様奉願候、以上。

文政七年二月二日

金澤本町肝煎 二十人連印

町御奉行所

二月六日。德川家齊、前田齊泰に鶴を贈る。

〔溫敬公記史料〕

二月六日。大將軍遣使久留十左衛門賜鶴。

〔續徳川實紀〕

二月六日、松平加賀守に上使して御鷹の鶴たまふ。

二月十四日。非人小屋に收容する者の調査を嚴にすべきことを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

病身者に而、村方等に親類之者無之、外稼可致族無之者、御助小屋入相願候者之内、中には壯健者願出候族有之、甚不詮議之至に候。以來御助小屋入相願候者有之節は、得と遂詮議相願候様被仰渡、尤御郡御奉行所においても御詮議可被成旨、御聞番様より被仰談に付、爲御承知如斯に御座候、以上。

二月十四日

林 喜兵衛

諸郡惣年寄中様・年寄並中様

二月廿一日。江戸詰人が歸國の際旅用不足するを以てその扶持方の支給方法を改む。

〔典制彙纂〕

別紙を以申達候。近年御逼迫至極之内不時願方多、其時に無據御調達を以御貸渡も有之に付、彌以御借財過分至極に相成候事に候。元來江戸御扶持方一日一升之御定者、諸雜用之爲一人に二日分被下趣に候。直段之儀者、以前者江戸詰人御供等に而罷歸候節、旅用等指支候得者、自ら組用金杯借用願も多き貌に而、元來御扶持方代多分遣切候故、畢竟旅用之貯も手薄に相成可申候間、以來者於御當地發足前に渡遣候百日分中勘御扶持方代之分は、本勘指引相立、是迄之通末三ヶ月分中勘銀相渡、重而之御扶持方渡月より一人當り末三ヶ月分百二十目、乗馬は七十五匁中勘銀迄を相渡置、罷歸候節惣様之本勘一時に致指引相渡候者、旅用程者人々相應に仕切御扶持方代有之、一統詰人之爲に可宜と詮議仕候。乍然足輕・小者等一人扶持被下候者、都而只今迄之通無御座而者指支可申候。右之趣被仰渡候者、當三月渡より相改候様江戸會所可申遣候條、早速御詮議之上御治定に御座候は、其段一統も被仰渡候之様に与奉存候、以上。

申二月七日

山崎頼母

村井豊後守様

別紙之通御算用場奉行申聞候に付、承届、寫相越之候條、被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者其支配も相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

二月廿一日

村井豊後守

二月廿三日。諸士の使役する男女の宗門改届方に就いて令す。

〔御觸拔書〕

定番頭

別紙寫之趣被得其意、組・支配之人々被申渡、組等之内裁許有之面々者、其支配も相達候様可被申聞候事。右之通夫々可被申談候事。

二月廿三日

村井豊後守

人持・頭分・平侍・隠居渡仰付候面々召仕候家來男女等、宗門相改帳面に記、宗門所被指出可申候。居成に召仕候節者、其段書付差出可申事。但、平侍・隠居之人々は、頭・支配人取立指出可申事。

一、隱居之人々、別に家來不仕面々者、其段届書付指出可申事。
一、御知行被召放、御扶持被下罷在候者家來等宗門帳、頭・支配人に取立差出可申候。併書上可申者無之候者、其段届書付指出可申候事。

右之通隱居等之面々召仕候家來、宗門相改書出可申筈に御座候處、届方區々相心得候人々茂有之躰に御座候。宗門御改相洩候而者、不輕儀に御座候間、以來每歲四月一統之通書上候様、夫々嚴重に被仰渡御座候様に与奉存候、以上。

申二月十七日

多賀豫一右衛門

富田 外 記

湯原久左衛門

武田判 太夫

辻 市右衛門

中村宗兵衛

長 甲斐守殿

村井豊後守殿

二月廿四日。前田齊廣、家老等に對し在來の舊慣に拘泥すべからざるこ

とを諭す。

〔御親翰帳拔書〕

各職分にケ様之儀申聞候も甚如何成る事に候得共、各承知之通追々心得方教諭も申付け、是迄之習俗相改候儀、諸頭等格別に存込候事に候。各職分之儀、席向などに習俗様之儀は必無之事と存罷在候處、此節追々承り候得ば、各席にも新古之差別も有之躰。且は諸方より差出候書付け等に振合違候儀は、彼是擗當も有之躰。且は此方へ被差越候判・印鑑坏も、古役之見届けを受け、彼是調方等振合之吟味も有之躰。ケ様之類不少様にも粗相聞え、尤各に而者、是式之儀は何れも會得之上之事に者可有之候得共、又仕來に而心付き無之事も有る者に候得者、事々ケ様之處爲差事にて無之事を、振合仕來りを被申立候而は、甚童部敷相聞、いかゞに候間、小事は振合仕來りを離れ、大業活用之處を專一に可被相心得候は、諸頭・諸役人之存込も格別改り早く可有之与存候間、是等之趣申遣候。何れにも銘々器量次第、振合仕來りをすきと被相改可然存候。先是等之趣申遣候、以上。

二月廿四日

家 老 中

被成下御親翰奉拜戴候。私共職分にケ様之儀被仰出候茂、甚如何成事に思召候得共、私共奉

去年十二月
青山將監
山崎庄兵衛
二人家老を
命ぜられた
命人おぼし
の花押のほ
の非難する
にありて本
是のありて
ふを以て言

承知仕候通、追々心得方教諭も被仰付、是迄之習俗相改茂、諸頭等格別に存込候事に御座候。私共は職分之儀、席向などに習俗様之儀者必無御座事と思召候處、此節追々被聞召候得者、私共席にも新古之差別も御座候躰。且は諸方より指出候書付け等に、振合違候儀者彼是撻當も仕候躰。且は奉指上候判・印鑑杯も古役之見届けを受け、彼是調方等振合之吟味等も仕候躰。ケ様之類不少様にも粗被聞召候。尤私共にても是式之儀者何れも會得之上之事に者可有御座候得共、又仕來に而心付き無御座事も有ものに而御座候得者、事々ケ様之處爲指事に而無御座事を振合仕來りを申立候而者、甚童部敷相聞いかゞに御座候間、小事は振合仕來りを離れ、大業活用之處を專一に相心得候はゞ、諸頭・諸役人之存込も格別改り早く可有御座と思召候間、是等之趣被仰出候。何れにも銘々器量次第振合仕來りをすきと相改可然思召候。先是等之趣被仰出之趣奉畏候。新古之差別も不仕様に奉存候得共、以後尙更可奉心得。且諸頭等より指出候書付等振合違候儀者、時々申聞爲調替申儀も御座候。此儀も被仰出候通相心得、小事之儀者振合仕來を離れ、其儘に受取置可申候。將又判・印鑑杯指上候節調方等之儀、猶更以後相心得可申に而可有御座候。右は指上候品故入念に申談承儀も御座候。尤以來席向之儀習俗何分相改可申と奉存候。

一、御親翰并御指札・御封印奉返上之候、以上。

二月二十五日

内	藏	助
庄	兵	衛
内	記	
將	監	
織	江	
藏	人	

二月廿五日。江戸詰の諸士は登營等の外凡べて綿服を用ふべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

殿中は柳營を指す

先達而着服等之儀被仰出候處、追々御前近被爲召、諸頭等夫々心得之儀御教諭被爲在候付、江戸表詰人服之儀茂、内外無差別兪服相用候儀、一統格別に奉會得候。依之殿中之外者、都而綿衣相用ひ候儀可爲勝手次第、其品々之儀者人々之心得に可有之事に候。殿中并右に準じ候箇處之儀は、公邊之御振に奉隨着服可仕候。右等之趣可申渡旨被仰出候條、被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配ぬも相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

二月廿五日

村井豊後守

二月廿五日。領内道路の修理に就いて告ぐ。

〔御觸留拔書〕

付札、三州惣年寄・年寄並に

往還道筋所々損所多、石高に相成、人馬通行難儀之躰相聞え候。元來道橋之儀は常々手入を
加可申處、請取之組々においても、右手入方近年は名目迄之様に成行、甚等閑に相成、領付
村々よりも道脇草生之箇所芝おき、或は新規之用水杯掘穿候様之族茂有之、沙汰之限りに候。
如斯成行候而は、畢竟道普請之節、手入方多く之人夫も相懸り、却而迷惑之筋たるべく候條、
常々手入方等閑無之様嚴重可相心得候。今般御通行前道手入方、道請取之組々領付村々相同、
早速遂見分候而、御通行前手入方無油斷可相心得候。先達申渡置候通、無用之飭等いたし候
儀は指止可申候。道宜相成候様可仕候。出來之上は早速可申斷候。元來前段之趣者、第一道
番人共見廻等閑に罷在、油斷之至に而沙汰之限りに候。以來等閑之儀は早速取除可申候條、
嚴重相心得候様可申渡置候。
右之通夫々可相心得者也。

芝は柴なる
べし

申二月廿五日

御郡奉行

三州道請取組々役人

往還道筋村々役人

二月。竹澤御殿内に新たに天滿宮を勸請し、その祭日を四月廿四・五日
と定む。

〔觸留〕

付札、御横目

竹澤御殿御鎮守天滿宮、學校御地面内就御遷座、於當御殿別段天滿宮御勸請被遊候。依而
御祭禮之儀者、當年より毎歲四月二十四日・二十五日に被仰付候條、御家中暨町方等女并十
五歳以下之男子參詣之儀等、都而去年申渡置候通に候。

一、右兩日爲御用罷出候人々、辰巳外御門より往來之儀勝手次第に候。
右之趣一統可被申談候事。

二月

二月。歸國御供人に道中荷物貫目改の件に關して告ぐ。

〔諸事留〕

近年公邊より被仰渡候趣に付、御發駕御當日、御荷物を始め御供之人々荷物等貫目、都而於板橋宿御改有之筈に候。乍併御發駕御當日者人馬數多之事故、一々御改有之候而者混雜も可致儀に付、出役之者見切を以相通申儀も有之。或者拾駄・貳拾駄之内嵩高成荷物等有之候得者、時宜に寄改可申儀も可有之候。其節心得違之者有之、役場之者に對し彼是申張り候様之儀有之候而は不可然候條、自然誰々に不可改旨申聞候はゞ、尤改を請、何れ板橋宿出役之者可任指圖候。此旨末々迄嚴重に申渡置候様被仰出候段、甲斐守殿等被仰聞候事。

申 二月

〔諸事留〕

付札、御道中奉行に

道中荷物貫目改等之儀、從公邊被仰渡之趣有之候に付、御道中御荷物を始、御供人荷物貫目木札に記、荷物一つ宛に無違失付可申旨等、去々年申渡候處、中には心得違之者も有之躰相聞え、不埒之儀に候。依之今般御發駕之節、追分口御門に御横目足輕指出貫目札相改、若札無之分は不相通筈に候條、一統嚴重相心得候様夫々可被申渡候事。

二 月

右覺書甲斐守殿御渡被成候事。

二月。道中に於いて藩侯放鷹の際に於ける行列の進退に就いて定む。

〔諸事留〕

於御道中御鷹御遊被遊候節御行列進退

一、御行列之内御先三品之御馬より、御跡三人之御歩横目迄者、宿々に而見合、御様子次第御先へ可罷越候。

一、御醫師并御用可有之人々は、尤見合可申事。

一、御先三品之御行列脇惣而行拔候者、御行列に障不申様道をも除、作法宜相心得罷通可申候。路次惡敷道幅等狭き所に而者、御行列に支不申様相心得、罷通候節三品之押足輕に可申斷候。主人々々にも右之通に而、三品騎馬之人々々者相通候段申届候而可然候。勿論馬上駕籠に而罷通候者は、下り立申に者及不申候事。

一、御行列御跡より罷越候人々者、御行列見合罷在候所に而も無構罷通、馬上駕籠に而罷通候者下り候而可罷通候。勿論末々迄笠ぬがせ可申事。

一、御鷹御遊被遊候時分、末々まで騒々敷無之様、作法宜罷通候儀專一に候間、其心得可被成候、以上。

二月。藩侯の入國を迎ふる爲諸郡より信州牟禮に迎馬を出すを止め、之に代ふるに冥加銀を上納せしむ。

〔御親翰帳之書拔〕

文政七年二月

一、御入國之節信州牟禮驛迄御迎通馬之儀、前々諸郡より爲冥加指出候所、享和二年御入國之節、牟禮宿高野九右衛門等へ請負被仰付候に付、今般も其趣御郡奉行より夫々申渡候所、夫に付爲冥加銀三百枚諸郡より指上度旨相願、相達御聽爲上候事。

二月。金澤に麻疹大に流行す。

〔官私隨筆〕

二月廿九日

一、頃日金澤麻疹流行、長龍之助杯も麻疹之旨。江戸表杯も流行、前田修理麻疹之由也。右之咒、片倉元周之青裏瑣探に紫根二・三錢常之如く煎じ服用之事有之。同席等二・三軒申遣候處、頃日は右之咒殊之外發行、紫根之價も高貴に相成候由也。

二月。女髮結をして結髮せしむることを禁す。

〔觸留〕

一、女之髮結之儀先年より無之處、近くは右髮結呼寄候に付、風俗も不宜。依而髮結呼寄候儀堅く不相成候。尤下女たり共髮爲結候儀不罷成候間、隨分互に申合候様一統可相心得候。

此儀町奉行にも被仰渡候事。

右之趣一統申談候様、林十左衛門殿口達に而御申聞候間、御承知被成、早速御廻達、落着より御返可被成候、以上。

此惣廻狀二月二十七日窪田源兵衛より落着受取。

二月。盜賊改方奉行にて逮捕せる罪人にして公事場奉行に引渡すべきものに關して議す。

〔御親翰帳〕

盜賊改方へ召捕候賊等不届之者、往古は聊之賊に而も公事場へ引渡來候へ共、いつ頃よりか舊惡度々盜人に而も、容易に引渡不申。公事場において之御刑法方と、改方之取捌方、當時に而は寛猛之違甚敷奉存候間、以來は大綱左之通成不届者は、公事場へ引渡候様改奉行に被

仰渡候は、活用仕、諸人疑惑無御座、彌御縮方可有哉と奉存候。

一、小賊又は品物取掠候与申名目に而も入牢及三度候者。

但、右舊惡は他國等にて之入牢に而も尤無差別。且又御國に而之惡事に而、入牢之時々御赦に而出牢いたし入墨無之者、或は取掠候と申名目に而、入墨不申付惡事に而も、都而入牢三度目に引渡可申候。

一、一ヶ所において賊たり共、土藏又は納戸之壁等切破り忍入、品之不依多少致賊候者。

一、一ヶ所に而米一石以上、金・銀・錢二百目計以上、着類等に候は、十五品以上盜取候者。

一、盜物之不依多少、五ヶ所以上賊に入候者。

一、苗字有之者、侍方忍入賊いたし候者。

一、巧を以人の品重き儀を申懸、ねたり候而銀・錢等可謀取仕形有之、たとへ品物不得取共右族之者。

一、主人之金銀・品物取逃候者。

一、火付・人殺の疑、其外難船一卷。

一、右之外前々引渡來候大罪者等、尤可引渡候事。

二 月

公事場奉行

右之通就被仰出、何も存寄無御座候。但何も申合候趣は如此と、一木逸角三月十日越後屋敷へ相招、段々申入候趣有之候所、猶更各存寄之趣、公事場奉行等手前得と遂僉議、相伺候様被仰出候事。

右之趣に付公事場奉行へも遂僉議候上、相伺候趣も有之候へ共、いづれにも前段之通と被仰出、則公事場奉行へも申渡候。委細は公事場帳に記有之事。

右改方より引渡方之ヶ條、小寺雅右衛門在役之節、少相違之趣公事場より雅右衛門に懸合之趣、雅右衛門より言上之趣も有之候へ共、公事場僉議之通相心得候様、雅右衛門へ可申渡旨被仰出候事。

三月六日。前田齊廣藩政を監するの眞意を告ぐ。

〔御親翰帳之内書抜〕

三月六日

一、左之通土佐守に大地縫殿左衛門を以被仰出候付、何も土佐守儀同九日演述之事。

當時何れも御側近被爲召、段々習俗等之儀御教諭被遊候。右は何とやらん御當主様之御所業を成り被爲替被遊候様に而、御至當にも被思召候。當時は御樂而已被遊、尤御別儀無之儀に候へども、先達而公邊より重き上意も被爲蒙候故、加賀守様未御幼少にも被爲入、且は追而

被思召は不
被思召歟

御成長之上御苦勞無之御國風に相成り、且は人才も出來、一廉之御用相勤候者も被成進度思召故、當時之乍御身分御世話被遊候事に候。且又御國政之儀、御在職之内に候へば全年寄中之手は不離譯に而は候へ共、誠に御隠居後之御所業に而、半ば御慰に御側近被爲召候族に而、御戲言抔も折々被仰出候程之儀故、御側廻りに而被遊候。微妙院様にも御夜話之儀共、末々御教諭之一要に相成居候へば、是等之姿を以當時御趣意之程一統に被仰含候族に而候。是等之處一統之見察相違有之候而は、不入事を御世話有之様に奉存者可有筈故、追々定番頭初に被仰入候處奉會得候。依之同席之者共にも不急度相述置候様、縫殿左衛門を以土佐守迄被仰出候事。

三月十三日。前田齊泰就封の暇を受く。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

三月十三日、加賀守様初而御國許に之御暇上使御老中水野出羽守忠成殿を以て被仰出、白銀百枚・縹紗三十卷、西御丸并御臺様等御拜領物有之。

〔溫敬公記史料〕

三月十三日。遣老中水野出羽守忠成。賜暇始就封。遣白銀百枚卷物三十。世子遣酒井若狹守忠進。遣紗綾二十。將軍夫人遣中條内匠頭遣白縮緬五卷。

三月十三日。前田齊泰着城の際に於ける奉迎の作法を令す。

〔御觸拔書〕

覺

一、御着城之節人持并頭分以上、何茂三御丸に罷出申筈に候。常々御歸城之節、虎之御間等并二御丸・三御丸・河北御門外に罷出候平士、是又前々之通其所々に罷出可申候。猶更御横目に可被相尋候事。

一、人持・頭分以上者、御着城以前何茂二御丸に集有之、御着近寄候はゞ三御丸に罷出可被申候。二御丸に罷出溜處之儀其外茂、萬端御横目致指引申筈に候。

但、御着被遊候者、踰踞所より直に二御丸に被罷出、御帳に付可被申候。尤込居不申様、段々に可被罷出候事。

一、右人々御城に被罷出候節者、河北御門手寄宜候へ共、右御門者指支候條、何茂石川御門より罷出申筈に候事。

一、右之通石川御門より罷出候得ば、馬・乗物、供腰懸之所込合可申候間、坂下御門并紺屋坂御門・新坂柵御門、右三御門之外に而下馬・下乗有之、尤馬・乗物等之分其所に残置、往來不指支様可被相心得候事。

一、不及申候へ共、登城并退出之節茂騒敷無之様、人々相心得、尤家來共の茂作法宜様に急度可被申付候事。

一、石川御門より内者、若黨壹人・草履取壹人、雨天に候はゞ傘持壹人召連可被申候。三御丸に而蹲踞之節、召連候者は御馬廻番所之後之邊に遣申筈に候事。

一、家來共惣而罷在候所は、御歩横目并御横目足輕、其外下馬縮之足輕指出差引致申筈に候。萬端御歩横目・御横目足輕等指圖次第可仕旨、此儀は家來共の別而嚴重に可被申付候事。

一、御着城之御刻限未相知不申候間、其砌は横目は可被承合候事。

三月十三日

横山 求馬

三月十三日。廻米積受の爲入港する船舶は澗役人の嚴に臨檢すべきことを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

付札、口郡惣年寄・年寄並に

大坂御廻米等積請可申御雇舟々、諸郡澗入致候節、澗役人船中見届可申所、近年浦方より澗役人見届不申箇所茂有之躰、粗相聞え候。右船に賣物少し宛積來、其所々舟宿或者外船に取

組、賣物洩に相成候様之儀有之候而は、御縮方難相立儀に候。因茲已來諸浦とも嚴重相改候様、御算用場より今度譯而申談に候條、此旨澗役人共の夫々不相洩様嚴重可申談置者也。

申三月十三日

山森雄次郎

口郡浦々役人

追而先々相廻、從落着可相返候、以上。

三月十五日。前田齊泰登營して就封の辭見す。

〔官私隨筆〕

三月廿二日

一、去十三日上使水野出羽守殿を以、御國許へ之御暇被進、白銀・御卷物御拜領。從内府様酒井若狹守殿を以御卷物御拜領。從御臺様も中條内匠頭殿を以御卷物御拜受。同十五日御登城被成候様、前日御老中方御連名之御奉書到來、則御登城被遊候處、於御黒書院御禮被仰上、御懇之上意、御手自御鬘斗鮑御頂戴、并御腰物・御鷹・御馬御拜領。且又甲斐守殿・修理御供被召連候處、於御白書院御目見被仰付、其上御卷物拜領仕候旨、同日發足早飛脚步を以、甲斐守殿等より申來候。此段爲御承知申進候由、御用番より紙面來。

〔溫敬公記史料〕

三月十五日。登城謝之。謁將軍于黒書院。有懇歎之言。賜備前清光刀鷹二馬二匹。老臣長甲斐守連愛・前田修理知周謁將軍。賜卷物各五。

〔續徳川實紀〕

三月十五日、月次の賀例のごとし。松平加賀守はじめて就封のいとまたまひ、備前國清光の御刀・御鷹・御馬を下さる。

三月十七日。前田齊泰入國の後藩の政務を齊廣に稟請申告することを止めしむ。

〔御觸拔書〕

御横目

萬端窺事・諸言上等、中將様可奉申上旨、先達而申渡置候得共、御入國之上者都而伺事等加賀守様可奉申上旨被仰出候事。右之趣諸役人可夫々可被申談候事。

三月十七日

横山求馬

三月十八日。前田齊泰江戸を發す。

〔官私隨筆〕

三月廿六日

一、加賀守様益御機嫌能、去十八日巳の刻過御發駕被遊候段申來候由、御用番より紙面到來。

〔御道中諸事留〕

道中供之定

一、道中供之次第、行列書付之通相違有之間敷候事。

一、供之砌脇道并引離れ、獨立參間敷候。草臥候は、惣供之跡に下り、馬にて可參候。町通り家之際左右を明可罷通候事。

一、騎馬・乘懸馬共に杳打候砌、道之脇引寄、跡之馬無滯通、杳打仕廻本之所引可申事。

一、船渡之儀奉行人可任指圖、若奉行人背下知猥入込候は、主人及届討捨可仕候事。

一、自然喧嘩等有之候共、其場在合申者は格別、其外は本陣相詰、頭中可請指圖事。

附、若火事等有之砌、風下之者は自分之道具をかたづけ仕廻候は、本陣相詰、是又頭中可及指圖、一切火元參間敷候。尤自分宿々之火之用心堅可申付事。

一、横目之者并押之足輕申渡候之儀、違背不仕様に、主人々々より下々迄堅可申付事。

一、宿札はぎ取候儀停止之事。

附、明宿候とも組頭無斷はひり申間敷事。

一、下々茶や并町やに而不作法成躰仕間敷候事。

一、他境之者に對し非義申懸間敷候。むざと打擲杯仕事有間敷候。勿論駄賃無相違可相渡候。此段堅相聞候様、主人々々より下々迄急度可申付事。

一、馬請取候儀、馬渡奉行の指紙を遣可請取。馬渡奉行指圖無之、相對に而むざと馬請取申間敷事。

一、諸事買物代・宿賃無滞急度可相濟。自然宿之道具損じ候はゞ、代銀を以辨じ可遣候。發足之跡に宿々横目廻候條、此通下々迄可申付事。

附、宿賃無滞請取、其外申分無之通亭主證文を取置、頭追而可相渡事。

一、自然於路次他所之者より申分仕候か、又は家中之者として申分仕出候とも、其所を守猥馳參申間敷候。其近所に參候騎馬供之面々裁許可仕候。難澁之儀候はゞ、其次之騎馬と申談可相濟候。但其時之首尾に寄可申事。

一、着以後本陣之前、家中末々に至迄乘通申間敷候事。

一、先騎馬之面々、組下之行列正敷候様に兼而急度可申付候。若行列雜亂之儀あらば、假令

組下に而無之候共、其段堅申付、跡先にも可相斷事。

一、騎馬之面々乗物より跡を正敷可申付事。

一、行列之中において高聲不仕様に、下々迄可申付事。

一、騎馬之面々、城下并宿々に而手綱を放し申間敷事。

一、於城下町中雨ふり出し候はゞ、不作法に無之様雨具着可申候事。

一、持筒所騎馬、鎧一本、乘馬一疋、若黨或二人或三人其分限に應じ、挾箱持一人、杏籠持

一人、合羽持一人、草履取一人、并惣供之手替一人可召連之。其外之供之者共、勝手次第先

に可遣之事。

但、其儀近年道中之可隨様子事。

一、持弓所騎馬、右同斷。

一、持長柄所騎馬、右同斷。

附、惣御供之組頭鎗三筋・弓、旅宿において幕打可申候。惣頭は鎗二筋・弓・幕、番頭は鎗二筋爲持、弓・幕可遠慮候。横目身代之多少に不拘、鎗一筋爲持可申事。

一、歩供仕面々草履取一人、但雨天之節は笠・合羽持一人、乗物之跡押足輕之次可遣。持鎗一筋、若黨一人、挾箱持一人騎馬供之次、笠・合羽持一人押之者跡に可參。乘馬杏籠持は、使

馬与押歩横目との間爲牽可申。乘馬無之人々は、乘懸馬惣供之跡押足輕之先に可遣之。此外之從者勝手次第可遣之事。

一、行列作法之儀、行列奉行并用人可請指圖候事。

一、船場において不作法無之様、奉行之面々別而精を出し可申付事。

一、若川々水出候はゞ、勿論水多少之様子見届、其段何度も飛脚を以可及注進候。假令水無之候とも、是又其旨可有言上事。

一、惣而何れ之川々にても、其所之船奉行馳走人又は足輕人足等相改、晝休より泊迄右馳走人交名并知行高・人數等念を入相改、委細書付可指越事。

一、船渡所奉行之儀、可相通前日之晝船場迄參着、其夜四つ時分迄有之、先々罷越人々致裁許、無滯様渡可申。若供中多少つどひ、其節迄船濟不申候はゞ、夜四つ時分迄も渡可申候。翌朝七時分船場迄罷出可有裁許候。勿論足輕等其節罷出候様可申付事。

一、姫川又筑摩川・犀川村山之渡し、天氣相により供中早速先へ參候様にと申渡刻は、其段飛脚を以可申達候條、夜中によらず渡可申候。左様之節は、所之渡船人足等別而骨折可申候條書附可出事。

一、夜中は何れ之船渡所に而も、兩方之川端に大提灯二宛爲燈置可申候。且又小提灯も二十

計爲持、渡船之内に而も小提灯一宛一艘々々に爲燈可申事。

但、所々により相伺、籌爲燈可申事。

一、船渡所入用之道具品々、跡々之通割場奉行致裁許爲持可參事。

一、先々不罷越候而、先之番に迄逢兼申由人々及斷候はゞ、役儀之様子承届、斷之品尤においては、何れ之船渡所に而も早速渡し可申事。

一、訴狀杯上申者於有之者、手あらに不仕、先足輕様子承、脇に召連參り、其趣小將横目或騎馬之面々迄可相達。又は様子により目通罷出候はゞ、足輕又は歩杯に而も出向、其者之側につき有之、小將横目參様子承届、騎馬之組頭可申談。程遠書付杯有之者は、騎馬之横目迄組頭可申談事。

一、右之條々先規之通定置候條、其旨を得、聊相違有之間敷もの也。

文政七年

〔諸事覺書〕

御道中十二御泊

江戸 四里廿八町 浦和御中休 三里十町 上尾御泊 八里二町
上尾 七里二町 熊谷御中休 五里十九町 本庄御泊 十二里二町

本庄	六里廿三町	板端御中休	五里十三町	坂本御泊	十二里
坂本	四里三十町	追分御中休	三里十八町	小諸御泊	八里十二町
小諸	五里	上田御中休	六里	矢代御泊	十一里
矢代	四里十町	善光寺御中休	六里十八町	野尻御泊	十里廿八町
野尻	四里	關山御中休	五里十六町	高田御泊	九里十六町
高田	四里	有間川御中休	五里	能生御泊	九里
能生	四里三十四町	青海御中休	五里十八町	泊御泊	十里十六町
泊	四里十町	浦山御中休	三里三十町	魚津御泊	八里四町
魚津	四里廿六町	東岩瀬御中休	七里三町	高岡御泊	十里廿九町
高岡	四里	今石動御中休	三里十七町	津幡御泊	七里七町
津幡	三里十八町	金澤			

三月十八日。家中收納米拂切手は金澤中買の外之を取扱ふを禁ず。

〔御觸留拔書〕

御家中諸給人收納米拂切手賣買之儀は、當町中買共之外難相成候處、近來遠所町方等之者、中買より切手買請候上、於所方陰商種々取組致、御當地米商方に相響、畢竟御家中取續方暨

金銀融通に指障、米方縮も相立兼候。且又所方に而も損分に相成、終に産業も失ひ申者も有之由に而、風俗にも相障、不埒之至りに候。依之已來所方用米或は船積米等切分け取遣之外は、都而御家中拂米切手を以陰商取組申儀堅指止候之様、嚴重可被申渡候。此上心得違之者も有之候は、急度答可申付候事。

申 三 月

口郡惣年寄・年寄並々

右寫之通申來候に付、相渡之候條、可得其意候。且又所方用米或は船積米等切分け取遣之外は、於所方陰商等種々取組致候儀堅く相止め、此段嚴敷可申渡者也。

申三月十八日

山森雄次郎

口郡村々役人

追而先々相廻、落着より可相返者也。

三月廿五日。前田齊泰就封の途越後高田に於いて病に罹る。

〔官私隨筆〕

三月廿七日

一、加賀守様益御機嫌能御旅行、當十八日上尾驛御着御止宿、十九日本庄驛、廿日坂本驛御

止宿、廿一日碓氷峠無御滯御越、小諸御止宿。廿二日矢代驛御止宿。同日晝迄は打續天氣相茂宜、御供人末々迄無異儀罷越候處、同晝後より雨天に相成、筑摩川・犀川水増、舟附場等普請出來之分押流、御通行御差支に付、矢代驛に御逗留被遊候處、右兩川追々減水いたし候付、同廿四日四時頃同驛御發駕、右兩川無御滯御越、同夜野尻驛御着御止宿被遊、來月二日御着可被遊旨被仰出候段、同驛發足早飛脚を以、甲斐守殿等より申來候旨、御用番より紙面到來。

〔官私隨筆〕

三月廿九日

一、加賀守様益御機嫌能御旅行、當廿五日夜高田御着御止宿被遊候。然處御風氣被爲在、同廿六日御發駕御見合、御保養被遊候處、續而御發汗被爲在、次第に御快被遊御座。麻疹も一統流行之事故、甲斐守殿より丸山了悦へ被相尋候處、御麻疹之御様子には不奉診、併流行之事に候間其處へ被爲移間敷とも治定難仕旨申聞。廿七日同所に御逗留被仰出候。多分御風氣一通に而御全快可被爲在、廿八日朝は多分同所御發駕可被遊旨、廿六日高田發足早飛脚を以甲斐守殿より申來候旨、御用番より紙面來。

三月廿八日。前田齊廣の病麻疹に決す。

〔官私隨筆〕

三月廿八日

一、中將様當廿二・三日頃より御風氣之處、今朝より御麻疹に御治定、御順症に被遊御座候段土佐守殿より演述。依而今日竹澤御殿へ罷出、御機嫌相窺候筈に御座候。自分には麻疹に付、以紙面相伺可申、尤麻疹相煩候人々に而も相伺候儀不差支候。是又同人演述之旨、御用番より紙面來、則以紙面相伺御機嫌候也。

三月廿九日。前田齊廣の女勇姫の病麻疹と決定す。

〔官私隨筆〕

三月廿九日

一、勇姫様當廿四・五日より御熱氣被爲在候處、今日御麻疹に御治定、御順症之旨。依而明日以紙面御機嫌相窺可申旨、御用番より紙面到來。即翌日紙面出之。

春。前田齊廣教諭局を竹澤御殿に設く。

〔金龍公記史料〕

春置教諭局于竹澤。選群臣中十有二人爲之。時有三老三才之目。三老曰杉野盟岩田盛照笠間定懋。三才曰山本守令寺島競太田盛一。其他六人津田居方笠間以信堀善勝坂井克任松原在之

神田保益也。乃示所自著小冊子三篇于十二人。其初篇題曰赤袋。其要云。余已誓安百姓。故披赤心示卿等。卿等亦體余斯心。披赤心從事勿憚盡言。爾後退朝之暇。老臣及此十二人議政事得失施設先後。詢與士氣正民風。使封內被至治之澤。公每臨席嘆惜曰。使坂井克昌山森弘二人在今日。謀議之間必多所發明裨益。一日某應其聲曰。二人者在地下。得君斯德音其悅可知也。公曰。不使二人者生時遭今日之舉。而使地下悅之余甚憾之。

四月朔日。前田齊廣の女寛姫の病麻疹と決定す。

〔官私隨筆〕

四月朔日

一、寛姫様此間中御熱氣被爲在候處、今日御麻疹に御治定、御順症に被成御座候由。依而明日以紙面相伺御機嫌候様に与、御用番助土佐守殿より紙面到來。則翌日紙面出之。

四月四日。前田齊泰金澤城に着す。

〔官私隨筆〕

四月二日

一、加賀守様少々御風氣に付、前月廿六日・廿七日高田に御逗留、御保養被爲在候處、追々御快、被召上方も御相應に而、廿八日高田御發駕、能生驛御止宿。廿九日姫川并山之下難所

も無御滯御越、七半時過泊驛へ御着、御止宿被遊、御供人末々迄無異儀罷越。御着後奉伺御容躰候處、段々御快御平常躰被遊御座候。明後四日曉七半時之御供揃に而、津幡御發駕、森下御小休と被仰出候旨、甲斐守殿等より追々申來候旨、御用番助土州より紙面來。

〔横山氏日記〕

四月四日

一、五つ半時前森下御發駕之付人來り、同刻過大樋の御出之付人來候付、年寄中三之御丸の罷越、御城代豊後守氣滯に付土佐守・伊勢守、御家老中は表御式臺の罷出。追付淺野川橋場町之付人罷越、四時前益御機嫌能御着城、鴈木坂の被爲入候時分内記儀板端の進出罷在、土佐守御表之方鏡板之端の罷出有之。御意有之節、内記致中座、御裏式臺之方の伊勢守・藏人等罷出有之所に而御意有之。階段下の他龜次郎殿御出向に付、御挨拶有之。夫より階上御廣縁通り致御先立、實檢之御間之前、備後守様御使者大井司馬允罷出、御奏者番披露、御中座被遊候付、御先立内記儀も致中座。夫より大廣間御縁側通り芙蓉之間、御小書院横御廊下より御奥書院御縁側、連雀之御杉戸より入。同所に中將様・御前様より之御附使者罷出候處に而御意有之。夫より葛之間後、御廊下より御居間書院三之間迄致御先立、其處より藤田平兵衛致御先立、被爲入候事。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

三月十八日江戸表御發駕、四月四日金澤表に御着城有之。是れ初て之御入國なり。同日御謝使として國老前田彈番孝敬を江戸表被遣なり。

〔溫敬公記史料〕

四月四日。到金澤。扈從老臣長甲斐守連愛前田修理。

〔金龍公記史料〕

四月四日。溫敬公始就國途疾。遣側番頭玉川二源太問之。而溫敬公疾癒發高田。故二源太候于魚津傳旨。又使書院組山本元吉于津幡。候途中起居。

四月六日。前田齊廣の麻疹順調なるを以て酒湯に浴す。

〔横山氏日記〕

四月五日

一、中將様御麻疹御酒湯、明六日被爲引候旨、月番より演述。出席無之人々且龍山にも可申遣旨も演述に付、則主付より申遣候事。

四月六日

一、中將様今日御酒湯被爲引候付、各竹澤御殿に罷出御祝詞申上。且加賀守様・御姫様方初

にも右御祝詞申上候筈。

四月十七日

一、中將様御麻疹之處御順快、御酒湯茂先達而被爲濟候。明日御床拂に付、各御祝詞之儀、表方より御側御用人迄聞合有之候處、明日御能拜見に罷出候人々は御祝詞申上可然、別に罷出御祝詞申上候に者不及旨申來候由、月番より演述有之事。

〔金龍公記史料〕

三月廿八日公罹麻疹。四月六日癒。此時幕府寄遞信問之。

四月六日。今明日前田齊泰初めて入國するを以て金澤の市民盆正月を行ふ。

〔似寄留〕

四月六日曇天、七日天氣能。兩日盆正月賑々敷、所々作物等有之。此節はしかはやる。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

四月四日加賀守様御國入に付、町中奉祝盆正月、所々作り物出來迎も繁昌なり。堤町一つ水溜に高さ十間計之二見の浦作り物出來、日は石浦町二つ水溜に有之なり。其外所々に作り物出來數十ヶ所ゆる不記。

四月十六日。前田齊泰の病麻疹と診せらる。

〔官私隨筆〕

四月十四日

一、加賀守様一昨夕於竹澤御殿御能被遊候後、少々御外感之御氣味に被爲入候處、昨朝より御熱氣被爲在、御膳も被召上兼候。丸山了悦御藥差上、昨今先御同様に被爲在候、若御麻疹にも可被爲成哉と申上候由。竹田氏はなし也。

〔官私隨筆〕

四月十六日

一、加賀守様先日以來御風邪之所、今朝より御麻疹に御治定、御順症に被爲在候旨、御醫者中申上候段、竹田市三郎を以被仰出候付、今日各相伺御機嫌、退出より竹澤御殿へ罷出、右恐悅申上候。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

四月十六日より加賀守様御麻疹御滯なり。大將軍より右爲御尋宿繼御奉書到來するなり。翌月御酒湯之御祝有之なり。

四月十六日。前田齊廣の女恒姫の病麻疹と決定す。

〔官私隨筆〕

四月十六日

一、恒姫様當五日頃より御熱氣被爲在、昨今御發物有之候處、今日御麻疹に御治定、御順症之旨高田彌左衛門申聞候付、明日御廣式へ罷出、相伺御機嫌可申旨、御用番より昨日以紙面被申越候付、今朝四時過御廣式へ罷出、以古屋甚兵衛相窺御機嫌、御様子相尋候所、御順症に被成御座、御發しも少く相見え、御膳も御相應に被召上、御通じも程能被成御座之由。

四月十八日。老臣等前田齊泰の襲封入國を祝して物を献る。

〔諸事覺書〕

四月十八日

一、今度御家督・御轉任・御入國候爲御祝儀、各より左之通獻上、年寄中は組共直に御奏者番に被達上候。御家老中等は以使者二御丸の指出、其組々役人相詰、夫々の相達指上之。

一、年寄中 御太刀馬代・紗綾三卷銀七兩二分 臺居 干鯛昆布代金三百疋臺居 御樽代三百

疋臺居 包のし・目錄

一、御家老・若年寄 御太刀馬代・紗綾二卷右同 臺居 干鯛昆布代金三百疋臺居 御樽代二

百疋臺居 包のし・目錄

- 一、龍山 御太刀馬代右同 一種代金二百疋臺居 包のし・目錄
 - 一、中將様の御隱居之爲御祝儀献上物左之通。
 - 一、年寄中 御太刀馬代前同 二種代御樽代三百疋臺居 包のし・目錄
 - 一、御家老中・若年寄・龍山 御太刀馬代右同 一種代二百疋臺居 包のし・目錄
- 以上

四月十八日。前田齊廣能を演ず。

〔留帳〕

四月十八日

一、十六日今枝氏より廻狀に而、今日竹澤御殿御能拜見被仰付候間、上下着用に而可罷出旨申來候に付、今日六時出宅に而罷出申候事。

御用附

- 翁 千番三歳 養老 權兵衛 箆 千左衛門
- 吉野 靜 御 國 栖 佐七郎 祝言岩船 年 萬
- 藥水 萩大名 千鳥

以上

- 一、御能初り候前年寄中御目見、其節何れ茂御上段方向御目見、相濟御舞臺之方々向。
- 一、御能相濟、年寄中御目見初之通り。右相濟退候節、御廊下之内に中將様御近習頭・加賀守様方御近習頭兩人並居候處に而、御兩殿様の御禮申上直に退出之事。

四月廿六日。東本願寺使者を遣はして前田齊泰の就封を賀す。

〔諸事覺書〕

四月廿六日

- 一、四時過本願寺殿御使者野崎加次馬登城、大廣間二之間に着座、寺社奉行挨拶罷出、組頭辻市右衛門・多羅尾左一郎罷出挨拶。畢而御奏者番上坂主鈴罷出、御兩殿様の御口上承り、御進物受も相濟、追付年寄中一切・御家老中一切罷出及挨拶。
- 加賀守様の

本願寺殿より

今般始而御入國、萬端首尾能被爲濟、幾久敷目出度被存候。依之爲御祝儀目錄之通被致進覽候。委細書中に而被申入候。此段宜可申上旨御口上に御座候。光養君様より御口上同斷。

御狀一通 御太刀一腰 紗綾十卷 昆布一箱 干鯛一箱 御樽代金千疋一荷 御馬代黃金
十兩

光養君様より

御太刀一腰 長綿十把 干鯛一箱 御樽代金五百疋一荷 御馬代銀五枚

中將様

昆布一箱 干鯛一箱 御樽代金千疋一荷

御使者自分献上物

御太刀御馬代銀一枚

右畢而湯原又左衛門相伴に而二汁六菜之御料理出之、内藏助罷出御意之趣申述、相濟年寄中
一度挨拶に罷出。御酒之内藏人罷出御意申述。

四月廿六日。風邪流行するを以て諸士の長髪出勤を許す。

〔諸事覺書〕

四月廿六日

一、表方より演述。

御横目

頃日風邪等専流行いたし、諸御番所等引人多、御人指支候條、病氣之様子次第長髪に而出勤
之儀御免被成候事。

右之通一統可被申談候事。

四月

四月廿八日。遠所御用の爲出役する者の食事は一汁又は一菜に限るべき
ことを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

遠所爲御用出役之御人々旅宿において食事之儀に付御別紙御渡被成、毎度被仰渡之趣も有之
候間、一汁歟一菜歟之外堅指出不申様相心得可申旨、尙更私より申談候様被仰渡候に付、爲
御承知御別紙相添相廻候間、先々御順達落着より御返可被成候、以上。

四月廿八日

廣瀬又八郎

諸郡仲間宛所

四月。御馬廻頭が他國に使用する際の行装に鎗又は矢籠を減すべきことを
上申す。

別紙は明ら
かならず

〔御親翰帳之書拔〕

私共他國御使罷越候節、道中武器爲持方、御供御道中御定を以鎗三本・矢籠爲持來候。是迄御儉約被仰出候砌、御供御道中鎗二本爲持可然旨被仰出、其通爲持申儀も御座候。當時萬端事輕之儀被仰出候砌にも御座候間、當分鎗一本減敷、又は矢籠相止候敷、兩様之内一品相減爲持申儀も可有御座候間、此段無急度御達申上候事。

申 四月 月

御 馬 廻 頭

四月。御郡方の者の木綿及び布以外を着用するを禁ず。

〔御觸留拔書〕

近年度々被仰出候趣も有之、着類等専應服を相用、一統其通相守候所、百姓之内には今以心得違之者も有之舛に相聞え候條、急度相改可申候。宿立等之ヶ所は、金澤等之町方之風俗を見習様之者茂有之哉に相聞、不届至極に候條、家内末々迄無油斷申論、いか様之儀有之候而茂木綿・布之外一圓着用致させ申間敷候。若此上心得違之者有之候得者、無泥召捕候筈に候條、人々相心得、家内之者共々茂嚴重可申談候。別而宿立等之箇所等は、心得違之者見請候はゞ直様相斷可申候。右之趣嚴重に申談、役人共無油斷可相心得者也。

四 月

諸郡村々役人

御 郡 奉 行

五月朔日。前田齊泰の麻疹癒ゆ。

〔横山氏日記〕

五月朔日

一、加賀守様御麻疹、段々御順快、今日三番目御酒湯被爲引候付、年寄中等熨斗目・上下着用に而登城之事。

〔官私隨筆〕

五月朔日

一、御酒湯等被爲濟候付、御祝之赤飯・御吸物被下旨、以丹羽七郎左衛門被仰出、各列座於松之間二之間御意之趣拜聽之。

一、御酒湯等被爲濟候付、爲御祝儀各御肴一折充献上之、於右同所同人を以上之。

〔官私隨筆〕

五月朔日

五月朔日。前田齊廣の女直姫の病麻疹と決定す。

直姫様此間御不例之處、御麻疹に御治定に付、御機嫌相窺之、御様子相尋候所、少多く御發し被遊候へども、御筋合宜敷、御順症に被成御座候。御食・御通じも御相應之由。

五月二日。能州口郡に産する四ヶ縞の判押人を改む。

〔御觸留拔書〕

能州口郡に而出來之四ヶ嶋、是迄同所に而出來之四ヶ晒判押人相改、印押候得共、徳丸縮与入交紛敷候に付、已來徳丸縮吟味人徳丸村權右衛門右四ヶ嶋改方申渡、印爲押可申候條、此段被申渡、嚴重相改候様可被申渡候。依而印相渡候條、權右衛門右可被相渡候。當年之儀者春已來買入候者可有之候間、此分は是迄之四ヶ晒之印に而可見通候。尤四ヶ晒之分者、是迄之判押人手前に而嚴重相改候様可被申渡候。都而印洩之品取扱候者見咎於相斷者、品物取扱見咎候もの品物代半分可被下候條、此段夫々可申渡候、以上。

五月二日

御算用場

御郡奉行中

追而右判賃之儀、四ヶ晒同様壹疋に付壹分取立、其内貳厘宛判押人右被下候條、都而四ヶ晒同様散役裁許に相渡令上納候様、權右衛門右被申渡、散役裁許にも可被申渡候、以上。

〔御觸留拔書〕

能州口郡に而出來之四ヶ晒、是迄同所判押人於手前印押相渡候。然處近年於同所四ヶ嶋出來に付、此分右判押人於手前印爲押候得共、徳丸縮与入交紛敷候に付、今般遂詮議、徳丸縮吟味人徳丸村權右衛門右四ヶ嶋改方申渡、別に印相渡候條、四ヶ嶋出來之村右、不相洩權右衛門方右指出、印請候様嚴重可被申渡候。依而印鑑五拾枚相渡候條、右品取扱候者右被相渡、印洩之品堅不取扱様可被申渡候。尤無印之品於取扱候、斷次第品物取扱、見咎候者品物代半分可被下候。且又當年之儀は春已來買入候分可有之候間、此分は是迄之四ヶ晒之印に而可見通候。勿論四ヶ晒之分は是迄之通に候條、都而印洩之品不取扱様嚴重可被申渡候、以上。

五月四日

御算用場

御郡奉行中

五月三日。前田齊泰竹澤御殿に齊廣を訪ふ。

〔溫敬公記史料〕

五月三日。以麻疹瘡始參竹澤。

五月四日。前田齊廣の子他龜次郎の病麻疹と決定す。

〔官私隨筆〕

五月五日

一、他龜次郎殿此間中御熱氣有之候處、昨日より御麻疹に御治定之由。依而今日退出直に御廣式へ罷出相伺御機嫌可申旨御用番演述。則罷出以進士源兵衛相窺之、御様子相尋候處御順症被成御座候。乍去御熱勢は餘程強、御發しも多き方に被爲在、御譚語も多く候。召上り方も少く候へども、外御替被成儀も無之御順症之由。

五月五日。前田齊廣の子延之助の病麻疹と決定す。

〔官私隨筆〕

五月五日

一、延之助殿此間中御熱氣有之候處、今日御麻疹に御治定、御順症に被成御座候。依而明日各被罷出候旨、御用番より以紙而被申越。

五月六日。公事場に於いて禁牢に處する者の期間を改む。

〔御親翰帳之抜書〕

文政七年五月六日

一、公事場御刑法方之儀に付、大地縫殿左衛門等々、執筆之内竹澤御殿へ罷出候様申來、罷出候所、被仰出之趣申聞候趣有之候事。

公事場奉行々

公事場禁牢者御刑法之儀、思召被爲在、今般左之通御改被成候。

是迄二・三ヶ月禁牢之者 三十日

四・五・六ヶ月禁牢之者 五十日

七・八・九ヶ月禁牢之者 百日

御領國追放代刑 十ヶ月

三ヶ月所御構追放代刑 十五ヶ月

右之通被仰付候。百日以下禁牢者は、言上以前又は言上中に而も、日數滿候者出牢可被申付候。大飛者一卷に小飛者有之候は、一件吟味落着之上、右之振に可被相心得候。

一、天明五年以來者、賊に入墨被仰付、右入墨及三度候上惡事いたし候へば、死刑被仰付候へ共、是以後入墨及兩度候上、重而惡事いたし候へば死刑可被仰付候。依而出牢之節、重而惡事いたし候へば罪之輕重に不依、死刑可被仰付旨急度爲申聞可被置候。右之通被仰出候條、可被得其意候事。

甲申五月

〔刑法例書〕

今般御刑法方相改候に付、左之品々御指圖御座候之様仕度奉存候。

一、十ヶ月・十五ヶ月禁牢之上出牢被仰出、其段申渡牢屋に指置候者は、右月數滿候上、翌月二日出牢可申付。

一、百日以下之禁牢者、右日數滿候共、式日を待出牢可申付候。

一、小罪に而下濟、出牢申付候者共之内にも、各御聞届下濟与、御聞届無之下濟与、兩様御座候。然處今般百日以下之禁牢者は、言上以前に而も、日數滿候は、出牢可申付与被仰出候儀に候得者、右御聞届下濟に可相成分は、各御聞届、公事場へ御出座之御序有之時者是迄之通、其儀無之節者、前々御聞届下濟者出牢之日數相しらべ、其日數に向候は、尤出牢申付、年中一度右下濟者罪之大綱を帳に仕立、御達可申哉奉存候。尙更御指圖御座候様仕度奉存候、以上。

五月廿九日

辻 平之丞

遠 田 誠 摩

津 田 兵 庫

村井豊後守様

付札

本文之通可被相心得候事。

申 七 月

五月七日。前田齊廣の女從姫の病麻疹と決定す。

〔官私隨筆〕

五月七日

一、從姫様二・三日前より御熱氣被爲在候處、今日御麻疹に御治定、尤御順症被爲在候旨に付、明日各御廣式へ罷出候由、昨日御用番より紙面到來。依而今朝四時過御廣式へ罷出、以佐久間武太夫相窺御機嫌、御容子相尋候處、御順症に而第一御軽く、御通じも宜、召上り方御相應に而、何之被爲替御儀も不被爲在之旨演述。

五月十日。大聖寺侯前田利之歸邑の途金澤に着す。

〔横山氏日記〕

五月十日

一、備後守様夕七時前御旅宿に御着に付、御使御近習頭坂井與右衛門被遣候由之事。
一、今日御着後御登城之筈に候處、御麻疹後御勝れ茂不被成候付、今日御登城御斷申來候旨、表方より演述有之候事。

五月十二日

麻疹は前田利之

一、備後守様夜前九時前、此表御發駕之由之事。

〔溫敬公記史料〕

五月十日。備後守自東觀來至。以兩公疾不登城。

五月十四日。前田齊廣二ノ丸殿廣式に臨み能を演ず。

〔三守御譜〕

五月十四日御入國後、初て二御丸御廣式に御出被遊、御居間於御舞臺鉢木御能被遊。於御奥御料理被進。

是前四月十一日御病後初て於竹澤御殿御能被遊。其時三笑被遊。尤御次廻り等拜見被仰付、其後も度々御能被遊。

五月十六日。紫野芳春院及び高野山天徳院前田齊泰の就封を賀す。

〔諸事覺書〕

五月十六日

一、紫野芳春院今般御入國候御祝儀として出府、并高野山天徳院當病に付代僧五明院出府に而今日登城、年寄中等上下着用四時前出席。

一、四時過芳春院等登城候間、二之間に着座、同役僧兩人次之方屏風圍へ屯、年寄中一切、

御入國は前田齊泰の事にて係り、齊廣以下は齊の事に係る

御家老中一切挨拶に罷出る。五明院は實檢之間に屯。

五月十八日。家中諸士にして寺坊の女子と縁組することを禁す。

〔觸留〕

付札、定番頭に

一、御家中諸侍、御坊方之娘等致縁組候儀者不可然候。娘等御坊方に遣候儀は、是迄振合之通不苦候。

右之通被仰出候條、頭々其趣相心得罷在可申候事。

右之趣被得其意、諸頭中に寄々可被申談候事。

五月

別紙村井豊後守殿御渡候覺書寫一通相越之候條、被得其意、先々被相廻、落着可被相返候、以上。

五月十八日

杉野善三郎

〔御親翰帳之書拔〕

文政七年三月被仰出、五月觸出。

一、御家中三品之人々、御坊方より致縁組候儀不可然、娘等御坊へ遣候儀は是迄之通と被仰

出、其段一統相觸候事。

五月廿四日。前田齊泰入國御禮の際に於ける御禮人の服裝等を令す。

〔御觸拔書〕

御横目

御入國御禮人服之儀、年頭之通着用之筈に候。五箇年御省略中年頭半袴着用に候得共、今般之儀者長袴に而御禮被爲請候。

一、六月二日より御禮被爲受候節、御城に罷出候者服之儀、二日・四日・六日三箇日、御歩並以上布上下着用、御門方之儀者二日より十八日迄御禮被爲請候日、年頭之趣に相心得可申事。右之趣夫々可被申談候事。

五月廿四日

村井豊後守

五月廿六日。前田齊泰特に諸士の罪あるものを宥す。

〔温敬公記史料〕

五月廿六日。因就國宥前田權佐遠慮。減祿三百石。三田村紋左衛門塾居。多賀典膳塾居。減祿三百石。岡島帶刀塾居。減祿二百石。永井舍人塾居。減祿百五十石。其他頭分平士與力新番徒士料理人等若干人見宥。

〔横山氏日記〕

五月廿六日

伊豫守殿

岡嶋帶刀

右帶刀儀、不行狀至極、重き組柄別而不埒千萬に付、塾居被仰付置候得共、御免被成候。知行高二千五百石内三百石與力知、自分知二千二百石之内貳百石御減少、知行高・與力知とも二千三百石に被仰付候。此段被仰出候條、可有御申渡候事。

申五月

求馬殿

故安房守跡組

多賀典膳

右典膳儀、不行狀至極、重き組柄別而不埒千萬に付、塾居被仰付置候得共、御免被成候。知行高三千石之内三百石御減少、二千七百石に被仰付。

同

永井舍人

右舍人儀、不行狀至極、重き組柄別而不埒千萬に付、蟄居被仰付置候得共、御免被成候。知行高二千石内五十石故松村茶湯料、本高千九百五十石之内百五十石御減少、知行高千八百石に被仰付。

右之通被仰出候條夫々可有御申渡候事。

申 五月

豊後守殿宛

前田 權 佐

右權佐儀、江戸詰中御門外に而不心得之趣有之段被聞召、近年段々御家中心得等之儀被仰出候處、重き職分も被仰付置候處、右等之趣甚以不應思召に付、遠慮被仰付置候得共、御免被成候。知行高三千七百石内二百石與力知、自分知三千五百石之内三百石御減少、知行高・與力知共三千四百石に被仰付候。此段被仰出候條、可有御申渡候事。

申 五月

五月。諸士の子弟にして刑に處せられたるものを給人の養子として遣はすことを禁ず。

〔御親翰帳之抜書〕

文政七年五月

一、脇本定右衛門嫡子舟助儀、文化七年六月於學校大村武次郎四男乙四郎与、字突取遣之儀に付戯長じ、互に彼是争之内、乙四郎脇指鞘離れ、同人疵付相果候に付、舟助儀同年遠嶋被仰付、同十四年六月遠嶋御赦免被仰付候。舟助儀重き御咎も被仰付候者に候へば、名跡奉願候儀尤奉恐入候に付、二男兵吉儀追而嫡子に相立、名跡相續奉願度了簡に罷在候。舟助儀御赦免被仰付候儀に御座候間、可相成儀に御座候はゞ、御歩組等之内養子に指遣申度内存之旨申聞候に付、及内談候旨等、頭渡邊多宮より紙面を以申聞候へ共、御歩組等に而も、御家人之養子に指遣候儀は難成儀と奉存候。しかし町醫者・神主・陪臣などへ養子に遣候儀は苦ケ間敷哉と伺之所、其通与被仰出候事。

五月。前田齊泰諸士以下に仕法調達銀の内を貸附す。

〔觸 留〕

今般御家中勝手難澁之人々宛、御仕法銀之内を以御貸附就被仰付候、御組・御支配之人々知行高・名前、且若借用無之人々等も有之候者書分け方別紙草案之通御書記、當月中に御仕法方役所宛御差出可被成候。

一、他國詰人并江戸・京・遠所在住之人々借用有無之儀、急速御聞糺、相知次第御書出可被成

文化七年に脇本乙次郎嫡子長次郎の事あり

候。

一、足輕・坊主并小者人數高帳面に記、當月中に御書出可被成候。

一、御組・支配有之頭分之御面々者、御組等帳面之内に御自分知行高等書加、御指出可被成候事。

五 月

別紙兩通并案帳之趣御承知被成、御同役・御同席御傳達、御組・御支配御申渡可被成候。且御組等之内裁許有之人々者、其支配も不相洩様、是又御申渡可被成候、以上。

五月廿三日

木梨左兵衛

澤田義門

今般御貸渡之儀、組・支配之人々一統呼立被仰出候趣、且兩組頭之御渡之覺書之趣具に申聞、如此御趣意に候間、拜借之上不束成遣方有之候而は無申譯次第に候條、人々當時運び方精密に書立、御貸渡之分拜借仕、此處に振向、以來之運び方如此取極、何分取續可申覺悟之旨、銘々より承之、猶又頭々存寄も急度及助言、何分御格別之思召を以過分之御貸附方其詮相立候様、人々勝手向之厚薄に隨ひ成限綿密に存寄通り及指圖可申。尤勝手向之厚薄、且者其人々勝手始抹之致方、兼而心付罷在候趣を以、人々により指圖方も可有之儀に候。

一、町會所仕送り人之儀者、於町會所當半納直段近年之相場を二・三年平均中勘圖りを以遂指引、急々指引書頭々相達候筈に候間、頭々よりも町奉行の右之趣を以申達、指引書取請候上本人の渡之、引取以來之取續可相成哉否を重而遂詮議、引取難成分は其段頭々より直に町奉行に可申達候。引取可相成分は、以來之取續引請之町人承立候分も可有之、又者手捌出來之分も可有之、夫等之趣見計与得承札、引請申町人有之分は、右町人を頭々の呼寄与得承札、品に寄又人に寄、町人仕送り方時々頭々の承届申様に仕候分も可有之候。右勝手引取相成分は、取調理相極候上、名書を以御勝手方々頭々より其旨御達可申候。右組・支配之人々勝手向之様子細か成儀は、人々手前承調理申上ならでは難取極品に候間、何れに茂頭・支配人此度之御趣意与得會得仕、組・支配之人々勝手向之厚薄に隨ひ、人々取續之爲に相成候様精誠を盡し及指圖可申候事。

五 月

〔雜事日記〕

御家中之人々勝手難澁に付、外に御救方之御手段一圓無之候得共、格別之思召を以御仕法御調達銀一統の御貸渡被成候條、此段可申渡旨被仰出候。割合等之儀別紙之通に候。

右之趣被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配の茂相達

候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

申 五月

御貸渡之割合

- 一、十三貫宛 自分知一萬石當り
- 但、一萬石以上都而一萬石當り
- 一、十貫目宛 自分知五千石當り
- 但、五千石以上都而五千石當り
- 一、七貫目宛 自分知三千石當り
- 但、三千石以上都而三千石當り
- 一、五貫目宛 自分知二千石當り
- 但、二千石以上都而二千石當り
- 一、四貫目宛 自分知千石當り
- 但、千石以上都而千石當り
- 一、千石に不滿知行百石以下半知行迄都而百石に付五百目宛之割。
- 但、八百石以上千石に不滿知行者都而八百石當り

一、御扶持方・御切米之分者、知行に直し百石に付五百目宛之割。右之割を以御貸渡之事。

但、江戸・京并遠所在住之人々も、右之割合を以御貸渡之事。

一、町會所仕送之人々茂、右割合を以致借用、勝手引取之儀可相成人々は御貸渡可有之候。右を以引取之儀難相成人々は、來年に至り御詮議之筋有之に付、此度御貸渡無之候事。

一、隱居之人々は御貸渡無之候事。

一、當時舊宅之人々は、跡目之御沙汰有之候上、御貸渡可有之候事。

附、御扶持方等之人々も右に准じ可申候事。

一、御知行御取上御扶持方被下置候者、并御答被仰付置候人々者、御貸渡無之候事。

一、右御貸渡銀渡方、千石に不滿知行之分は、當七月朔日より十一日迄に可相渡、千石以上之分は、同月廿一日より廿九日迄都而奇日可相渡候事。

但、御扶持方御切米之人々者、七月朔日より十一日迄に可相渡候事。

一、二十目宛 足輕坊主

一、十三目宛 小者類

右足輕以下は被下切之事。

一、右御貸付銀御仕法、御調達銀之内を以御貸渡に付、八朱之利付を以、來酉の年より十ヶ年賦を以可致返納候。依而右爲引當、元銀一貫目に付草高十一石二斗宛致除知、村付帳御仕法方役所可指出候。御扶持方・御切米之人々も、右同様年賦を以可致返納候。除米之分は、元銀一貫目に付現米五石宛之圖りを以、御醫者以上之分は春渡之節、御算用場に而右米高引去切手可相渡候。新番以下之分は、頭々於手前右割合を以米高引去切手可指出候。除米之分は別切手に認め、御算用場可指出候。猶委曲之儀は、右主付木梨左兵衛等直に承合可申候。足輕以下被下銀之分も、左兵衛等手に而可相渡候條、夫々直に承合可申候事。

申 五月

御馬廻頭・御小將頭

今般御仕法御調達銀御貸附之儀被仰出候趣、一統申渡候通に候。右御仕法銀者、初發被仰渡置候通、未年迄に追々元利全可被返下御議定有之候故、無據十ヶ年賦利足を茂御取立被成候。左すれば、小身之人々杯は至爲にも相成間敷哉に思召候得共、御勝手御逼迫、其上追々莫大之御物入も被爲在候儀者、何茂承知之通に而、外に被成方も無之、不被得止事右之通被仰付候條、此處頭々等手前において心得有之、人々精實を勵、萬端遂儉約、いか様にも勝手取續之儀專要可相心得旨申渡。今般御貸付之御主意相立、其詮有之候様取扱可申儀肝要之事に候。是

等之趣頭・支配人の譯而可申渡旨被仰出候條、被得其意、組・支配有之人々の各より夫々可被申談候事。

五 月

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

五月、昨年被仰付候銀札を以、御家中一統御知行百石に付五百目充御貸付、足輕は銀二十目充、小者は十三匁充被下切に被仰付、御入國之御祝之御含、肥前守様御心添、深き被爲在思召候御儀、誠に難有御仁恵と奉感稱るなり。

五月。藤内頭より藤内・非人頭・痾癩・穢多・舞々等の勤務に關し上申す。

〔國事雜抄〕

覺

藤内 陰坊 駕籠屋

右藤内と申は身分之本名に御座候。陰坊と申儀は、町家等之死去人を葬候時之名目に御座候。但藤内に而不限、惣而死人を葬候者を陰坊と唱申候由。駕籠屋と申候は、御武士家・町方等に御吉事有之、御祝に罷出候砌、并五節句等嘉日に勸進方仕候砌は、駕籠屋と相唱候事。

非人頭 乞食

またじは處分の意

右非人頭と申は、御當所に七人罷在、身分本名非人に而、御當地門下・橋下等に乞食病死仕候へば、死骸取またじ仕候。依而右助力に御武士家・町方等御吉事有之砌は非人頭と相唱御祝に罷出、鳥目等申請候。乞食と申は、本名非人にて、町家等乞食に罷出候時之名目に御座候。但非人頭御郡方の勸進方に罷越候砌は、よかれ左衛門と相唱候事。

右藤内・非人者藤内頭裁許仕候事。

葛 癩 物 吉

右かつたいと申は身分本名に御座候。但無宿類之者癩病相煩、乞食に罷成候得ば、藤内頭より乞食札相渡、かつたいども方の相渡候へば、彼等垣内に指置申候。且門下・橋下等に癩者相果候へ者、死骸加州かつたい共方の引取候儀、前々より之所作に而御座候。依而右助力に御武士家・町方等御吉事之砌、物吉と唱御祝に罷出、鳥目等申請、其外嘉日にも、右名目を以手之内勸進仕候事。

穢 多 皮 太

右兩名は同事に御座候。所作は牛馬等之皮はぎ仕候。但し町方等罷出、勸進は不仕候事。

舞 々

右者三太夫と申而、御武士家・町方等にて舞をいたし、手之内勸進仕候。以前は折違町池小

路に罷在候得共、當時者何方の罷越候哉、舞々之所作相止候故、住所相知れ不申候。右代り石川郡藤江村百姓中之内、舞々と唱町家等の罷出、手之内勸進仕候由に相聞え候へ共、右は藤内頭裁許不仕候事故、實否相知兼候事。

右葛癩・穢多・舞々は藤内頭裁許等仕候事。

右御尋に付申上候、以上。

藤内頭 三右衛門

文政七年申五月

同 仁 藏

六月朔日。日蝕あり。

〔官私隨筆〕

五月廿七日

一、來月朔日卯之五刻より日蝕に而、八分半に候間、出仕之面々蝕終次第、五半時過相揃可申趣、御横目觸之寫御用番より到來。

六月朔日

一、今朝日食八分半、卯之五刻初めにて、辰之一刻甚、同五刻復也。一昨日頃より尺時計正時刻にかけ置、初甚復之印を付試候處、初は當時之鐘之正五ツ頃、甚は半前、復は四時前也。

今日者曇天に而、分明には見えがたく候へども、大方三日月の少太き程に相成候なり。夕七時過の明るさ也。

六月朔日。前田齊泰、齊廣を竹澤御殿に訪ふ。

〔三守御譜〕

六月朔、今公御入國初て於竹澤御殿御招請可被遊旨被仰出置候處、五月晦日より御不例に付御延引被仰出。依て今公爲御機嫌御伺竹澤御殿へ被爲入。兼て其日御能も被遊御圖に付、公は不被遊候得共矢張御能は被仰付、則今公項羽被遊。

六月二日。本日より諸士等前田齊泰の家督を續きたる後初めて入國せるを祝す。

〔官私隨筆〕

六月二日

- 一、今日御入國御禮初日、御用番六時前登城之筈之所、少遲參、其餘同刻過頃迄に登城、自分六打即出座。
- 一、一番座御禮人揃候而、列居之儀被申談、人持中列立ち、頭分にかゝり候旨坊主申候頃、甲

不例は前田齊廣

斐守殿・土佐守殿・伊豫守・豊後守殿、各檜垣御間溜等之内圍有之所に而、裝束大紋直垂に改之。

自分家來宇野半左衛門・林彌五兵衛・岩崎武右衛門召連候。右家來三人名前、一昨日御用番

并御横目へ以紙面達之。

一、右裝束改相待居候間に五半御時計承之。

一、御奏者番上坂主鈴・奥村主馬佐素袍に改、檜垣之間縁頬着座所へ罷越候案内承之、各同

所へ罷出。

一、御家老中兩人藏人・庄兵衛、布衣に而伺公、御表小將三人大野藏人・佐藤半人・小谷義一、素袍に而着座、各如繪圖、

御奥小將横目淺香五兵衛、是又如圖罷出。御表小將御番頭高田善右衛門は御奥書院御縁頬之隅に罷

在、是は間違歟。繪圖之所に而は御意拜聽仕候故如此之由。

一、追付御出、御次第如御席附甲斐守引役大野藏人、奏者主鈴、土佐守引役佐藤半人、主馬佐、豊後守

引役佐藤半人、主馬佐四人御禮濟、庄兵衛會釋有之、甲斐守等重而罷出御禮仕、御敷居を入候之處、藏人

出懸り、諸大夫之面々御入國初而御禮被爲請、目出度御儀奉存段被申上、目出度と御意、甲

斐守御請被申上。此時御のしの御意無之故見合いづれも少頭をあぐ。此間暫御熨斗三方御表小將小谷義一持參有之、御番頭も見合罷在候様子に而、其内御のし出候也。

之、各頂戴切のし之筈之所、今日に結びのしな。懷中、藏人重而罷出、御のし頂戴仕難有仕合奉存旨申上、萬端都合能と御意有之。此御意拜聽不仕得、難有奉存旨甲斐守重而被申上、御次第書に平伏と有之候へども

餘り御座なき故如此申。末座より退出。
上候と甲斐守被申。

- 一、此間に一先被爲入、御裝束御改被遊。
- 一、各長上下に改之。

一、追付重而御出、於御奥書院竹田彦六郎御使歸御目見被仰付、御用番求馬等は御小書院に而列居故、彦六郎誘引土佐守也。伺公は甲斐守・伊豫守・豊後守也。畢而於御小書院、求馬を初若年寄迄之御禮相濟、於御廣間人持・頭分御禮被爲受之。御禮人指引御用番求馬及内膳、扣は土佐守也。五千石人持御禮之時四つ打、新番頭之上に而御入、御裝束之間御閑所へ被成御座候御様子也。然所各御居間へ被爲入候となし、芙蓉之間之邊迄罷越右一先御入之事、兼而藤田平罷候間も可相成と之事候處、御裝束之間に被成御座御様子故猶豫之所、改田主馬罷在、不苦候席へ參候様にと之事也。依之罷越、追付又伺公所へ參る。

- 一、無程御出、新番頭より寄合迄御禮被爲受、相濟被爲入。九時大分前也。
- 一、定番御馬廻御番頭御禮之時四つ半承之。
- 一、二番座御禮人列居宜、追付御出、於矢天井間獨禮難仕人持・頭分御禮、伺公豊後守。畢而於御大廣間御表小將・御大小將等御禮、御射手相濟候所に而暫被爲入、追付又御出、相濟被爲入。

九半不聞之、席へ罷越候上八つ之鐘承之。

六月四日。前田齊泰復入國の賀を受く。

〔官私隨筆〕

六月四日

- 一、今朝五時前登城。
- 一、一番座御禮人御大廣間、二日當番之頭分・御表小將・御大小將并御馬廻三組御禮、御用番求馬并内膳指引、扣は土佐守也。五半時過相濟。
- 一、二番座御禮人御出以前伺公所に着座之内四つ承之。獨禮相願候平士、於矢天井間御通掛御目見。伺公豊後守。夫より於御大廣間、御馬廻三組并遠所在住之平士、二日相殘候新番御禮。指引右同斷。被爲入候節、於柳之間御役者共御通掛御目見。伺公伊豫守、被爲は奥野主水也。町奉行宮崎信次郎、御横目今井舍人。
- 但、御禮人濟寄之節、舍人より案内に付而柳之間へ罷越也。此儀前廉示合置候也。
- 一、四半時歸宅。

六月六日。前田齊泰復入國の賀を受く。

〔官私隨筆〕

六月六日

- 一、今朝も五時前登城。
- 一、御禮人相揃候處、列見合候様被仰出有之由也。五時過列居宜敷、追付御出、於御大廣間御馬廻三組御禮、扣豊後守殿也。五半前相濟被爲入。
- 一、重而御出之節、於矢天井間獨禮難仕人々御通掛一通御禮、伺公豊後守殿。夫より御大廣間へ御出、御馬廻三組御用番支配共御禮、扣甲斐守也。無程相濟。
- 一、四時前歸宅。

六月六日。西本願寺使僧を遣はして前田齊泰の就封を賀せしむ。

〔諸事覺書〕

六月六日

- 一、九半時頃西本願寺殿より之御使者嶋田帶刀登城、御大小將誘引御大廣間下之間に着座、御口上御奏者番承り、御進物夫々御勝手引之、年寄中一切御家老中一切挨拶罷出候處、御門主より之御命之趣申述。退候上組頭挨拶に而二汁五菜之御料理、組頭岡田太郎右衛門相伴に而之。修理罷出挨拶、御酒之内御使織江罷出申述候事。
- 一、右相濟御使者御目見不被仰付候旨被仰出。
- 一、加賀守様より御答應候而可申述旨武田喜左衛門を以被仰出、御口上書被渡下候。中將様

より玉川二源太を以御口上書被渡下、御答應候而可申述旨被仰出。

- 一、御使者の御答申述候而宜旨組頭申聞に付、庄兵衛罷出御兩殿様御答申述、退候上年寄中一切御家老中一切罷出及挨拶。且又御命之御請申述、直に虎之間御縁頼に年寄中等一列罷出、御使者退出送候事。

六月六日。前田齊廣の病再び麻疹と診せらる。

〔官私隨筆〕

六月六日

- 一、中將様御麻疹御餘毒之御發物被爲在候處、御麻疹御治定之由江間篁齋等申上候。公邊向并御一門様方へは不被爲及御沙汰候。御内輪向御内々御麻疹之御取扱御座候様、加賀守様へ被仰進候由、神戸藏人を以被仰出候。依之今日竹澤御殿へ罷出、相伺御機嫌候由、御用番紙面到來、八半時過罷出候所、各二御丸より直に被罷出候退出に出合候也。
- 御様子相尋候處、月初より御熱氣有之、御發汗も被爲在候へども、御發汗切、御熱被爲醒候のみに而、御解し不被遊候而、御膳も被召上兼候内、昨日より御發し物被爲見、今に而は御面部杯明きたる所も無之様に御發し被遊候。昨今御不食、昨日は御飯漸八分計被召上、今日は梨子少々、或は枇杷之しゆかき杯少々被召上候迄に候。御藥は犀角消毒散に涼膈散御兼

しゆかき本のまゝ

用に被召上候。御通じは御滑便度々御通じ被遊候。多く御發被遊候へども、御順症に被爲在候由也。

〔三守御譜〕

御麻疹の御様子にて、先達ては御輕候所、此度は多く御發被遊。此年麻疹流行、先年と違一統輕き方。中には幼少者杯遊び遊び肥立申様のことも也。夫故か最前御滯は至て御輕き御麻疹と御醫師中診候所、全診違と沙汰する。此度は多く御發被遊、夫にて又麻疹の事に成る。

六月七日。前田齊泰復入國の賀を受く。

〔官私隨筆〕

六月七日

一、今朝五時前登城。

一、御表宜旨申上、御出、於御居間書院彈番儀御用番誘引被爲召、年寄中席御用見習被仰付候由。其節は自分は尤不致伺公也。畢而於御小書院、同人御入國御禮被爲請候。是去二日、まだ歸着無之故也。畢而於御廣間、小松御城番等等并四日・六日當番之御馬廻、暨定番御馬廻六組御禮。一先被爲入。

一、重而列立宜段申上、御出、於御大廣間組外四組御禮。但御出之節、於矢天井間御通掛り

座付御禮有、土州伺公。

六月九日。前田齊廣の病狀稍安靜を保つ。

〔官私隨筆〕

六月九日

一、中將様御麻疹に付、御様子相しれ申候は、承知仕度之旨、三上録郎を以原篠喜兵衛迄申入候處、御容子相知不申候由也。依而今日求馬殿方へ内々以紙面尋遣候處、即今朝竹澤御殿へ罷出被相候由。段々御安らかに被爲在候。昨日も廿八夕御膳被召上、鱈片身被召上、今朝十三夕被召上候由。只今之處段々御かせに御迎被遊、御兩便御快通被爲在、其外御替不被爲在旨被申越。

六月十日。前田齊泰復入國の賀を受く。

〔諸事覺書〕

六月十日

一、今日御禮人有之候に付、各五時迄に出席。
一、五半時前列立宜段申上、追付御出、御先立市三郎。御大廣間御下段へ御着座。定番御馬廻二組・組外・寺社奉行支配之平士・町同心・火矢方・御厩方・御鷹匠小頭・御歩小頭・定番小頭。

御算用者小頭・御料理頭・御細工者小頭等御禮被爲請、相濟被爲入。

一、四時重而列立宜段申上、追付御出、御先立市三郎。矢天井之間に而不行歩等に而獨禮難仕相願候者共座付之御禮御通懸り。夫より最前之通御着座、與力半分遠所附共、御大工頭御禮被爲請、御入之節柳之間上之間二圍に仕並居町人・檢校御通懸之御禮申上、直に被爲入、御先立市三郎之事。

六月十一日。前田齊泰復入國の賀を受く。

〔諸事覺書〕

六月十一日

一、今日御禮人有之候に付各五時迄に出席。

一、五半時前列立宜段申上、追付御出、御先立市三郎。御小書院に御着座、隱居之人々伊藤適等御禮、相濟人持之嫡子・年寄中弟・頭分之嫡子、相濟初而御目見之子共御禮被爲請、相濟被爲入、御先立同前。

一、四時前重而列立宜段申上、追付御出、御先立市三郎。矢天井之間に而人持・頭分行歩難儀いたし相願座付之御禮。夫より御大廣間御下段に御着座、頭分并平士當病に而二日以来不罷出人々、既與力半分・平士隱居・今津甚右衛門・中村錄太郎・大森三郎兵衛御禮被爲請、御入

之節矢天井之間に而御用承候町醫者座付之御禮被爲請、被爲入候事。

六月十一日。前田齊廣の病狀一進一退す。

〔官私隨筆〕

六月十一日

一、中將様御容躰求馬殿方へ尋遣候處、此間より不御宜、されども昨日より少々御宜方。昨日は一向に御絶食、今朝は十八夕被召上、此間無之召上方之旨。且此間御血便被爲在、篤齋初何も奉案候處、今日は御色も薄く相成候由。此間は度々御便に御出被遊候處、昨日は漸九度計御出、御間遠に被爲在候由被申越。

〔官私隨筆〕

六月十二日

一、今日中將様御機嫌伺之儀、御用番より被申越、九半時過罷出候處、甲斐守殿・豊後守殿・内膳殿・彈番殿・内藏助殿・織江殿・庄兵衛殿も被罷出、一所に大地縫殿左衛門を以相伺御機嫌、御容躰相尋候處、此間中御熱氣強被爲在に付、御通之劑等指上、少々御解被遊候處、夜前より又々御熱強、御難儀被爲在、何も奉案事。御食事も廿日より以後不被召上、此通にて御元氣御衰弱被爲成候而は難成に付、段々御會議之上、半夏瀉心湯に御轉方是迄氏白透散差上候由。可指

上趣に治定之處、今少以前御米飯惣じて三十目許被召上、夫より餘程御惣躰御宜被爲在候付、右御藥差上候儀先相見合申候由演述也。御醫者大方同案之内、梁田耕雲・石黒玄丈儀は、いまだ御熱不被解候間、御下痢之劑差上申了簡之由。其外は同案に而有之、御藥は高木學張へ調合被仰付候由也。

御痔をも御痛み御難儀被爲在、御心下も御痞被爲在候由。御大便も度々御通被遊候處、此頃は少御間遠に被爲成候旨也。

六月十三日。前田齊泰復入國の賀を受く。

〔官私隨筆〕

六月十三日

一、五時前登城。

一、今日は正月六日被罷出候寺庵方也。其内惣持寺・天徳院寶圓寺は此間方丈遷化、瑞龍寺は惣持寺輪番中に而、則今日被罷出候付、本寺之方に無之。溜實檢之間へ各罷越及挨拶。如來寺・玉泉寺・勝興寺并息寂靜院は、竹之間・虎之間と之境御廊下之内へ連越置、則右之歸り立寄挨拶。但如來寺・玉泉寺は虎之間の方を後にし、御勝手御廊下の方を上にして列居也。勝興寺等兩人は御勝手御廊下の方を後にして列居。御禮之列は如來寺・玉泉寺引離れ勝興寺之處、右之節勝興寺へ先に挨拶。兼頭は甲州也。其次土佐守・伊豫守・豊後守・求馬。

内膳也。其次御家老中も被罷出、見習彈番は不被罷出先例也。

一、御禮相濟、四つ時頃退出。

六月十四日。前田齊泰復入國の賀を受く。

〔官私隨筆〕

六月十四日

一、今朝五時前登城。

一、今日は正月十五日御禮之寺庵也。其内國泰寺へ御大廣間と虎之間境御廊下に而逢候也。如昨日妙成寺は逢不申分に候へども、入院初めに付而同所に逢候事。

一、御禮相濟、追付御居間書院へ御出、甲斐守・豊後守・求馬・内膳一切被召出、其次伊豫守罷出御禮仕、御敷居之内へ入候處、御自分無事と御意。益御機嫌能被遊御座恐悅之至奉存旨申上候之所へ、御表小將御廣蓋持參指置候上、今度於江戸御拜領之品被下候旨御意。御廣蓋頂戴之上、御拜領之品御取分拜領被仰付難有仕合奉存旨申上候。御表小將御廣蓋引候上退去。其次磐松・彈番一切、龍之助一切、其次御家老中等被召出。

一、各列座於松之間二之間、右初而拜領之御禮申上之。御取次有澤才右衛門。

一、四時過退出。

六月十六日。前田齊泰復入國の賀を受く。

〔諸事覺書〕

六月十六日

- 一、今日御禮人有之候に付、各五時迄に出席。
- 一、五時過列立宜段申上、追付御出、御先立市三郎。御大廣間御上段に御着座、御側御用人を初同頭並迄御禮被爲請、相濟被爲入。御先立同前。
- 一、同半時過重而列立宜段申上、追付御出、御先立同前。矢天井之間に而座付之御禮被爲請。夫より御大廣間御下段へ御着座、中奥組より新組迄御禮被爲請、相濟被爲入。御先立同前。披露之御奏者番等長袴着用也。

六月十六日。前田齊廣の病異狀なし。

〔官私隨筆〕

六月十六日

- 一、中將様御様子、求馬殿方へ尋遣候處、此間は段々御宜方に被爲在、十四日御快寝。されども御痔疾御痛に而曉方御目覺被遊候へども、格別之御痛に而も無之。其節素麵被召上、少々充兩度御替り、又一度は少御盛方も多く、是又被召上。其後又御休、十五日朝御目覺、隨

分御宜方に被爲在候由。御飯は昨日四十目餘被召上候由。今日之所九時頃にも候哉、丸山了悦診相濟、二御丸へ罷出、御惣躰昨日と御同様、今朝御飯三十一匁五分計被召上候。此間半夏瀉心湯指上置候へども、長くは指上申間敷と申上置候故、今朝江間篋齋初御僉議之上、大蓮莖散に御轉方被仰付候。昨日朝之内は御宜方に被爲在候へども、暑氣強き故にも候哉、夕方より夜中へかけ御氣重に被思召、召上り方も夕方は少く被爲在候。御痔も少御痛被遊候へども、格別成御様子には不被爲在、御餘熱御解し被遊候迄は、暫御同様に可被爲在哉と申聞候由、被申越候。

六月十八日。前田齊泰復入國の賀を受く。

〔諸事覺書〕

六月十八日

- 一、今日御禮人有之に付、年寄中等五時迄に出席。
- 一、五半時御表列立宜段申上、追付御出、御先立市三郎。御奥書院に御着座。辻市右衛門儀御用番誘引御使歸之御目見、年寄中等伺公。例之通罷出相濟。夫より御小書院へ御出、前田内記御入國之御禮相濟、御側御用人之せがれ一人御禮相濟。夫より御大廣間御下段へ御着座、十六日當番之御側御用人を初、新組迄御禮被爲請、相濟被爲入。

一、同刻過重而列立宜段申上、追付御出、御先立同前。御小書院に御着座、前田伊勢守名代之使者大嶋新左衛門御禮相濟。夫より御大廣間御下段へ御着座、小松・魚津等遠所在住之平士、四日不罷出人々、十日相殘候遠所附與力御禮被爲請、被爲入候事。

六月十八日。前田齊廣の女壽々姫の病麻疹と決定す。

〔官私隨筆〕

六月十九日

一、壽々姫様御麻疹昨夕御治定に付、御機嫌伺之儀是又今日御用番より被申越候付、紙面を以申上候。

六月十九日。前田齊廣一番酒湯に浴す。

〔官私隨筆〕

六月十九日

一、今日中將様一番御湯被爲引候に付、恐悅罷出候儀、昨日御用番より被申越候之處、疝邪不宜難罷出候に付、以紙面申上候。

一、中將様御様子、今日も求馬殿方へ尋遣候處、先此間御同様、昨日は召上り方七十目餘、今朝は少々被召上候。御通じ方も兩三度御出之旨。暑さも強く候故、朝之内は御宜方、晝後は左程に

疝邪は奥村
助右衛門

不被爲入旨。御痔疾は御宜方之由。只今に而は御案事申上候儀は無之と被存候旨被申越候。

六月廿三日。前田齊廣の病異狀なし。

〔官私隨筆〕

六月廿三日

一、中將様御様子、一兩日不御宜様に承候付、今日求馬殿方へ尋遣候處、此間御様子御十分に不御宜、御食少々も不被召上、山の芋少々被召上候處、昨日夕方御膳十四匁計、薯蕷四十分目計被召上、今朝之御様子大に御宜、御膳も廿七匁計被召上、御兩便も程能御通、御藥は加減、順氣和中湯に御轉方、丸山了悦差上候旨被申越。

六月。町會所の銀子を借用したる諸士は公用以外從來外出を遠慮せしめられたる法を撤去す。

〔御觸拔書〕

付札、定番頭宛

町會所仕送之人々、御用之外外出遠慮可仕旨等、先達而被仰渡置候得共、以來外出指解可申旨被仰出候。

文政四年二
月十四日及
四月參照

右之趣被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配に茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣一統可被申談候事。

甲申六月

六月。町方の者の川殺生を行ふを禁ず。

〔國事雜抄〕
町方之内渡世にても無之者共、近く川殺生等に罷越候族數多有之躰相聞え候。元來町家之儀、右様之業を慰にいたし候譯にては無之筈之處、其辨別も不致儀不心得之事に候。ケ様之品致増長候ては、畢竟家職に怠る基に候條、一統心得違不致様、末々迄不相洩急度可申渡置候事。

右之趣夫々可被申渡候、以上。

申六月

七月朔日。前田齊廣の病異狀なし。

〔官私隨筆〕

七月朔日

御様子相尋候處、御同篇之内惡敷方には不被爲入。此間御通方不御宜之處、昨日は三合餘御通じ、御大便も昨朝御快通、御飯六十目餘被召上、其外くしこ山之いも并饅頭も被召上、彼是百目計にも相成候由。昨日より御醫者も篤齋へ被仰付、御藥大蓮莖散指上候由。

七月二日。幕府本日より壹朱判の通用を令す。

〔御觸留拔書〕

大目附に

水野出羽守殿御渡候御書附寫壹通相達候間、被得其意、答之儀織田信濃守方可被申聞候、以上。

七月朔日

大目附

御名内留守居中

此度世上通用之ため吹立被仰付候壹朱判之儀、七月二日より可致通用候。尤先達而相觸候通、小判・貳步判・壹步判・貳朱判等取交無差別取引爲致候條、通用指滯申間敷候事。

一、壹朱判通用之ため、江戸・京・大坂其外在々に而是迄吹直金銀引替御用勤居候者共可申付、引替方爲取計候間、壹朱判望之者は右引替御用勤居候者共之内可申込、古金又者吹直金貳步判・貳朱判を以勝手次第引替、遠國先々迄も通用方指支無之様取計可申事。

一、壹朱判兩替に付切賃之儀、貳步判・壹步判・貳朱同様相心得取遣可致事。右之趣可被相觸候、以上。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

七月二日より一朱の步判金初而通用之儀公儀觸出、世上通用方便利之品なり。

七月五日。前田齊廣の病狀住ならざるを以て老臣等竹澤御殿に奉伺す。

〔官私隨筆〕

七月五日

一、中將様御容躰いまだ爾々不被遊に付、今日竹澤御殿へ罷出候様、昨日御用番より以紙面被申越候付、五半時過罷出、神戸藏人に御様子相尋候處、此間は又々不御宜、一昨日迄薯蕷杯被召上候處、昨日は夕方煮返し御飯之上澄に砂糖を入、八分目許被召上候迄に而、今朝に至いまだ何等も不被召上、御通じは昨日三合餘、今朝八勺御通被遊候。御惣躰御疲勞之御様子に而、事々御物忘之御様子も被爲在候。昨日求馬手醫師津田隨分齋、其外土佐守・彈番手醫師伺も被仰付候。御醫師大方同案、補劑を指上申度旨申聞候者多有之。依而昨日より春澤湯三分充丸丸了悅調上仕候。今朝之所全昨日御同様之由、即御機嫌伺候御序に可申上旨也。

〔官私隨筆〕

七月六日

一、今朝五半時過竹澤御殿へ罷出候處、甲斐守殿・内膳殿被罷出居、大地縫殿左衛門呼寄、御様子被尋居候に付、一集に承候處、先御同篇之内、昨日は一昨日と違、御熱氣強く、御氣先御張有之、御脈も高大に被爲在候付、御藥□蘇散加減大方書侍中方指上、先御替も不被爲在。昨日御小水二合八勺計、今朝一時に八勺計御通じ、御大用も小さきが一通御通じ被遊候由。いづれも罷出居候内、さゝげの實御猪口に八分目計被召上候由也。則以同人相伺御機嫌。

七月六日。是日以後前田齊廣京醫竹中文輔をして病を診せしむ。

〔官私隨筆〕

七月七日

一、退出より各直に竹澤御殿へ罷出。

但、京都町醫師竹中文輔被爲召、昨日到着、即夜前拜診、只今も罷出候躰、いつも各之溜候御間に居候也。依而役者溜に各之溜假に出來、其所に何も罷在也。

一、昨日以來先御同篇、昨日晝後さん餅三被召上候由。昨日之御通じ一合八勺、今朝晝頃迄に兩度に壹合程御通じ、奥州干飯御茶碗に八分目計被召上候由。昨夕より御乾燥被遊、水様之物御吐被遊御儀も有之旨。夜前文輔相伺、混雜成御症、いづれにも不輕御儀と奉存由。此

各は年寄中

上何とぞ御餘症も御發し可被遊様に相伺候。御藥は生姜瀉心湯に而も可上之哉之由申上候。則今日相伺、差而御替も不被遊候。醒熱治水之御藥、越脾湯・紫雪御兼用に指上可然候哉。是以全是に而可御宜と申儀は難申上候へども、先右之通奉存由。右に付而、御療養方之儀いまだ御治定無之内、各退出。

〔官私隨筆〕

七月八日

一、昨夕文輔相伺、御同様之内御脈狀御穩に而、御宜敷奉伺旨申上候由。昨夕干飯又六分目計被召上候由。夫より今朝迄御食事は無之。御通じは二合二勺計之由。今朝七勺程御通じ被爲在候旨也。昨日より文輔御藥被召上、御本法越脾湯一帖半計御用、紫雪も被召上候由。然處夜前より御乾燥も有之、水を御好被遊、紫雪被召上候節杯、冷水を御茶碗に二度被召上候由。夜前より御惣躰御陽脫之氣味之様に何も奉見上候處、今夕文輔伺、昨夕之通指而御替も不被爲在候。御陽脫之様に被爲見候は、則御本症之顯れ申所に而、御病躰御相應之儀と奉存候。此儘に而御藥よく被召上候而、日を御立て被遊候は、自然に御藥効行届申所へ參可申段申候由。

〔官私隨筆〕

七月九日

一、昨夕方文輔相伺、御脈狀御浮弱、御惣躰御疲勞恐入申御様子、只今にては御難治之御症と相伺申候。御飲水等御胸膈之間に御宿留被遊、一切御下行無之、御通じも無之故、沈香降氣湯・豁胸湯合方に仕、夜前より指上候處、夜半に至御胸膈之邊御煩熱を御覺被遊御様子故、紫雪を指上候由。昨日御通じは一向不被爲在、御藥夜前御ヒに而少々充、今朝迄に右之御藥一帖半計も被召上候哉と之事なり。然處曉天煮返御飯七匙計被召上、六時頃に至小豆飯煮返御粥三十目八分計被召上、御通じ九勺五才被爲在候由。其後少御穩に被爲在、今朝文輔相伺、先昨夕御同様に被爲在候。御通じ有之、御粥も被召上候段先奉恐悅候。乍然御脈狀は昨夕より不御宜方之由申候旨也。

七月十日。前田齊廣卒去す。

〔官私隨筆〕

七月十日

一、御容躰昨夕九半過葛素麵四十目計被召上、其節迄はさして御替も不被爲在候處、其以後御煩悶被遊、御床歸杯毎度被遊、不御宜、文輔も相伺恐入居申候旨。夜中に至彌御煩悶強、御藥も不被召上、御通じも無之。今晚に至御困睡之様に被爲在、水を指上被召上候以後、少

御復陽之御様子、御薬も通。脈還散調合有之候へども不被召上、次第に御疲勞被爲在候旨也。

一、九半時過、土州より以紙面、中將様強御指引有之候條、早速可罷出之旨被申越、追付罷出御様子承候處、段々御指迫り、實は四半時過御逝去之由。

〔横山氏日記〕

七月十日

一、今朝出席前各竹澤御殿罷出、中將様相伺御機嫌候處、夜前より餘程御指引も被爲在候御様子に付、各暫相詰罷在、四半時頃内藏助・織江之外致出席候事。

右に付今日より年寄中并御家老中兩人宛、竹澤御殿に相詰可申旨、右御殿において月番甲斐守演述有之に付、左之通替合相詰候事。

但、市三郎儀詰之儀如何有之哉と、表方及示談候處、兼役方に而時々罷出候儀付、分而詰割に加り候には及申間敷旨演述之事。

四時より八時迄 内藏助 織江

八時より暮合迄 内記 庄兵衛

暮合より夜九時迄 織江 内藏助

夜九時より六半時迄 藏人 内記

一、右に付執筆并坊主も爲詰候事。

〔三守御譜〕

今公十日朝六つ時過急御供揃にて竹澤御殿へ被爲入。然所公四つ時過薨ぜられ、四半時過御戻り被遊。御前様へ公御病躰、尤時々早飛脚を以被仰進、御前様より此時江戸實は御逝去被遊候御事も御抱御醫師吉田長淑被遊候處、於道中死す。申上候様、指急御使御表小將鈴木清左衛門へ被仰渡、早打御使御書略中に付不被仰付候へ共、早打同様と被仰、渡依て御渡方早打同様。夜五半時發足。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

肥前守様御滯之處、段々御重症に被爲至、追々御指重、終に七月十日御逝去なり。御都合に付同十二日御逝去之儀に御發なり。御内實は十日なり。依而御領國中遠慮、浦々獵魚止、御國中ひつそり、武士屋敷夜廻り・町方自身番等嚴重なり。同月二十八日丑の上刻竹澤御殿御出棺天徳院に御移り、於同寺御葬禮之式有之なり。御法號は金龍院殿正四位下前左近衛權中將兼肥前守文古雲遊大居士と奉申なり。御年四十三歳なり。表向は御四十五なり。御治國は二十一ヶ年なり。二十八日導師は天徳院十八世曇海和尚なり。導師畢て野田山に御收なり。右御逝去遙か先より市左衛門と云通語流行、世之人何ぞ之折には市左衛門でこはれたと云。

曇海とあるは希運曇開

譬へば茶碗を割せばそりや市左衛門にした、或は物を教るに吞込之悪しき人をばでかい市左衛門、又は雨が降れば今日は市左衛門氣色杯と無謂申はやせしが、金龍院様御墓地御納り之山は野田村市左衛門之持山にて、山之上切平均御墓地と相成由。されば天人を以て云はしむるか。又當春昔より之御吉例之萬歳、御家中一統舞ざる事も前評かと歎息する人有之由承るなり。

前田齊廣行狀

〔金龍公御親筆寫〕

大將常の心持の事

- 一、大將は天命をしり、むくいをしり、人をしる事肝要なり。天命をすれば、國家長久にして萬民よろこびしたがふ。むくいをすれば、子孫はんじやうにして一身安樂なり。人をしれば、物にあやまちなく後悔すくなし。
- 一、常に軍の道をわすれず、はかりごとにおこたる事なかれ。
- 一、したしきにまどひ、佞奸多欲のせいどうのさゝはりになるべきものを、いましめざる事なかれ。
- 一、少のあしきを以て、大なる用に立ものをすつる事なかれ。

事にも本の
まい

- 一、學文におこたる事なかれ。行にみだるゝ事なかれ。
- 一、上下を遠くして、諸事家老に任せて、みづからしらざる事はあしきなり。
- 一、みづから道にたがはざれば、家の風もしぜんに能なるもの也。吟味なくして賞罰をくはふる事なかれ。
- 一、我身のおごりをやめて、郎等の奢をいましむべし。
- 一、罰は十、賞十二三におこなへ。罰すべきをゆるすべからず。賞すべきを時をうつすべからず。賞も過ぬれば、いやしきものはちうせつにおこたり、おごりいづるものなり。
- 一、訴はかたことを誠と思はざれ。又そらごとゝ思はざれ。理の中の非と、非の中の理をこまかに吟味して、家老・奉行のひはんを聞、日數を以てさいきよすべし。但戰の時の、十死一生の謀をおほくの人もらし、長せんぎして圖をはづすべからず。
- 一、人のあしき事を、名をあらはし言ふべからず。人はほめそしるをも誠とおもはず、又いつはりと思はず、我眼力を以て人の詞と見合べし。人の詞をまゝにすれば、讒と虚とおほきもの也。事にもたゝぬ他人の非をかたる事なかれ。
- 一、座敷の興とかうし、いぎをみたり、詞おほに、高ぞうたんをこのまざれ。
- 一、一人たのしまんとて、あまたの人をなやます事なかれ。

- 一、家居に善つくし美つくし、食に珍物をもとめ、美女をあいし、大酒をこのむべからず。
- 一、いかつて罰をおこなふ時はすぐる事あり。内心にいかりあらば罰をのぶべし。
- 一、わたくしのために新法を置ざれ。法度多ければやぶるゝもの也。はうによこしまあれば、智恵あるものはあざけり、國中みだりがはしく、かまびすしきものなり。法度破れぬれば、主の威かろくなるものなり。後に大なるわざはひ出来るもの也。
- 一、國のために徳なきうつわものを用る事なかれ。小徳あるを大に用る事なかれ。むやくの事にたからをちらす事なかれ。又むさぼる事なかれ。
- 一、諸奉行にせん人はかならずよく吟味すべし。能人にあらずして、倭なる奸なる私欲なる邪欲なるものつかさにあれば、一切は悪事出来て萬民くるしみ、國家ほろぶるものなり。
- 右大將の常の心持に入事の上し、古來より申ならはし候間、あらまし書付候也。

〔金龍院様被仰出之留〕

御教諭之御書物、狸嶋卑言与御名付被遊御示し之趣、大概左之通り。

一、權現様御治世以來二百餘年相立太平に而、諸士之風儀衰、勇氣義氣も失はて、孟子に所謂今國家間暇及此時般樂怠教是自求禍也とは、只今之時と被思召候。壽を守る士は病に先達而療す。今衰世を御救無御座而は不相成時節に候。士風次第に懦弱に相成、御國家之爲に力

を盡し、義に臨ては死を以奉報有志之士出来不申、是は全く時世おし移り、風流華奢に流候費と被思召候。松雲院様御時代は戰國を去事不遠、諸士餘り武骨過候に付、寶永・元祿之頃畫師など被召、茶之會なども被仰付、少し風流に相成候様被仰付候哉と被思召候。然所享保之末頃より段々風流に相成、只今に而は風流之費相懸り候。依之以前之如く武骨に相返り候様有之度、男子は憤發して文武を相勵み、勇氣義氣を勵し可申、女子は木綿織に而も織り、其暇には藁をも打、わらんす・馬の杓も作り、且小身之妻女などは少し武藝をも心がけ、夫之大事出来候は、助をも可致事に候。女子はわらんす作り候様被仰出候得者、御譬諭之御事と承り候族も在之、一向左様に而は無之、實に可仕事に候。御譬諭など、心付申より、憤發して勇氣を起し申事も出来不申候。是等之儀は泰山をわきばさんで北海をこゆるの類に非ず、長者之爲に枝を折よりも易き事に候間、今日より心懸行可申。右之ごとく士風御改被遊候節は、琴・三味線・高構・萬歳・かけ之諸勝負・歌道、是等誠に小事に候得共、義氣勇氣を憤發する妨に相成候に付、先達而之通り被仰出候。從今互に赤心を打出し、是非を論じ志を研究可仕候。

○先達而無役平士年若なる者は、岩乘之爲に殺生いたし候事も不差支段被仰出候。是は譬ば好言令色鮮矣仁と聖人の仰られし如くなり。鮮仁とは無仁と言程之處、鮮と仰あり。夫は註

に而も可見候。如其少しくつろぎ被付被仰出候御事に候。

○凡人より禽獸蟲魚に至る迄、其天年を全くするは天之心に候得者、慰に殺可申儀背天理候。しかし父母孝之爲に殺申は如何可有之哉。卑賤之者求得申力無之者は、親之たべ度と申節殺可然哉。又は夫をゆるし候へば、夫を名にして殺生仕者出来候而は御趣意に相違候間、矢張り堅く戒置可申哉与申上仁有之。御上にも不益之殺生を御戒之儀、已に御鷹も居申事、是は禮の爲其儘被成置候事。苟も天地之間に生候者は人間より禽獸鳥魚も同様には候得共、小を以大に替申儀に候間、夫は渠に任置可然旨。且男子は小鳥杯かひ、或は諷などうたひ慰も候得共、女子は琴・三味線相止候而は、是にかへ申慰は如何可有之哉。機杯織候儀は皆女子の手ずさみに而、男子の文武を心懸、そのみ樂に仕候と同様之譯に而、男子も誠に英明之士になくはこゝには難至、常人に而は先少々慰に而も仕、夫にて邪念起り不申様相心得申方宜様に候段申上候。是も小鳥或は諷ひは、慰之爲に有之に而は無之、慰にいたし候而も無害品に候と心得可申。女子と而も慰者随分可致、男子に而も細工ものなぐさみにいたし申者も可有之候得者、女子とても如其に候。小鳥に而も何に而も慰に可致。已に以前政所様に御能被遊、御大奥に而打方等も盡くそろひ申居候儀も有之候間、害なき儀は何に而も慰に可仕旨。○勝負は争之本に而、幼少より男子は象戯等、女子は雙六或は歌がるたなど、皆勝負を是と

し、己の手前に利し申事に而不宜事。

○歌道之儀先達而被仰出は無之候得共、頭分被爲召候内、私儀は琴・三味線は一圓相止め、家之者ぬは萬葉集爲讀候と申上者在之。其節被仰出候は、小身之者雲之上人の業を爲習候儀は一向不可然候。歌を讀候得者やわらかなるものに候得者、はや戀の歌も讀度相成、夫より色情に志淫亂に可相成、男女の媒に相成候は歌に候。古今歌より色情を通候ためしまゝ多く、御前にも百萬石之士と被思召候に付、御廣敷向にすら歌道は爲御學無之、まして御家中之家内に可弄事は心得違の至りに被思召候。

○後水尾帝は明君にわたられ給しに、攝家等に宜人品出来不申儀は歌道盛なる故に候條、向後歌道と源氏物語禁止可致旨勅定也。

○此琴・三味線・高構・かけの諸勝負・歌道は小事に候得共、たとへば大病人に藥劑相用候節、毒だち爲致候ごとくに而、是等仕候而者人情之費直り兼候に付如斯被仰出候。

○是迄は同役之外は相かまひ不申、組々も一組々々に申談候得共、向後他役等之差別無之、心附之趣は申合論可申候。且是まで下之事は上むうつくしく申なし、上下の言路相塞り、人撰いたし候而も年功に涙懸り、心易きに涙かゝり、實躰篤實に涙かゝり、ケ様之處に而人撰いたし候に付、全く御用に相立人撰擧不仕、ケ様之處辨別可仕。君を元首と言、臣を股肱と

言、君臣は一體之如く、上下相和不申而は相成不申事に候。然處下の事美敷申上、下之情上
 へ通じ不申而は、是下より言路を塞ぎ候と申者。又上より嚴敷御咎被仰付候而は、下より申
 上候儀相泥み申處へ至り申候。是は上より言路を塞ぎ申と申者に候。兎角上下言路塞り候而
 は不相成事に候。上下同は榮、上下離は亡と有之。元來君臣懸隔に相成、夫より不届も出来
 仕候と被思召候。其譯は御近習之人々子弟に至るまで、是まで格別之不埒は出来不申。是は
 御上に近きゆゑ恐れ慎申ゆゑと被思召候。御近習・外様と申は治世之名目に而、亂世には其
 差別も無之、御起臥も共に被遊候御事。依而御上には御近習・外様之御差別無之、みな御近
 習と被思召候。此處能くく存付可申旨。且綿衣等之儀も先達而被仰出候通りに候。

○服之儀、中には僉品は損じやすくして却て不宜、上品は甚つよく候に付省略に相成候扱と
 申族も在之躰。一向左様之省略之所に而は無之、其元を存付可申事。

是迄惰弱に生立候人々之事に候ゆゑ、五十以上は絹服御免被成候。且非帛不煖と申事も候得
 ば右之通り被仰出候。

六十にして帛をさると候得共、惰弱に生立候者共ゆゑ五十より御免之事。

大夫以上は絹より上之服も着用可致儀に候。下として上之服など着用候儀は是を僭上と言、
 上として下の服など着用等いたし候は是を僭下と言。僭下も僭上も同事にて不可なる事に候

得共、大夫以上は折には綿衣類之僉服いたし、下にしめし申儀は可然事に候。然を下より大
 夫以上絹服用いたし候得者、はやゆるみ申様に相心得候て、下々も服用之事に相成候。是
 は是まで大夫等器量無之、綿服に而も着て見せ申が一色之事に相成候に付、早ゆるみ候と被
 思召。たとへば諸大夫之人々白むく着用候而も、誰有て着用仕者も無之。是は天下之御定ゆ
 ゑ、着用仕度と申心も起り不申候。絹服之儀も如斯相心得申候得者、着用仕度事者無之事に
 候。

○人持扱は幼少より家來に貴まれ成立候に付、自ら緩怠に相成、家來迄も其風押移り、式臺
 取次方など無禮之儀等出来、或は家格など、申立候族有之躰粗被聞召候。ケ様之儀常々申
 付、無禮之儀等出来不申様可相心得。己之手前に而禮義を相守り、其程を存付罷在候得者、
 人之無禮緩怠は目も付不申事に候。

○家來へ堅く申付置候ても、自分方へ参り候信友に兼而頼置、式臺向之取次方少しに而も無
 禮之儀在之候は、申聞候様申入置可然事。

○無益之參會は前々被仰出も有之候得共、身分之儀扱も申合、有益之參會は不苦事に候。時
 刻も移り候は、常飯を以飢をふせがせ候は尤に候。態々とのへ候儀は不可然事に候。只
 實意に有之度事。

年來は年ご
ろなるべし

○北條時頼・平宣時之事。

○到來物之事。

○學問も聖賢之書物讀候が學問に而も無之。當時年來にも相成候族は、本朝に而以前有志之士之調置候假名書本に而も心懸讀、身に行ひ候得ば志も立可申。老子之大道すたれて仁義興ると申も又其理なきにも無之、惡事をいたし候にも仁義をかりて行候事に相成候得ば可尊、又可然は學問と被思召候。ケ様之處能々辨別いたし學問いたし、わき路は不參様可心得事肝要に候。易學などは聖人すらかたんじられ候。まして當時之常人學び占を覺、或は失物など占、夫より吉凶等も占ひ筮を弄び、或は佛學などに信起り、或は法華坊主など近付、不可然儀なども出來候所ぬも可至。當時出家多分智識は無之、皆利慾而已を心とし、或は女などに打込、己が利を貪る事を心懸罷在候間、ケ様之處も相辨へ居可申。

江戸表相詰候御大小將被爲召候節被仰出候趣之御大意。

御大小將十六七より被仰付候得共、古役之者に手をおろし、何之やくにも相立不申、手帳を以相勤、是より上もなき物之様に存。且其教と申而は、上下の着用はケ様、着服之仕立様はケ様、髮之結様はケ様など、申事のみにて、江戸表に而御使抔相勤候節は、絹服不致而は御恥之様に心得、其先にて如何様之不都合之儀在之候ても、夫は御はちとも存不申儀は如何之心底に候や。何之やくにも立不申手帳にて教申ゆゑ、ケ様に文盲至極に相成候。志有之者は古手帳破却仕可然候。江戸詰中も、以前はあわびからに火を入、火入之代りに相用ひ、詰中夫に而仕舞候由。只今は家具迄も取持有之、以前此表之住居よりも事自由に相成候は、誠に奢侈之至に候。以前は陣屋之如くに在之候様子、如其心得可申事。

〔金龍公記史料〕

公爲人穎秀勤敏。明恕而嚴肅。弱冠抱有爲之志。故及襲封求治太急。於是非與固位者獻虛美。躁進之徒欲竊一時之榮進。功利之說乘機投好。亂聰明者亦出其際。然試用之而責以實効。以故幸進者不能久其職。晚益老子世事。悟所嘗行未得其道。自更始建治安策。著一書示大綱。命曰猩鸚鄙言。乃與老臣及所擢用三老三才等。不辭晝夜之勞勸精詢治。由是一事未及有施設。一時受風臣民革觀。而其餘音流風及後者不少。但所惜者天奪之年。使有爲之志不得遂。使一時有用之才歸淪沒。噫。

〔金龍公墓誌〕

顯祖大納言。菅原朝臣高德公。十二世正裔。加越能國王。公諱齊廣。初名利厚。幼字龜萬千。泰雲公次子也。以天明壬寅七月廿八日。生於金谷殿。其母側室山脇氏也。建國儲佐渡守齊敬公薨。寛政丙辰十一月十四日。參議太梁公養爲世子。十二月望朝謁大君。明年丁巳二月九日。

加首服於殿上。賜大君偏名。更名齊廣。從而字世功。居堂號大信。居齋號清靜。叙任正四位下左近衛權少將。稱筑前守。享和壬戌。參議公以義可讓封於少將公之夙志退隱。三月九日少將公嗣封。十一日改稱加賀守。六月十三日轉陞中將。左近衛如故。蓋皆我門地恒例也。文化丁卯十二月十八日。娶關白鷹司政熙公女。文政壬午告疾。十二月十六日退隱於城東竹澤矣。雖然。以今公之貴庚未滿志學。大君下台命俾隱公攝之。居一年有半。甲申七月十二日。薨於竹澤殿小寢焉。春秋四十有三。葬於野端山先塋之地矣。伏惟公天量韜世。才亞生知。上究敬大君。下垂仁群臣。特知人之明鑒。舉措不失宜。雖有不次超擢。善適其器。顯推赤心於人腹中。而迥溫儉愨實。又交引見衆長。虛懷博納議論。躬親開通之。彼不至感動自得之地則不實。而其寬簡有餘裕也。獻可者恰如坐春風中。育士之厚。雖古賢王所未聞也。外官猶然。矧近侍輩。聿不仰見微慍之色云。若夫繩以法。則斷流連盤游之奢。除鄭衛哇淫之聲。或黜苛刻利賄之猾吏姦邑長。而享民情壅隔。或禁無故之殺伎。而恩泊禽魚。內則房帷嚴又。無豔嬰牝雞之擅權。左右願謹。無狐媚人猫之佞倖。外則勸聖訓於學校。厲百武於講場。永闡忠孝道源。而百年來澆漓之積習。菽月掃地。於是乎。藩風復敦朴。雖有司權官。事溫柔遜讓。而不峻崖岸。人人口詩書。身節儉。崇有本之務。而卑文飾之末。今也無其一不涵化於盛德治中。可謂殆一變至於道之會。惜夫。彼蒼奈何不做萬壽於南山。一朝忽倏升遐於中途。俾三州四民號泣如失父母焉。嗚呼人命靡常。哀矣哉。銘曰。

懿兮明辟。符德皇天。匪石匪鼎。人碑勒堅。仁蓋三州。儉悛百弊。事不轉圜。群臣服制。功業之偉。山高水洌。

文政七年甲申秋七月

臣富田景周稽首謹拜撰

七月十一日。前田齊廣の侍醫等その危篤を齊泰に告ぐ。

〔官私隨筆〕

七月十一日

一、左之御様子書縫殿左衛門持參、依御機嫌伺之。

中將様御様躰、昨日申上候以後、孰れも時々奉診候處、只今に而は御疲勞段々御加り、最早御指重りに被爲在候、以上。

江間篁齋等

七月十一日辰刻

〔横山氏日記〕

七月十一日

一、中將様御所勞御指重被遊候旨、只今以藤田平兵衛從加賀守様被仰出候間、追付竹澤御殿に罷出、御機嫌相伺、夫より登城加賀守様と相伺、且御廣式にも罷出、直姫様初方々様にも

相伺、江戸表御前様・鈔姫様にも以紙面相伺候旨、月番甲斐守より以紙面五時頃申來に付、藏人・織江・修理・内記追々竹澤御殿に罷出、以大地縫殿左衛門御機嫌相伺。且内藏助・庄兵衛儀竹澤御殿に詰中、右御様子月番より申來候に付、以縫殿左衛門各一集に相伺。夫より庄兵衛之外不殘右御殿退出、直に登城、加賀守様を以藤田平兵衛相伺御機嫌候處、追付以同人御意有之。

七月十二日。前田齊廣の喪を發す。

〔官私隨筆〕

七月十二日

一、左之覺書六時過藏人持參之由。

中將様御容躰、只今に至候而は最早御大切に被爲及候。

七月十二日卯刻

一、中將様御所勞御療養不被爲叶、今朝辰下刻御逝去被遊候旨覺書、五半時前歎神戸藏人持參。

〔横山氏日記〕

七月十二日

中將様御所勞段々御指重、最早被爲及御大切候旨、只今以藤田平兵衛被仰出候に付、追付竹澤御殿に罷出相伺御機嫌、夫より登城加賀守様相伺御機嫌、若當病等に候者以紙面可相伺旨、御家老中・若老并龍山、今朝六半時頃甲斐守より各通に而申來り候事。

一、中將様御氣色不被爲叶御療養、辰下刻御逝去被遊候段、月番演述之事。

七月十二日。前田齊廣の卒去を幕府に報ずる使者金澤を發す。

〔溫敬公記史料〕

七月十二日已牌前太公屬繼。報大漸于江戸之急使大小將澤田幸作。報薨使使番原行馬副脇田哲兀郎發。

七月十二日。前田齊廣卒せしを以て諸士及び庶民の心得を令す。

〔横山氏日記〕

七月十二日

覺

一、今般御凶事に付而、頭分以上爲伺御機嫌、明十三日五時より可有登城候。病氣等之人々は、御用番宅に使者可申越候。且今日登城無之人々を、演述之趣夫々向寄可有傳達候事。
一、平士は御機嫌相伺候におよび不申事。

- 一、御先祖様方御忌日御寺に參詣、且又自分先祖之寺に參詣之儀も、當分指扣可申事。
- 一、頭分以上之人々は、此砌之儀に候間、居屋敷之大門遠慮、小門より出入、小門無之者は大門をたて寄置候而可然候。年寄中も右之通に候事。
- 右之趣夫々可被申談候、以上。

七月十二日

長 甲斐守

御 横 目 中

- 一、左之通表方に而申渡有之候由之事。
- 御算用場奉行に

覺

- 一、普請・鳴物并高聲等遠慮之事。
 - 一、諸殺生無用之事。
 - 一、御家中さかやき可爲遠慮候。又者は及其儀間敷事。
 - 一、不及申候得共、此砌之儀に候條、火之元之儀別而入念可申事。
 - 一、浦方獵業之儀指留可申事。
- 右日敷者追而可申聞候事。

町奉行に

覺

- 一、普請・鳴物并高聲等遠慮之事。
 - 一、諸殺生無用之事。
 - 一、町中見世に簾おろさせ可被申候。肴商賣仕もの指留可被申候事。
- 右日敷追而可申聞候事。

〔横山氏日記〕

七月十三日

覺

- 一、今般御家中普請、御三十五日過候は、不苦候事。
- 一、諸殺生・鳴物五十日過候者不苦候事。
- 一、御家中精進五十日たるべき事。
- 一、年寄中且又御近習相動候人々月代五十日、其外は御三十五日過候は、月代刺可申事。
- 一、頭分以上之人々居屋敷之大門をたて候儀、御葬式相濟候翌日より可爲常之通候事。

七月十三日

御算用場奉行

浦方漁獵之儀、十二日より一七日過候はゞ爲致獵業可申事。町奉行

町見世に簾おろし申儀、十二日より十日過候はゞ簾上させ可申事。

但、肴商賣之儀茂右日數相濟候はゞ爲致商賣可申事。

七月十四日。前田齊廣の法諡を發表す。

〔横山氏日記〕

七月十四日

一、中將様御法號月番の御渡之由に而、月番より寫指越、左之通に候事。

新掩館 金龍院殿文古雲遊大居士 尊儀

七月十八日。徳川家齊老中の奉書を以て前田齊廣の病を問はしむ。

〔三守新譜〕

七月十八日老中奉書を以御尋問あり。

〔横山氏日記〕

八月十一日

一、中將様の先達而御尋之御奉書到來仕候處、御逝去後に付右御奉書御返上之御使、去廿三日此許發足罷越、彼地當三日發足今日歸着之事。

御馬廻

北川傳九郎

〔溫敬公記史料〕

八月十一日。曩大將軍問太公疾奉書至。以太公薨使還之。更請而受之。

七月十九日。前田齊泰の生母榮操院と稱す。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

七月十三日竹澤御内證様も薙髮有て、御壽號龍操院殿慈雲月海大姊と御唱なり。然處御願有て同月十五日遊操院殿周天月海大姊と御改、再同月十九日榮操院殿文明月海大姊と御改有之。是の年御年御三十六なり。

〔官私隨筆〕

七月廿一日

一、御内證様御儀、榮操院様と御改被成候旨被仰出候。此段寄々可被申談候事。

申 七月

七月二十日。幕府前田齊廣の病を問ふ爲使者を發し途より歸る。

〔續徳川實紀〕

七月十九日、松平加賀守齊泰父致仕肥前守齊廣、その子の封地にありて病臥のよし聞し召し、使番勝田將監に命じて問はせらる。よて暇たまふ。

〔三守御譜〕

御使番勝田將監をして御肴^{鮎濱}を賜ひ、御醫師橋宗仙院を被進。廿日晚江戸を發し、然所熊谷にて計を聞歸府あり。

七月廿二日。徳川家齊使者を本郷邸に遣はして前田齊廣の卒去を弔せしむ。

〔諸事覺書〕

八月九日

一、前月廿二日於江戸表、上使御奏者番土岐山城守殿を以、御香奠白銀五十枚御拜領有之由申來。

〔續徳川實紀〕

使者前書と
異なり恐ら
くは非

七月廿二日、松平肥前守齊廣卒せしかば、松平宮内少輔上使として、その子加賀守齊泰のもとに、香銀五十枚をおくらせらる。

七月廿八日。前田齊廣の葬儀を天徳院に行ふ。

〔横山氏日記〕

七月十六日

一、左之通御葬式方より演述之事。

覺

一、今般御葬送之刻竹澤御殿より天徳院、夫より野田迄御供之人々、且又右之節暨御中陰御法事之節御寺に罷越候役人・御番人等御歩並以上、其外都而上下着用之人々、白帷子・石餅無地淺黄布上下着用之事。

但、御寺に相詰候頭分之面々は長袴着用。

一、御法事之内拜禮罷出候面々、頭分以上白帷子・長袴、平士は白帷子・半上下之事。

但、上下は何色に而茂可爲勝手次第事。

一、御三十五日・御四十九日・御百ヶ日御法事之刻は、染帷子・布上下之事。

但、何色に而茂勝手次第之事。

七月十六日

前田土佐守

五〇〇

御横目中

〔富田氏心覺〕

七月廿八日御葬式御作法

一、加賀守様竹澤御殿の御出被遊、夫より天徳院の被爲入候に付、附人參候は、寺社奉行一人山門の罷出る。

但、喪服之儘なり。

一、追付竹澤御殿御出棺之御様子承合、大鐘突打上る。

一、御門御出被遊候を承又大鐘突、都合三度打上。跡は小鐘を突打上る。數百八に而僧中上殿仕候事。

一、波着寺前の被爲入候旨附人參候上、僧拾人山門の御迎に罷出。

但、此時御法事奉行の追付御着棺之御様子申上る。諸役人何茂繪圖之通罷出る。惣門内一部也。

一、御棺内陣の被爲入候節、寺社奉行左之廻廊通八尺之間伺公所の罷出る。

但、左之廻廊は御前御往來に候得共、御縮には不相成候故往來は不指支候旨、御横目申聞候事。御棺之後、通候儀茂不指支候段御入有之事。

一、御棺御居り之上、座見より式相始可申哉之旨寺社奉行御用番之者の申聞候に付、其段御法事奉行の相達候得者、被相伺候上式相初可申段被仰出候段、御法事奉行より被申聞候得者、其段座見の申談候事。

一、内陣之式相濟候上、座見より寺社奉行の申聞候得者、其段御法事奉行の相達申上る。

一、追付御巡堂之式相初候儀は、御横目より御巡堂御役人不指支段座見の申聞有之候得者、其處に而御巡堂式相初可申哉之旨座見より寺社奉行の申聞候に付、其段御法事奉行の相達、被相伺候上座見の申談候事。

一、御巡堂相濟、御火屋の被爲入式相濟候上、御焼香宜敷時分役者より寺社奉行の申聞候得者、其段御法事奉行の相達可申事。

一、御代香等夫々相濟候上、方式相濟候段座見より寺社奉行の申聞候得者、其段御法事奉行の可申談候事。

一、加賀守様天徳院御戻之節、寺社奉行山門の罷出る。

一、夫より桃雲寺の被爲入候に付、多賀豫一右衛門御先の罷越、例之通御待請申上る。

但、染帷子・常半上下。

一、追付天徳院御出棺。惣門外の御見送に罷出候者は兩刀之事。

一、桃雲寺に被爲入候内、御棺祇陀寺邊に被爲入候附人參候節、御廟假御泊迄に被爲入。但、此所何茂溜之前に罷出致蹲踞候事。何茂一刀也。

一、御廟に御棺被爲入候節土方等繪圖之通。

一、野田御火屋に御棺奉置候上、式相初可申哉之旨天徳院役者より寺社奉行に申聞、御法事奉行に相達、被仰出之上其段役者に申達、方丈并桃雲寺諷經相濟、其上に而御香爐宜敷旨役者より寺社奉行に申聞、其段御法事奉行に可相達候事。

一、御棺御穴に御納り之旨、御葬式御奉行見届之上、御香爐用意之儀被仰聞候得者、其段申談御香爐爲飾付、御火宜敷旨役者より寺社奉行に申聞次第、御法事奉行に相達可申事。

一、野田御廟前御法式相濟候段、役者より寺社奉行に申聞次第、御法事奉行に相達候事。

〔横山氏日記〕

七月廿八日

一、金龍院様今晚八時過竹澤御殿御出棺、七半時頃天徳院御着棺、夫々式相濟、五半時御寺御出棺、野田山に八半時御移之事。

一、御出棺之節、御居間より御表通、表御式臺迄、大地縫殿左衛門等萬事取捌。右人々初御側勤之而々御式臺迄御見送仕。御葬式奉行土佐守儀は表御式臺鏡板に伺公、御見立仕。御名

代甲斐守儀者御出棺之御様子承り、御先立立場迄罷出、御供求馬儀右同様立場迄罷出候事。

一、天徳院に御着棺之節、年寄中磐松・彈番・九郎左衛門、御家老中は惣門之内、右之方に御迎に罷出、御棺被爲入候而、御法事御奉行土佐守御先立仕、御棺内陣御棺臺に被爲入、御法事奉行并外年寄中等式臺之上左之方に伺公、寺社奉行は其後ろ之方に列居之事。

一、加賀守様夜前九つ時之御供揃に而、竹澤御殿御出棺後七半時、昨日被仰出候通、直に奥の口より御出、小立野石引町通御跡より被爲入、天徳院山門下縁取敷有之所に而御下乗。山門下は市三郎罷出御先立、左之廻廊より被爲入候節、年寄中等階上之内より左之方、階之上座に各列居、御裝束之間に被爲入。

但、御先立之儀文化七年太梁院様御葬式之節は、階上より若年寄相動候。前々も右之通に而、山門下より右階上までは御近習頭相動候筈に候。然處本多勘解由在役之時分以後、山門下より若年寄御先立いたし候様、勘解由に御直に御意被遊、其通相成候に付、今般市三郎儀も本之通に候。且右之通山門下より御先立いたし候儀、前日御葬式方へも一往申達置候事。

一、内陣に而式相濟、龜前堂御通り、夫より御巡道之節、御前御座之間御簾之所より御出被遊、御天蓋之跡に被爲入、御火屋之前迄暫御供被遊、夫より御巡道之間は、假御溜の前に御蹲踞被遊、御棺御火屋へ御移之上に而、假御溜へ被爲入、式相濟候而御法事奉行より御案内

申上、御焼香相濟、衆寮之方廻廊より御入被遊、御裝束之間へ被爲入。

但、右御簾之所より御出之節、市三郎御先立仕、玄關階上に扣、夫より改田主馬御先立、市三郎儀も御供仕罷出、御刀持等迄一集に御後ろに相扣罷在、式相濟候少前見計退き、廻廊より入候而御上り口に扣罷在、御入之節御先立仕、御裝束之間へ被爲入、御下向之節も御先立同様之事。

一、夫より御直垂等御直被遊、御下向之節も最前之廻廊より山門御出、桃雲寺迄御先へ被爲入候事。

但、犀川上御參詣坂より御先に御出被遊候事。

一、市三郎儀御寺より桃雲寺へ御先へ拔罷越候事。

但、布衣着用之事。

一、御棺桃雲寺門前御通之節、御前門外迄御出被遊、御棺暫御居り、其處に而御焼香被遊候。右之節御座之間より階下迄、市三郎御先立仕、夫より門外迄、御近習頭有澤才右衛門相勤候事。

一、御前御登山不被遊候に付、御廟に而御名代甲斐守相勤候。且又御廟迄藤田平兵衛も被遊置、御棺御納、御石蓋茂相濟候上、平兵衛より御案内申上、九時頃御戻り被遊候事。

〔溫敬公記史料〕

七月廿一日定葬送日爲廿八日。丑刻出棺。又中陰爲八月四日至六日。三十五日爲十四日。四十九日爲廿一日。百ヶ日爲廿八日。

八月二日。德川家齊及び家慶の慰問狀を披露す。

〔横山氏日記〕

八月二日

一、御奉書兩通就到來、今日於表方席、年寄中・御家老中拜見相濟、若年寄中表方席に被呼立拜見。右御禮月番引請被申上候に付、各月番に申述候事。

青山下野守

水野出羽守

大久保加賀守

松平和泉守

松平右京大夫

折懸包之上

松平加賀守殿

同氏肥前守卒去之段及上聞候處、可爲愁傷与被思召候。上に茂御殘念被思召候。此由可申達旨、依御意如此に候、恐々謹言。

七月廿二日

五〇六

松平右京大夫輝延 判
 松平和泉守乘寛 判
 大久保加賀守忠真 判
 水野出羽守忠成 判
 青山下野守忠裕 判

松平加賀守殿

折懸包之上

酒井若狹守

松平加賀守殿

松平能登寺

同氏肥前守卒去之段及言上候處、可爲愁傷与被思召候。上に茂御殘念被思召候。此由可相達旨、依御誼如此候、恐々謹言。

七月二十二日

松平能登守乘保 判
 酒井若狹守忠進 判

松平加賀守殿

八月四日。本日より天徳院に於いて前田齊廣の中陰法會を執行す。

〔横山氏日記〕

八月四日

一、今日より二夜三日、於天徳院金龍院様御中陰御法事御執行に付、月番又兵衛、御家老主附庄兵衛、若年寄市三郎之外、何茂今曉七半時より御寺に相詰候事。
 一、右御法事に付、御前四時御供揃、喪之御直垂に而四半時御參詣、九半時前御歸城被遊候事。

〔金龍公記史料〕

八月四日至六日。於天徳院修中陰法事。造靈屋於天徳院内。稱聖陽殿。安位牌於此。置畫像。畫像則細工者村田良助所寫云。

〔溫敬公記史料〕

八月四日至六日二夜三日。修中陰法事於天徳院。毎日參詣讀經僧三百五十人。

八月七日。前田齊廣の江戸・京より召したる能役者に暇を與ふ。

〔諸事覺書〕

八月七日

一、金龍院様爲御用、先達而被召寄置候江戸・京等之御役者御用無之候條、不殘御暇申渡候様、今日改田主馬を以若年寄方へ被仰出、夫々申渡候事。

加賀藩史料 第十三編 文政七年

五〇七

八月十四日。天徳院に於いて前田齊廣三十五日忌の法會を行ふ。

五〇八

〔横山氏日記〕

八月十四日

一、今日於天徳院、金龍院様御三十五日御法事御執行に付、月番又兵衛御家老主付庄兵衛若老市三郎外何茂御寺の相詰候事。

一、今日四半時之御供揃に而九時頃より御出、天徳院の御參詣、八時前御還城之事。

八月十四日。前田齊廣の後室名を眞龍院と稱すべきを告ぐ。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

七月江戸表御前様隆子君御事、公御逝去に付御飾を下させ玉ふ。御年御三十八なり。八月二日御壽號眞龍院殿瑞圓慈光大禪定尼と御改有之なり。

〔官私隨筆〕

八月十四日

一、御前様御儀、眞龍院様と御名御改被遊候旨被仰出候。此段寄々可被申談旨、御横目へ之覺書寫、御用番より以添紙而來る。

八月十八日。家老等今後の施政方針に關する意見を前田齊泰に上申す。

〔御親翰拜寫并御請寫〕

今般之御凶事奉絶言語候御儀に御座候。依而近年金龍院様より、御政事向之儀段々被仰出候御主意通りに相違不仕様有御座度、第一之御儀与奉存候。以後は轉役等も不被仰付而難叶分は被仰付、其餘は都而被成置候通に有御座度儀、年寄中初和順に而、熟談之上相伺可申儀に而、末々迄も心服仕候儀專一に奉存候。若一事に而も、被仰出等に依而人々不心服之儀出來仕候而は、甚以御大事之儀に而、乍恐私共此所深く奉案事儀に御座候。尤御賢慮も可被爲在御儀には候得共、先御成長被爲在候迄は、何事も當御時節相應之處を以、轉役等も被仰付方可御宜与奉存候。乍恐私共心付申儀故、奉申上置候、以上。

八月十八日

山崎庄兵衛

前田内記

前田修理

前田織江

横山藏人

津田内藏助

八月廿一日。前田齊廣四十九日忌の法會を天徳院に執行す。

〔諸事覺書〕

八月廿一日

- 一、金龍院様御四十九日御法事に付、御用番又兵衛・御家老方主附内記之外は、六時頃天徳院に相詰、染帷子 長袴豊後守は當病不能出。
- 一、六半時頃御法事初、羅漢講式後之式濟寄々御案内、四時之御供揃に而御參詣、山門より御先立市三郎、御焼香被遊、追付御戻候事。御作法前々之通。
- 一、右相濟眞龍院様始御銘々様御代香、畢而二條様御使者鈴木歌守御代香、續而安藝守様御使者塚本喜和米御代香相勤、夫々相濟各九半時頃退出候事。

八月廿六日。前田齊泰入國に就き郡方に被下米の戸數調査を命ず。

〔御觸留拔書〕

御入國被下米之儀に付、家數等品々しらべ方御相談之趣内存左之通。

- 一、御かね裁許・御鳥見・御郡手附之儀御評議之趣色々御申越。此内御鳥見之儀は先振可有之候得共、御かね裁許・手附之兩品者先年之振無之筈。左候得者高持候者には三升、高不持は壹升五合宛之御取圖り御尤に候得共、右三役は御藏番杯と品違可申候間、持高之有無に不

拘都而三升宛之御取圖可然。且譬百姓等之せがれ二・三男之内右役儀相勤罷在共、親共は當り之被下米有之候とも、前段に準じ別段被下米之御詮議可然。

一、棟取等金澤居住之手附、是者町支配に相成居候得共、被下米有之事に候間、御郡方手附之振之通り、三升宛之被下米御書上可然候。

一、替女・座頭は別段被下米と申は先振見當り不申候得共、右之類は盲目杯と之譯書顯不申、指高有之に隨ひ、百姓・頭振之せがれ・娘等に而、一名相立不申者之部者勿論御指省可然。付札、此分御郡方に而も、檢校支配之者には別段被下方有之候間指省、其餘は本文之通たるべき事。

一、寺社并町人之儀は、御支配違候儀に候得者、御指省勿論に御座候。併御郡支配之者は、町家之業を營み罷在候而も、高之有無に隨ひ、百姓と頭振之部に御振分御書上可然。

一、穢多・藤内等之人非は被下米之先振無之候間、勿論御指省可然。
一、百姓・頭振等之内不家持者有之候とも、一名相立居候分と而茂、都而御指省有之間敷、百姓・頭振にしたがひ夫々之被下米御詮議可然。

一、年寄等之内一家に而兩人役儀被仰付置候分、又者兩人之内一人は役前有之、一人は何列手歟役前無之候とも、都而被下米可有之儀に御座候。尤一人は役前有之、一人は別に被仰付

置候分、先年右列之分は指省候儀も有之由に候得共、元來役前に就候而之被下米に而無之、御入國に付被下候御米之儀に候得ば、平人と品違列杯之御取扱有之人々御米頂戴仕間敷様無之。左候得共一家之内役儀被仰付置候一人に被下米有之候と而、別に被仰付置候人々御米御指省者有之間敷儀に御座候。尤別家に被下候御米杯一通り聞え候様にも御座候得ば、右に就而は御米頂戴可仕与も相願不申、何分列等之謂有之分は一家兩人にも限り不申、三人・四人に相成候而も都而被下米之御詮議可然。

申 七月

右之通諸郡に返答可申遣奉存候に付、覺書之儘奉窺候、已上。

御入用被下米之儀に付、家數等御しらべ方頃日覺書を以申進通に候間、帳面出來無油斷早速御達可被成候。就夫公事場牢舍人等、都而御答者之儀は被下米御指省可被成、此分先達而如斯に御座候。尤御役所御談に御座候、以上。

八月廿六日

神保助左衛門

諸郡惣年寄中様

八月廿七日。鳳至郡中居にて鑄造せる竹澤御殿の鐘を天徳院に寄進し撞初を行ふ。

〔官私隨筆〕

八月廿八日

一、竹澤御殿之鐘能州中居に而此間天徳院に被遣、昨日撞初有之候由。本堂へ向右之方廻廊下鐘也。之前に假鐘樓出來、今日もつき候也。一派に而扶桑一番之大鐘に而可有之由和尙被申候。

八月廿八日。前田齊廣百日忌の法會を天徳院に執行す。

〔官私隨筆〕

八月廿八日

一、今日御百ヶ日御法事に付、六時過天徳院へ拜參。

閏八月三日。前田齊泰政務に關し前代の施設を恪守すべく老臣の輔弼を求む。

〔御親翰留〕

今般之不幸誠に残念之儀に候。各に茂嘸無力可被存候。此方若年之儀、政事向之儀無覺束存事に候。各萬端綿密に穿鑿有之度候。夫に付前々より之家格、近くは金龍院殿御在世中段々御世話被成置候品々之儀、彌以無忘失可被相守候。此等之趣各より程能一統に可被申渡候。

甲斐守・土佐守・豊後守事は老練出頭之儀、猶以無油斷様頼存候。右御親翰閏八月三日於御居間書院、年寄中・彈番被爲召、荒増御意之上御渡、御請申上退去。其次御家老被爲召、御意之趣有之事。

〔諸事覺書〕

閏八月五日

一、左之書取表方より被相越候付、御家老支配御臺所奉行へ寫織江渡之、御請指出候様申談、若年寄方も支配之人々々内記申渡。

前々より之御家格、近く者金龍院様御在世中段々被仰出置候品々之儀、彌以無忘失可相守候。此段一統可申渡旨、拙者共御前へ被召御意に候。

右之趣被得其意、各被申談、組・支配之人々々茂無違失嚴重相守候様可被申渡候。組等之内裁許有之人々者、其支配の茂申渡候様可被申談候事。

閏八月四日。前田齊泰を加賀守と呼ぶことを止め中將と稱せしむ。

〔官私隨筆〕

閏八月四日

一、只今迄加賀守様と相唱候得共、是以後は前々之通御官名相唱申答に候。此段寄々可被申

談候事と之御横目へ之覺書、御用番より添紙面に而來る。

閏八月十五日。寺島藏人施政の要領に就いて藩の老臣に進言す。

〔靜齋翁遺文〕

口達書

今夏金龍院様御逝去の砌、潜に承候處、町・在と申内、別して御郡方には、御逝去在らせられ候儀を傳聞て何れも安堵仕、先づ是にて宜きなど、口々に唱候旨承知仕、何とも恐入、言語に絶し残念至極奉存候。凡て民の父母たる御身分御逝去の儀は、萬民の悲歎し追慕し奉るべき處に、前段の如く申唱候儀は誠に以輕からざる儀、人君の御身に取候ては、民心相背き疎し奉る御不徳御恥辱、是より甚しき者無御座候。亦奉疎奉背候臣下、不忠の罪是より大なるは御座なく候と奉存候。夫に就て、當時民心の斯の如く上を奉疎奉背罷在候儀、私に於ては尤も御座あるべき儀と奉存候。其譯は太梁公様御代引替り、金龍院様御代と相成候てより已來、御代初め御領國に御用金を仰付られ、其後御居城御燒失に付、冥加指上方、人々身代を見計、何某には如何程指上させ候様にと無理至極の取扱を以、押て過分之銀子指上させ候に付、不心服至極に相成り、愁訴・張文等仕族あるに至り、初め人民御上を大切に奉存候神妙之志よりして冥加存付候處、右取扱を以て悉く萬民之心服を取失ひ、夫よりして年々歳々

之御調達銀連綿と仰付られ、殊に御議定も悉く相違有之、御郡之取扱儀、太梁公様御代は難
 澁之村々へ仕置仰付られ候に付、追々引免等仰付られ候處、金龍院様御代に相成候ては、左
 様の御詮議は無御座、ひたすらに手上高・手上免立歸の詮議のみ嚴重に仰付られ、其他跡々
 返上米過分至極之増方、或は冥加存付も仕ざる者へ、上より押て冥加米と名付て指上させ、
 其外不筋至極之取扱を以て、増年貢せさせ、或は役々運上之詮議、種々様々仔細の儀共有之。
 且又作損の御償米、并夫食取扱定め、檢地方御普請等を初として、惣様御郡方の取扱、全く
 聚斂至極之御政事と相成、細民の憂誠に擧て數へがたく御座候。然上は御領國過分の隠田等
 有り、御益莫大の旨、誠に跡方も無之儀を申出候者有之。是が爲に無罪の御郡年寄共數人入
 牢仰付られ、其後流刑等之一件、誠に以て恐入候御一條。其砌の仰出されに、年寄役の者并
 に百姓等に米を食し申間敷との仰、是等は別して不心服の至極に存仕候躰なり。元來百姓共
 の儀は、多分煎粉・目かすのみ日々入用と仕罷在候もの。さ候へば民の父母たる人君よりの
 仰付られには、何分米を食し候様にとこそ仰出さるべき儀然るべき處、年寄役等之可なり米を
 も食し罷在候者迄も、食し申間敷との被仰出には、萬民悉く不心服之至りなり。且右無罪の
 者入牢仕候に付、妻子眷屬の歎き申すべき様も無之、夫入牢仕候に付、眷屬之者盡く之が爲
 に非業の死をなし、ものも有之。其他御仕法御調達銀の儀も相加り申まじくと申者候へば、

家財を見斷し、無理に押付申候儀も有之。或は町方にも口錢を取立其日を過し、聊の元手を以
 て渡世仕候者迄も、日々一錢二錢づゝ指出させ候故不心服至極、是が爲に輕きもの共、種々
 御上の御噂を申唱罷在候也。都て御國民の御上に奉背候仕方のみ、誠に以言語道斷也。右之
 通連々以ての御仕向にて、何一つ御仁政と申儀は聊も無之。さ候へば民心相背奉疎、前段之
 申唱候儀は、尤至極と奉存候。然處私儀當春御答御免、翌日重役被仰付、夫より追々御前近
 く召され、段々御意之趣奉拜聽候處、誠に以て奉恐入候思召を種々仰付られ候御趣意、容易な
 らざる御深慮を以て、三州萬民をして安穩にくらさしめられたしとの事、厚き御仁惠之程日
 々奉拜聽、心根に徹し奉感佩候儀に御座候。然處是迄御國民の御取扱御仕向は前條悉相調候
 通にて、思召とは雲泥の違にて驚入候儀に御座候。何故に前段の御仕向に相成罷在候哉、一
 圓以て相辨じがたく奉存候。夫に就て追々御深慮の程奉拜聽候處、是迄之儀は萬端御案外至
 極之儀にて、是迄の御仕向下々之様子段々實事の處を聞召させられ、今更に思召付かせられ
 御憤發在らせられ候儀にて、彼の御大意と遊ばされ候御帳冊之内にも、上べを美しく申飾て
 入御聽候故、實事の政事は行はれ難しと遊ばし置かれ候通、事々物々御案外至極。就ては
 三州津々浦々迄も、御德澤押渡り候様在らせられたしとの思召を建てられ、頻に御憤發在ら
 せられ候處、御趣意を思召通りに奉請繼、御手足と相成候て押及ぼし申すべき人才一圓御見

當り在らせられず、誠に止む事を得させられず、八十歳に垂んとする杉野善三郎等、及不肖の私式共迄も御引出在らせられ候儀は、全く御歎息の餘愛に及ばせられ候儀なり。就ては此大藩中、何故かくまで人才に乏しく成らせられ候哉と御深察遊ばされ候處、畢竟二百年來の御治世、士風全く安逸に流れ、大切の御奉公も打忘れ、遊藝・殺生等に悉く身を委ね、經濟に心懸候者とは更に無之、進退言語髪結びより着服の仕立方杯の處にのみ心を置き、種々の惡習俗に染込み、心掛宜しき者も、急度御用にも相立つべき才力の者も、右惡習俗の形容の内に成立、習ひ性と成りて、何分にも經濟の御用に相立申さず、士風日に衰へて、安逸・遊藝・殺生等に全く精神をゆたね罷在候故、萬事此疲弊より事起候儀と御深慮在らせられ候て、一朝御憤發の餘り時弊御矯かたぐ、彼の遊藝・殺生等の儀を悉く御留仰出され候へども、太平二百年來深く染入來候習俗の儀、中々以て容易に相改るやうも無之、一通の御取扱にては、やはり其間に心を置候へば、所詮思召通の人才人傑の御國家に益ある人物の出來申すべき様無之と、此處重々深く思召つかせられ、嚴しく時弊を御矯遊ばされ、且段々格別の御思召を以て、御側近に於て御趣意の大意を仰付られ、或は議論等も仰付られ、曉天に及ぶ迄御寢食をも打忘、御心を盡させられ、各様をも追々召させられ、御先代様より無之厚き御取扱在らせられ候儀は、全く士風を改めて人才有爲の士を御仕立遊ばされ、此末は追々三州

へ御德澤を及ぼし、萬民安穩に罷在候様に遊ばされ度との思召、且は有爲の士を加賀守様へ進ぜられたしとの一方ならぬ深き思召よりして、晝夜御精神を盡させられ候儀に御座候。然處思召の通に聊も行届申さず、各様を御前へ召させられ御評論有之候儀も、誠に一端の事のみ相成り、今般の時節に至り候儀につき右思召の程幾重にも奉恐察候へば、何分残念至極之儀、乍恐御痛々しく日夜號泣止む時なく慨歎之儀に御座候。依て此處に各様にも是非何とか御賢慮御座あるべく、何分右深き思召の處を加賀守様を初め奉り御請繼御座候て、彼の御大意の御帳面を御本則に立てられ、此末全く御趣意通り遂げさせられ候儀に是非御座なく候ては、御神靈に對し奉りがたき儀と奉存候。當時の御政事は全く執權の御手に御座候時節なれば、各様の御處置如何御決斷御座候哉。何れ只今の處は何分是迄仰出置かれ候通の御仕向を、彌堅く相守候儀に無御座候ては相成難く、何とか御政事の御模様替へさせられず候ては、人氣不日に取紛れ、如何程御難題の場に至るべきも計がたく、御幼君の御儀に御座候へば、萬事御先代様の政事御遺命通りに堅く取守り、かの父の臣・父の政を改めざるの聖教の如く、各様御一和を以て違失なく補佐遊ばさるべき御時節と奉存候。尤當時各様にも御一和第一に仰合され候旨承知仕候へども、共和の政と申は御承知の通り史記周本紀に御座候如く、かう様の御時節に相用申すべき肝要の儀と奉存候。左様に御座候へば、各様御一和迄の儀にては御座

なく候。御家御一統是迄に仰出されし御遺命之品を堅く相守り、何分共一和仕罷在べき御時節と申儀を、何れも能く會得仕罷在るべき儀也。此處會得仕候はゞ、指當り御難題がましき儀も出来ましき儀にして、猶又御取扱上御賢慮之筋も御座あるまじく候哉。且又かやう之御時節風と心得違仕候人々は、物事相改候御時節抔と相心得、御爲に事寄せて自分一己之私を以て存寄等申出候者御座あるまじくとも申がたく候。且又町人等の内奸利を貪り候者も、御爲に事寄せ己の望を遂申べしと、手筋を以て所々申込之事相成難き様の事候へば、時の御役人を讒訴仕、甚しきに至候ては、誰在勤御座候ては此法相調はず、誰に仰付られ候はゞ御爲なるべし抔と申込仕る言語道斷之爲體、是迄見聞仕罷在候儀御座候。尤申さず共御承知の儀に御座候へども、かやうの御時節別して御心得も御座あるべき儀何れも本文に相調候。士風相改り、經濟に御用立候人材出来、萬民安穩の御政事向之儀は、金龍院様近く格別に御世話在らせられ、下々の様子巨細に御聞記御座候處、是迄申上候通御聞請在らせられ候とは萬端事相違仕、御案外至極に付御憤發在らせられ、人民安穩の御政事に御深慮を盡させられ候處、何一つ相調候儀も御座なく、深き御仁政の思召在らせられながら、前條に相調候通り人民相唱へ、奉恐入残念至極に奉存候。金龍院様御病中御家中の内御病氣本復之祈願白山參詣仕候人々有之體、及び町々共の内にも一兩輩參詣仕候者有之段、御側に罷在候者申上候處、聞召さ

れ、御家臣の内有志の者は參まじき者にて有之まじく候へ共、此方の爲に町人共罷越候儀は一圓無之筈。夫は必其者に宿願有て罷越候にて有之、此方に未三州の爲は致さざる者と御意遊ばされ候に付、左様にては御座なく、全く御前の爲に罷越候體と申上候處、自然左様の儀に候はゞ、此方身分に取ては誠に過分至極之儀、是程辱なき儀は無之と誠實之儀御感遊ばされ、數行の御落涙に及ばさせられ、右參詣仕候者もしも名前相知れ申儀候はゞ、御喜悅遊ばさるゝ儀を申聞せたまき儀と御意遊ばされ、御側に罷在候者何も涕泣仕候は、人民の奉慕候を、如斯過分至極、是程辱なき儀は在せられずと御意遊され候を以奉恐察候處、人君の御身としては萬民の心服を得させられ候程御満足の儀は在せられざる儀。然處民心の背き前に調候通の族、深き御仁恵の在らせらるゝ思召を遂られざる御心中之程奉恐察、申上べき様も御座なく残念至極之儀、悲歎止めがたく奉存候。就ては御郡方を初め人民御取扱の儀、是迄の通りの御仕向にては、御國民御當君様を奉慕候儀も御座なく、同様に相背き罷在候はんと申者。左候へば大切至極の儀。凡御政事に取て最第一、是より重んぜられ候儀は御座なく候。尤當時は先づ新に役立、其他嚴重聚斂之筋と御座なき御調達銀も御議定打立申體に御座候へども、前段連綿と押來候種々聚斂之御取扱其儘に相成居申儀、及十村入牢等の御嚴政に聊も上の思召を念慮に相難へず、ひたすら御怨み奉存罷在候。左候へば此末是非心服仕候儀に御座

なく候ては相成がたく、第一此末甚しき風水旱蝗の憂、或は植付出来せざる坏之事柄有とも、今日産業の元手を失ひ候ては渴命に及候儀、左様の砌數十萬の人民御上に奉進候は必定之儀。然處當時少分の作損御取扱すら行届せられざる御勝手ぶりにては、中々以て右體非常の御取扱行届せらるべき様も御座なく候。左候へば數十萬の人民爰に於て死を極め、兼々御不仁の御取扱等の宿怨を發し、御難題の場に至り申すべきは是亦必然の儀。既に御聞及御座あるべく、近年肥州様御領分に早仕候て植付出来ず、大變至極之儀に至り、干戈を動かされ候場に至り申候。目前其鑒不遠儀に候。天地の氣候、何時如何様の變有之か人心を以計知がたき儀。左様の節は前段に調候通り、全く御取扱行届かせらるべき様無之ては、何分萬民の心服御座あるべきやうも御座なく候。就ては常に御誠實仁恕の御取扱を以萬民の心服を取り、君徳に奉懷奉親罷在候様御座なく候ては、是非難成儀と奉存候。夫については右心服御取扱の儀、指當り倉廩を開かれ窮民御取扱と申儀にても御座なく、萬事日々の取扱に心服を取申儀にて、第一稼穡の艱難を察し、種々心を用ひ、是迄細民の憂と相成候儀を追々御取除き、民に父母たる御誠實の御心を以、萬民安穩の御取扱に御精神を盡させられ候はゞ、必心服の處に至り申すべき儀。左候へば金龍院様の思召をも繼がせられ、萬民心服の御外聞公邊にも對せられ、且御家長久此上も御座なく恐悅之儀に御座候。各様にも御補佐の御當職を盡さ

せられ、御忠誠の御功も是より大なるは御座なき儀と奉存候。夫について幾度も申上候儀は、加賀守様御治世久しく萬民安穩の御政事に御心を盡させられ、國政良法も人にありと御帳面に御座候通、如何様に御心を盡させられ候ても、百官衆吏に經濟の御用に相立候人品御座なく候ては、中々以三州之萬民安穩に御取治御座候儀は出来不仕候。依て彼御大意の御帳冊を御本則に立てられ、此末永々以て御怠慢なく、風俗心得方等の儀仰諭され候やう御心を配らせられ、御誠實を盡さるべき御儀と奉存候。尤金龍院様仰出置かれ候品之内、御憤發の餘甚しく疲弊御矯めの品も御座候哉に奉恐察候。左様の品は士風心得方一統御奉公大切に奉存べきやう、浮華薄情の風儀相改り、誠實を以經濟の御用に相立つべく心懸候風儀に手堅く相改候上は、追々時宜を以て御見計ひ、能きやうに御矯直之儀は必定御座あるべき儀に候。何れ指當り御先務の儀は、本文に相調候士風御改、萬民安穩の御政事向の儀にて、追々御德澤三州に押移り、一統奉感服奉懷べきやう御輔佐の儀、何分以御肝要至極の儀と奉存候。右之趣尤一々申上す共委く御承知の儀に御座候へども、重々打返し相調候儀は、前條に相調候通り此迄三州人民御取扱御宜しからず、依て心服の程甚以不安の儀に奉存罷在候處、右様の體たらくにて、相背奉疎罷在候儀に御座候。左候へば何れ此儘に御指置候にては、何分以て御座あるまじき儀。其上金龍院様厚き思召を遂げさせられず今般の御時節に至候儀、御神

靈の程日々以忘失仕がたく、悲歎斷腸の餘り過當不遜を顧みず、底意の趣書記し御披見に入申候。自然御心得の端にも相成候はゞ辱なき儀に御座候、以上。

文政七甲申年閏八月十五日

寺島藏人判

長 甲斐守殿

前田土佐守殿

村井豊後守殿

横山求馬殿

奥村内膳殿

村井又兵衛殿

閏八月十九日。前田齊泰の生母榮操院二ノ丸御廣式に移る。

〔諸事覺書〕

閏八月十九日

一、今日榮操院様二御丸御廣式に御移之事。

閏八月廿四日。今後竹澤御殿を竹澤御屋敷と稱せしむ。

〔諸事留牒〕

閏八月廿四日

一、左之通御城代方より演述。

付札、御横目

竹澤御殿以來竹澤御屋敷と唱可申旨被仰出候條、此段寄々可被申談候事。

閏 八 月

付札、御横目

竹澤御殿辰巳御門内、先達而二御丸格合申渡有之候得ども、以後三の御丸に准候筈に候條、

被得其意、夫々可被申談候事。

閏 八 月

閏八月廿九日。老臣横山藏人芝居及び茶屋女を停止するの議を上る。

〔諸事留牒〕

閏八月廿九日

一、左之通今日月番内膳へ相達候事。

近年芝居并茶屋女を指置候儀、御國には御先代より無之に付、先達而御會議之節も不可然段申述候處、如何之趣に御座候哉兩様共被仰付候。近々風俗等之儀被仰出も御座候へば、別而

本文は横山
藏人より奥
村内膳へ達
したるなり

釣合不申儀、風俗を傷ひ申第一に奉存候。人情次第に情弱に相流れ、其風押移り、中には心得違之者も有之躰相聞申候。前條之儀相始り候而より、次第に風俗悪敷相成、唯今相止候而も悪風之弊急に取直り可申事とも不被存、此處甚歎ケ敷儀に奉存候。其上三都と違ひ、他邦之者入不申事に候へば、融通之ためにも相成申間敷。遊民多く相成候而は畢竟御國家之費のみに而、一も御國益に相成申儀は無之与被存候。右兩様共前々より御制禁にも御座候へば、御當節杯に而は別而不可然儀と何も申合候。只今之内御停止被仰付候様仕度、何分格別之御僉議御座候而可然奉存候事。

閏八月廿九日

九月二日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

九月二日

一、今日八時過學校に御出。年寄中彈番・又兵衛、御家老方内記・庄兵衛御出前罷越、御先立内記。於學校孟子萬章之篇講釋下村惣兵衛相勤、相濟武學校に被爲入、武藤仙次郎居合御覽、相濟七時前御戻之事。

九月八日。能登輪島産の漆器取締方を改めたることを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

付札、惣年寄・年寄並に

能州輪島出來之家具類取締方、同所町甚兵衛・伊右衛門兩人に主附申渡候得共、今般所方に引請之儀承届候に付、是迄右兩人家具種に焼印爲押候得共、以後右不及焼印段申渡候條、此段浦々澗役人等に可被申渡候、以上。

申九月八日

御算用場

御郡奉行中

九月廿二日。一向宗東派の者の宗意等の儀に付き相争ふを禁ず。

〔御觸留拔書〕

近年東方一向宗寺庵之内、宗意等之儀に付徒黨ケ間敷申合、或者上京本山に申込候儀等有之、俗徒之内に茂右様之族有之躰相聞候。自己之了簡を以内訴諍論ケ間敷事を猥に本山に申出候儀は、甚以有之間敷事に候。品に寄御國政にも相響、以之外之事に候條、以來心得違無之様、御郡方一統嚴重可申渡旨、遠所町奉行并御郡奉行等に可被申談候。此上若心得違之族有之候は、急度可及沙汰候條、此段も可被申談候、以上。

九月

東方一向宗寺庵之内、宗意等之儀に付別紙之通御用番年寄中被相渡候に付、寫相達候條、被得其意、各支配所不相洩様嚴重可被申渡候、以上。

九月廿二日

御算用場

千羽彦太夫殿

井上與兵衛殿

九月廿五日。越中魚津在住の吏にして賭碁を行ひたる者の處分に關して議す。

〔御親翰帳〕

九月

一、魚津在役手合に而博奕いたし候者共相糺、并かけ碁を打候者共有之。夫々相糺、博奕いたし候者共は取捌之先例も有之候へ共、かけ碁を打候者共各方は迄無之、元來御停止之事故同く可申付哉と奉達御内聽候言上紙面御渡、ケ様之者表方に而各方先例も有之哉と御尋被爲在候。輕き者かけ碁を打候而各方之儀見當り不申。去々年御手役者柳川全作かけ碁等之儀に付御咎之儀は、竹澤御殿に而町奉行に御次より被仰渡候に付、右被仰渡方町奉行へ相尋候に、別紙之通之由に候間、右振を以各方之儀彈正に被仰出可然と、其段九月廿五日平兵衛へ申入、

言上紙面等返上仕候事。

町奉行より之別紙

柳川全作

右之者圍碁に賭を以勝負をいたし、其外不行狀之趣相聞候に付、追込被仰付候條、可被申渡候事。

九月廿七日。前田齊泰の輔佐教養に關し老臣等近侍の士に告ぐ。

〔御親翰帳之内書抜〕

九月廿七日

一、御前御年若に被爲在、御成立之儀御大事之御時節に候所、御近習之人々之内、御成立方之儀は御爲第一之事に候間、和順申談、不熟之儀無之様致度儀に候。且又於御廣式之儀は、各初時々不及見聞事故、猶更御大事に候間、年寄女中被申談、追々御正敷被爲在候様有之度儀に候。尤於各油斷無之事に候へ共、御大事之儀故猶更申談候條、御側近之人々等へ得与申聞候様、覺書を以竹田市三郎等三人奥之間に招申渡候事。

十月三日。木梨左兵衛等處罰せらる。

〔横山氏日記〕

十月三日

一、左之通今日申渡有之候事。

甲斐守殿の

木梨左兵衛

右左兵衛儀、御勝手向何歟不正之取組茂有之、其上御政事向等彼是申觸候族も有之躰に相聞え、先以不埒千萬有之間敷儀に候。依之役儀被指除、遠慮被仰付候。右之通被仰出候條、可有御申渡候事。

申 十月

矢野所左衛門・小堀牛右衛門の

寺尾喜左衛門

右喜左衛門儀、金龍院様御在世中度々被仰出之御儀茂有之候所、其後茂不相愼、何歟不正取組茂有之躰に相聞え候。其上御隱密之儀等彼是申觸候族も有之、御縮方に差障、甚以不輕儀沙汰之限りに候。依之役儀被指除、如元御算用者に被仰付、逼塞被仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

申 十月

御算用場奉行の

御算用者 寺尾甚藏

右甚藏儀、心得方不宜体相聞え候付、差控被仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

申 十月

十月五日。文政三年以降五ヶ年間實行せる節略は今年を以て終るも尙當分舊に依るべきを諭す。

〔坂井留記〕

御勝手連々御難澁に而、地・他御借財も莫大に相嵩み、如何共被仰付方も無之候に付、去辰年より五ヶ年格別御省略御運方御詮議被仰付候所、當年に而年限相滿候得ども、兩三年打續莫大之御物入、此末茂打重ね種々過分之不時御物入も有之儀、一統粗承知之通に候。依之先當分是迄五ヶ年中之通御省略被仰付候條、萬端相弛み不申様嚴重可相心得候。乍去來年頃之儀は、御入國後初而之儀に候間、格別之趣を以御省略以前之通御規式可被仰付候。夫に付、自然惣様之弛みに相成候而者、御趣意に違申儀に候條、此所致辨別、御省略之筋急度相立候様、嚴重可相心得候。

右之通被仰出候條、被得其意、組・支配之人々の可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其

支配の茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。
右之趣可被得其意候、以上。

十月五日

横山求馬

村 左右衛門殿

湯原久左衛門殿

多羅尾左一郎殿

十月七日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

十月七日

一、八時之御供揃に而學校の御出候付、御奉行之外又兵衛・彈番・織江罷越、御先立市三郎相勤。孟子講釋金谷多門相勤、暫御聽聞、相濟夫より武學校の被爲入、星野九右衛門・小池津太夫門弟乘馬御覽被遊、七時過相濟御戻之事。

十月八日。前田齊泰瀧之間に於いて中西巴門をして書を講ぜしむ。

〔横山氏日記〕

十月八日

一、今日瀧之御間において、經書講釋御聽聞可被遊旨被仰出、五半時過芙蓉之御間の御着座、御先立市三郎相勤、御襖茂開之、表方に而甲斐守初追々罷出候。御家老方に而内記罷出候。内藏助初追々出席伺公に罷出、四時過相濟被爲入、御先立同前之事。

但、講主中西巴門相勤る。且大學七章より八章まで講釋有之。市三郎儀兼役方に而今日御聽聞之御様子相知れ候付、例刻より早く出席、御先立相勤る。指懸り候節は、御近習頭相勤候儀先例有之事。

十月廿四日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

十月廿四日

一、今日四時前學校の御出、甲斐守・内膳・彈番・内藏助相詰、若年寄方市三郎罷越、九時頃御戻候事。

十月。川上新町の常芝居は明年以降臨時興行せしむべきことを告ぐ。

〔川上芝居一件〕

川上新町芝居之儀、是迄年中不絶興行致來候得共、初發とは見物人も薄く、元來御當地之儀は、他國より之商人或は通行人等、時々多く入込候に而も無之故、見物に罷越候者も、多分

は御領内町方居住之者迄立入候儀に候得共、年中常芝居与相成居候而は、珍しからぬ様に相心得、次第に入りも相減、いづれも座本・茶屋共之損失に相成、畢竟全かるまじき事に候。依之來年よりは、年分春秋兩度、五・六十日程充興行可承届候。就而者其間に、右座内に致居住候茶屋共、無商賣に打過候而者、渡世方も無覺東相聞得候。元より癆疾之族とも違、壯健之肢體を以、假令貧窮に不迫共、常之産業を打捨、むざと日を送り候儀は、勿論頼母しからの事に候條、本芝居無之透に商賣稼方之儀、人々相應之取續可有之儀に候間、是等之趣一統爲申聞、其方共においても何分致勢子、渡世方油斷不致様、爲相心得可申事。

申 十月

十月。諸郡百姓・頭振を金澤に人別送りする件に關して告ぐ。

〔御觸留拔書〕

諸郡共百姓并頭振、町方等の人別送り之儀容易に不承届、御縮方前々申渡置候處、近來人別送り願方次第相増、際限も無之族。元來農業を疎、町方居住相望奉公稼等に罷出、年來心懸、多分町方養子・縁組申合度趣無據願出、其中に者内證に而縁附、子を持罷在候者茂間々有之躰。畢竟村役人等人別方穿鑿等閑故之儀、不埒之至りに候。右躰之類強而人送り相願候とも、不承届苦に候得共、一圓不承届而は尙迷惑者不及申に、親族にも難默止趣に付、格別に

承届、人別送り遣候得共、如是増長いたし候而は御縮方相立不申、第一御郡方及人不足、自然村方に寄手餘り高等出來候而は、甚不輕儀。因茲今般詮議之上、諸郡共百姓・頭振子弟等年久敷御當地等に罷出居、無據町方居住相願候分迄拔出願出可申、其上に而猶加詮議、格別に可承届候條、年限等之様子綿密に相しらべ、明春迄取頼願出可申候。尤近年已來之分は、無餘儀願之筋有之とも不承届、以後とても尤容易に難承届候條、此段末々迄不相洩様申渡、一統人別御縮方嚴重可相心得者也。

甲 申 十月

御 郡 奉 行

諸郡村々役人

十一月四日。前田齊泰能を演ず。

〔官私隨筆〕

十一月四日

- 一、今朝六時前出宅登城。
- 一、御用番迄御能拜見之御禮申上。
- 一、六半時前御能初り、御中入九つ半前也。
- 一、八半時前頃初り六時前濟。

一、各列座、於松之間二之間以澤田一郎右衛門御禮申上。他龜次郎殿御能拜見之御禮も申上。自分初初而拜見之人々は進み出御禮申上候。

但、此御禮申上方各指圖也。自分は中將様・他龜次郎殿共に初而拜見に候處、筆頭甲州も他龜次郎殿御能は初而之由に而、初而拜見被仰付難有旨被申上候。何廉混じ御不出來也。

十一月四日

翁	權	進	高	砂	權	進	田	村	他龜次郎殿
草紙洗	宮	門	郎	鄂	御	黑	塚	鐵	次郎

祝言金札 初次郎

末廣 鞆猿 福之神

十一月十日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

十一月十日

一、今日九半時過學校に被爲入候付、豊後守・又兵衛・織江・庄兵衛御先へ罷越、八時過御出、御先立織江。論語・孟子會讀御聽聞。夫より武學校に被爲入、岸山孫作門弟馬術御覽被遊、

相濟七時過御戻之事。

十一月廿六日。郡方の座頭・警女にして他村に徘徊する件に關して告ぐ。

〔御觸留拔書〕

附札、口郡惣年寄・年寄並に

座頭・こせ琴三味線之業を以、御郡方より御城下に罷出候者不少舛に候處、先達而御救方被仰付、以後御郡方之分は於在所々々、琴三味線之外盲目相應之産業を相勵ませ、御城下に出候儀者可爲無用旨等被仰出候段、當正月御用番年寄中被申聞、則其節申渡置候通り候條、彌御郡方之分其在所々々までに而、外村方等致徘徊業作相勵候儀難相成儀与相心得、及迷惑候旨相聞候。右者琴三味線之外、盲目相應之稼方に而者不指支候條、此段重而夫々不相洩様可被申渡候、以上。

十一月廿六日

御算用場

山森雄次郎殿

磯松森右衛門殿

十一月廿七日。二條齊信の使者金澤城に登る。

〔諸事覺帳〕

十一月廿七日

一、四半時過二條様御使者大村監物登城、最初虎之間二之間へ着座、御奏者番御口上承、御進物引之、畢而御内用之趣御用人承り、重而外御用之趣は御奏者番誘引、瀧之間において年寄中承り、相濟御使者御大廣間二之間へ着座、年寄中一切・御家老中一切挨拶に罷出。畢而左府様より御命之趣申述候付、重而年寄中一切・御家老中・若年寄罷出承之、其節被下物有之候趣も御使者演述。何茂當座之御請申述、退候上御奏者番挨拶之上、二汁五菜之御料理新番頭相伴に而出之。御給事新番之事。

一、御使者の御直答之筈之處、今日御勝不被遊候付、御答御家老之内被出相述候様、御近習頭を以御口上書被渡下候。織江奉請取、御答御口上取計年寄扣席に而爲調御答申述候付、宜時分爲會候様懸り之組頭へ申談置候處、右御料理等相濟宜段申聞候付、織江罷出御答之趣申述。

一、右相濟、年寄中一切・御家老中一切挨拶罷出、夫より御使者退出、御奏者番相送事。但、御命之趣、今日當病に而不能出年寄中等は、何茂被出候節申述候。其段人々宅へ被申遣、御請等は監物旅宿の紙面申達。且又今日各へ拜受物有之、御禮等旅宿迄相勤候筈に候處、何茂當病申立、以紙面申達候事。

御進物

御末廣一箱 御菓子一箱

年寄中の御短冊箱 御家老中の御扇子掛 若年寄の陶製鎮一箱

十二月六日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

十二月六日

一、今日九半時之御供揃に而、八時過より學校の御出に付、彈番・内記相詰、御先立市三郎相勤。諸禮稽古御覽。夫より武學校の被爲入、絹川・佐野馬術稽古御覽、七時前御戻之事。

十二月十六日。前田左衛門知行を召放さる。

〔諸事覺書〕

十二月十六日

玉井勘解由等の

前田 左衛門

右左衛門儀、先達而不覺悟千萬、其外彼是不應思召儀有之候付、役儀被指除、知行高千五百石之内五百石御減少、仙石内匠等並被仰付、逼塞被仰付置、當五月御免被成候處、其後支配

人より申談之儀を不致承引候付、御用番へ相達、指圖之上申渡候處及違背、彼是存寄申出候由に候得共、猶又打返會得方爲申談候處不聞入、無筋儀を及懸合、且又年頭御禮列等御格に異候儀を願度趣紙面指出候付、支配人より相返候處、夫々相達候様押返申出候族不穩至極、畢竟亂心之躰与被思召候。依之御知行被召放、一門に被指預候段被仰出候條、此段一門中の可被申渡候事。

十二月十八日。給人米を納むる町藏焼失の場合に於ける辨濟方に就いて告ぐ。

〔御觸留拔書〕

御領國中給人米相納候町藏、火災に而焼失之砌、當場役人指出夫々遂見分、異變之儀無之候得者、追而入札拂申渡候格に候處、自分居宅并家財等入置候藏相残り、米藏迄焼失之分は防方等閑に相聞、不縮に付、以後自分居宅等相残り米藏迄焼失之分は、全辨米申付候之條、此段藏宿に可被申渡置候。尤居宅等不殘致焼失候得者、辨米之沙汰に不及候條、此段可被申渡置候、以上。

十二月十八日

小堀八十太夫殿

御算用場

淺加伊織殿

十二月十九日。前田齊泰能を演ず。

〔諸事覺書〕

十二月十九日

一、五半時前各拜見所に相廻候様、御近習頭小谷兵左衛門申聞候付、何茂拜見所の相廻、御能初る。七半時過御能相濟、年寄中・御家老中松之間二之間において鈴木清左衛門を以御禮申上退出之事。

御番組

弦	上	采女吉	小袖曾我	御	千	手	權之進
望	月	宮門	小鍛冶	御	猩々	々	他龜次郎様
煎	物	武惡	木六駄	節分			

十二月廿三日。前田齊泰瀧之間に於いて林周輔をして大學を講ぜしむ。

〔横山氏日記〕

十二月廿三日

加賀藩史料 第十三編 文政七年

一、今日瀧之御間において、經書講釋御聽聞可被遊旨被仰出、四時過芙蓉之御間に御着座、御先立市三郎相勤、御襖も開之、年寄中・御家老中追々出席、伺公に罷出候。四時半時前相濟被爲入、御先立同前之事。

但、講主林周輔相勤る。且大學秦誓曰より好人之所惡之篇迄。

十二月廿五日。越中高木村藤右衛門領國分間地圖を作製したるを以て扶持を給せらる。

〔聞書眞砂袋〕

付札、御郡奉行に

高木村

一、五人扶持

藤右衛門

右藤右衛門儀、算術相達、御領國分間繪圖被仰付、數年情に入出來、御用立候に付、如斯御扶持被下候之條、可被申渡候事。

甲申十二月廿五日

十二月廿七日。先に出奔したる繪師野瀬伯英再び年寄奥村榮實に召抱へ

藤右衛門は
石黒信由

らる。

〔官私隨筆〕

十二月廿六日

一、最前此方家來小將組繪師野瀬伯英事、先年致出奔立歸候上致禁牢、其節扶持召放候。然處右之者は常躰之者とは事替り、右出奔も、於公事場は勝手難澁いたし候付罷越候様に申居候へども、實は繪之事に付佐々木泉景呼寄候所、ふと存じつめ致出奔候躰。畢竟此方之申付様不宜故之事故、兼々召返可申哉と存居候へども、御法にかゝり候者故致猶豫置候。然共段々年もたけ、近く金龍院様御前へも罷出候事に候間、此度召返申度、乍去禁牢いたし候者にも候間、一往御用番へ及内達度旨、今日木村勘六へ申含遣候所、御用番へ相達候所、存寄次第之儀に而指支無之事故被申。依而外へも申達候處、右同様被申旨以紙面申越候。

翌廿七日徒組に召返候也。

十二月廿八日。時鐘の正時刻を廢し舊來の法に従ふ。

〔御親翰御加筆物寫〕

甲申十二月廿六日生山佐兵衛に爲持遣、山口清太夫を以上之候處、御覽相濟、即日以同人被返下。

此方は奥村
榮實

正時刻割之儀、金龍院様思召を以御改被成置候處、右之刻割に而は下々難澁之躰も有之候由相聞候付、以前之刻割に可被仰付旨被仰出候由、御用番又兵衛申聞候。依而當廿八日より以前之刻割に時鐘爲撞候様、割場奉行に申渡候間此段奉申上候、以上。

甲申十二月廿六日

村井豊後守

〔官私隨筆〕

十二月廿九日

一、去秋以來時鐘正時刻割に成居候處、今般以前之通被仰付由觸狀來。

〔雜事日記〕

付札、定番頭に

時鐘之儀正時刻割に御改に付、御作事向始大工・日用八半時仕廻被仰付候旨等、去年八月申渡候處、今般右正時刻割之儀被指止、以前之通被仰付候。然者大工・日用仕廻方等茂最前之通可被相心得候事。

右之通被仰出、御作事奉行等に申渡候に付、爲承知申達候條、被得其意、組等之内裁許有之面々者、其支配にも相達候様可被申聞候事。

十二月

昨日より施行なり

是月は大盡なり

十二月晦日。萬歳・琴三味線・遊獵等に關して心得を論ず。

〔坂井留記〕

着服之儀、當二月被仰出之趣一統申渡置候所、中に者會得違も有之哉、過不及之躰も相聞候。御内輪に而者僉服着用之儀、尤段々被仰出置候通相心得可申候。江戸表初御公界向之儀は、絹等着用之儀、今度被仰出以前之通可相心得候。元來質朴を相守候儀御趣意に候條、花美榮耀に流申儀勿論有之間敷事。

一、越前より參り候萬歳之儀、御停止と被仰出候儀に而も無是候處、當春杯一切不相舞躰に候。往古より罷越、殊に年始之祝事に候得者、佳例に罷越候分、軽く爲相舞候儀は不苦候條、夕七半時限爲相仕廻可申事。

一、琴三味線之儀近年増長いたし、座頭等晝夜稽古に寄置候躰も有之、惣而風俗之害不少相聞候付、嚴重被仰出儀に候。乍然押立候祝事等に者盲人相招、日之内琴爲彈候儀者不苦候。尤藝之外者堅可爲無用候。當時之躰に而者、盲人ども渡世も成兼、及困窮候族に付、旁右之通被仰付候。

一、諸殺生之儀、年若之人々等山河を跋渉し、身堅にも相成申儀に候得共、次第増長いたし、其時節に至り候得者、萬事を抛殺生方に而已心を盡、若輩成爲躰も有之、且諸稽古も怠り候

無息は諸士の子弟に於て秩祿を受しけるもの

族故、段々被仰出候儀に候。乍然右之御趣意致會得人々、當務之餘暇に岩乘之試適罷越候儀、無息之人々も稽古之怠不相成様心得、折々罷越候儀は不苦事に候。碁・將碁杯も右同様次第増長、中に者賭をいたし、惡敷風俗にも押移り候故之儀に候へ共、是又閑暇之人々杯一向致間敷儀に而も無之事。

右之御趣意能致會得、心得違有之間敷、尤婚儀等之大禮たり共、是迄段々被仰出候通、彌無違失堅相守可申候。自然此上心得違、最前之風俗に立戻り候様之族有之候者、嚴重可被及御沙汰候事。

別紙御用番村井又兵衛殿御渡に付、寫候通相達之候條、被得其意、先々早速被相廻、留より可有御返候、以上。

十二月晦日

組・支配中殿

山崎頼母

十二月。前田齊泰尙若年なるを以て當分前侯の如く教諭を爲さるることを告ぐ。

〔坂井留記〕

先達而從金龍院様段々御教諭、風俗等之儀被仰出之趣各承知之通に候。夫に付中將様に茂、

懸滯は滯滯

別紙の品々は本月晦日の條に載す

御志を被爲繼御教諭可被爲在所、當時御若年に被爲在候儀に茂候間、御教諭之儀者暫く御猶豫、御年頃に茂被爲成候上者、思召茂被爲在候事。

一、右之通金龍院様段々御世話被遊、風俗等追々行通候所、全不被爲遂御逝去被遊、人氣愁滯之貌にも至候儀に候。惣而翫事に耽り候得者志を失ひ、文武之心懸も薄相成、畢竟御用立候人物も出來兼候儀故、一旦被禁事共も有之候へ共、今般別紙之品々は御解被成候條、其旨可存候。其外先達而被仰出置候通嚴重相守、士之本意を不取失、文武之道相勵、往々御用立候様心懸申儀專要に候。

右之趣可申渡旨被仰出候條、被得其意、組・支配之人々は茂可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配は茂相達候様可被申聞候事。

申十二月

村井又兵衛

文政八年

正月朔日。前田齊泰金澤城に年頭の禮を受く。

〔官私隨筆〕

正月朔日

一、御表宜旨申上、四半時過御出、於御奥書院甲斐守・丹後守・豊後守御禮被爲受。御裝束御直垂、甲斐守も大紋之直垂に而御禮申上候。畢而重而罷出、御鬘斗被下候。都而御作法如御例。伺公之御家老は織江・内記也。甲斐守御奏者本多主水、丹後守御奏者庄田監物、豊後守は主水也。引役御表小將は前田順之助・水原清五郎・加藤久之助、御鬘斗は佐藤隼人勤之。

一、右濟而於桐之御間鶴之庖丁御覽。其間に甲斐守等裝束長上下に改之、御小書院之伺公に罷出候上、宜段甲斐守より申上候。

但、御家老中之内織江・内記も裝束被改候付而、其餘之同役中も列居遅く候所、御家老中列座以前に御案内被申上候。

一、追付御出、於御小書院求馬・磐松・彈番・又兵衛・九郎左衛門・御家老役・若年寄迄御禮。夫より御大廣間へ御出、人持・頭分御禮、各伺公。但御用番并來月御用番甲斐守及求馬は、御禮人指引被仕候也。人持千石之邊に而九つ、御免之頭邊に而九半也。御禮之内一度御中立あり。各は尤其儘罷在。右畢而御下段に御着座、御大小將初一統御禮、各伺公。求馬は舟之間之伺公に被參。

又兵衛殿御禮疊、九郎左衛門殿よりは繪圖に上り居候付、御用番へ内々尋候處、加判之後右之通に成來候由被申候也。如何無覺束、今日之所も如何成哉しらす。

一、御雜煮被下候由御用番演述。松之間二之間に而各頂戴之。磐松も同事。但役列也。若年寄中は常之席に而頂戴、かよひ坊主。御禮以小幡多門申上候。

一、如御例鶴之御吸物御下被下由、小谷兵左衛門演述。各列座拜聽之。御居間書院二之間に而頂戴之。御酒之内以山口清太夫、緩りと給候様にと被仰出。畢而以坂井與右衛門御禮申上候。但、前々は御近習頭御意之趣演述上、直に誘引之處、今日は無其儀、席より御居間書院取付迄は席之坊主先立いたし、夫より少之間兵左衛門誘引也。且又右御意も、御吸物出候所に而申述候事もあり。

一、七時頃退出。今日土佐守不參。

正月二日。前田齊泰年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月二日

一、五時前登城。

一、御表宜候段申上、捕候は五時頃、列立は四時前。御出、於御大廣間昨日當番之物頭等一統御禮、各伺公。相濟於柳之間御役者共御目見、此所又兵衛伺公。被爲入候刻、御居間書院三之間に而、昨日相殘候御近習頭支配之人々等御禮、伺公無之。其次舟之間に而、昨日相殘候御表小將一統御禮、

求馬伺公。

正月二日。例により松囃子を行ふ。

〔横山氏覺書〕

正月二日

- 一、今晚御松囃子に付年寄中等七つ半時過より段々登城之事。
- 一、今晚御松囃子之節、御大廣間の他龜次郎殿にも御出之筈に候旨、月番演述有之候事。
- 一、御表宜候段申上、六半時前御出、御先立修理。御大廣間御下段に御着座。何茂近く寄候様にと御意有之。追付御松囃子初。御規式前々之通年寄中伺公。此面々には御盃被下、返上。御取次内記・市三郎相勤。御家老中・若年寄御盃返上無之。前田圖書を初段々御流頂戴之人々五十四人。御着役求馬・又兵衛相勤。程々相濟、大夫の被下物目錄市三郎相渡。頂戴之上、御目錄頂戴難有仕合奉存候旨市三郎申上。畢而御意有之。年寄中座上之者御取合申上、五つ半時頃相濟被爲入。御先立同前。
- 一、御流頂戴之人々竹、御間御勝手に於いて御吸物被下候事。
- 但、給仕御大小將相勤候事。

正月二日。前田齊泰年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月三日

- 一、今日兩御寺へ御參詣、御供揃五半時也。五時過登城。
- 一、四時過御出、九つ前御還城。
- 一、其以後御表宜旨申上、九時過御出、昨二日當番之御馬廻等於御大廣間一統御禮、各伺公。被爲入候刻、於柳之間檢校及町人兩席に而御目見、伺公丹後守。

正月四日。前田齊泰年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月四日

- 一、今朝五時頃登城。
- 一、御禮人等列居宜、四半時前御出、御奥書院に而伊勢守長上年頭御禮被爲受、御用番内膳一人 伺公也。御禮濟、
- 檜垣之間縁頼より御先畢而於御小書院、隱居并子共御目見并役儀之御禮被爲受候。各伺公。畢而矢へ御小書院へ被參。
- 天井之間に而、昨日三日當番之定番御馬廻等一統御通掛御目見。夫より御大廣間へ御出、御射初吉田家横平并御射手不殘都合廿五人御覽。各伺公。相濟被爲入。
- 一、九郎左衛門は三之丸打場へ出座、御禮人等濟候而御殿へ被罷出。

一、御射初之内九つ鐘承之。

正月六日。前田齊泰寺社方の年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月六日

一、五時頃登城。

一、土佐守殿・豊後守殿登城なし。

一、各彈番殿九郎罷出、惣持寺・寶圓寺・天徳院・瑞龍寺一、如來寺・玉泉寺一、勝興寺一へ逢候事。

一、御表宜旨申上、四時頃御出、於御居間書院長瀬善左衛門定番頭並被仰付段被仰渡、夫より御表へ御出、於御大廣間寺社方御目見、四半時前濟。

正月十二日。前田齊泰如來寺及び天徳院に參詣す。

〔諸事覺書〕

正月十二日

一、四時前御出如來寺に御參詣、御先詰織江罷越。御裝束之儘天徳院に御參詣、御先詰修理罷越。御裝束被召替御拜被遊。御還城候砌御表式臺より被爲入、御郡方惣年寄・山廻等裏御式

臺に並居、御通懸御目見、御奏者番披露。年寄中・御家老中御式臺階下兩方に罷在、内記鏡板に罷出御先立、御作法書之通被爲入相濟。

正月十三日。前田齊泰能を演ず。

〔諸事覺書〕

正月十三日

一、今日御能拜見被仰付候付、各五半時頃出席、四時過拜見所に廻候様小谷兵左衛門申聞候付、各罷出御能初、暮六時過相濟、年寄中等松之間において坂井與左衛門を以御禮申上退出之事。

御番組

鶴 龜 御 八 嶋 平 四 耶 井 筒 權 兵 衛

卷 絹 御 車 僧 他 龜 次 郎 權 融 權 兵 衛

猩 々 御 三 本 柱 蜘蛛人 茶 殿 座 頭 千 鳥

正月十五日。前田齊泰遠所在住の士及び遠所寺庵の年頭の賀を受く。

〔官私隨筆〕

正月十五日

- 一、今朝六半時過登城。五時前歟
- 一、寺社方妙成寺不被罷出候故、逢候方無之。
- 一、於御小書院、小松御城番等御禮、畢而於矢天井間遠所在住等之平士御禮、又兵衛伺公。畢而於御大廣間遠所寺庵方御禮、畢而被爲入、四半時前退出。

正月十九日。具足の鏡餅直を行ふ。

〔諸事覺書〕

正月十九日

- 一、今日御鏡直に付各鬘斗目・上下に而四時出席。
- 一、四時過御居間書院に御出之事。
- 一、同半時過松之間二之間に而、年寄中等御鏡餅・御吸物・御酒等頂戴。畢而同席に而御臺所奉行溝口頼母を以御禮申上、九時過退出候事。

正月廿三日。前田齊泰瀧之間に於いて渡邊兵太夫に大學を講釋せしむ。

〔横山氏日記〕

正月廿三日

- 一、今日瀧之御間において、經書講釋御聽聞可被遊旨被仰出候段、御横目堀定左衛門及届。
 - 一、四時頃芙蓉之御間に御着座、御先立市三郎相勤。御澳茂開之、年寄中・御家老中追々出席、伺公に罷出候。四半時頃相濟、被爲入。御先立同前。
- 但、講主渡邊兵太夫相勤候。且大學傳十章中、是故若子有大道節より大學全講釋有之。

正月廿八日。德川家齊、前田齊泰に贈る所の鶴金澤に着す。

〔横山氏日記〕

正月廿八日

- 一、寒氣御尋之宿繼御奉書、且又鶴御拜領。今夕七半時過到來之由之事。

正月晦日。蠶卵紙は努めて領國産のものを購求すべきことを告ぐ。

〔御觸留拔書〕

蠶種紙之儀、是迄他國より賣込候分与、御領國出來之分入交り相用來候様子に候。今般詮議之上御領國出來之分、當町一丸甚六主附申渡、右種紙產物方印押相渡、種生吟味致、且直段も引下げ賣渡候様申渡候。御領國産之儀に候條、成限り右種紙相求候様可被申渡候。依而右種紙印鑑、千九百枚相達候條、村々肝煎共等可被相渡候。尤右種紙不正之取扱方致候者有

是月は大盡なり

之候は、早速當場に可及斷候。
右之趣夫々可被申渡候、以上。

正月晦日

御算用場

御郡奉行中

正月晦日。大坂廻米を輸送する地船船持の心得に關して告ぐ。

〔御觸留拔書〕

大坂御廻米地船積之分、是迄貳百石以上之船に爲積候得共、近年不納米多、此儀は畢竟小船に付少々之透間にも無理に積込候儀とも有之躰に付、去年より小船指省、船腹も滿不申候様可心得旨、地舟裁許を以委細申渡候通に候。乍併是迄小船不限、第一於船中水主等之内不正之趣も有之躰相聞、不届之至に候。元來地舟之儀は、上船見競にも可相成譯之處、都而右躰之趣に而、上船手は俵形も格別損候。ケ様に而者惣様之御米にも相障不輕事。既に去々年岩瀬浦より見本米箱入を以差遣候處、俵成積渡候節之通に候得者、全於船中掠取候故不納米出來之處、船主に而は不心付、無謂不納米出來之様に心得候躰相聞候。依之船中縮方急度不相改而は其詮無之。船主ども水主等雇賃銀等は迄少分之由、是等をも不相増而は正路之處に至り兼可申儀に候。既に去年右等之趣申渡候所、届方甚宜船々有之。其内不宜分違詮議候處、

大坂於川口俄風雨等に相成、取扱方荒、俵形等相損候之由申出候者有之。全其様子難相分候に付、當年爲試重而積渡候船々茂有之儀に候之間、是等は別而御米大切に相心得候様可被申渡候。畢竟船頭・水主仕癖を爲立直候儀は、船主共之指引方に寄候儀に候間、此段當年御廻米積方、順番并不時願之船持共等可被申渡候。尤諸浦出船ヶ所において、船頭等尙更申渡候様出船奉行へも可申談候、以上

正月晦日

御算用場

廣瀬欣右衛門殿

松平織人殿

口郡惣年寄・年寄並

右之通御算用場より就申來候、相越之候條得其意、浦々船持共の夫々不相洩様嚴重に可申渡置者也。

酉二月六日

磯松森右衛門

口郡浦方役人

追而先々早々相送り、落着より可相返者也。

正月。小松詰の馬廻にして文武に勵精する者に賞賜することを定む。

〔御親翰帳拔書〕

正月

一、小松詰馬廻十ヶ年以來武藝格別入情仕、近年は文學も殊外入情仕候所、金澤与違、學校
の出不申故、相勵候而も其趣御上へ通不申、中には屈し可申者も可有御座哉に付、稽古等之
様子其師範人より學校頭へ相達、於學校惣稽古人同様穿鑿被仰付候様仕度旨等、御番頭より
願之趣有之候得共、於學校はしらべ難出來旨申聞候。御番頭よりは段々申聞之趣も有之に
付、以來文武共稽古之様子御用番へ達有之候はゞ、御賞美之御沙汰も有之可然。學校にては
五ヶ年目に師範人より學校の書出候へ共、遠所之儀に御座候間隔年程に書出させ可申哉。何
も僉議之趣伺之所、其通与被仰出候事。

但、右之趣に付追而被下方有之候事。

二月朔日。前田齊泰年頭の賀を受く。

〔諸事覺書〕

二月朔日

一、今日御禮人有之付、年寄中等熨斗目・上下に而五時頃登城。
一、四時過御表列立宜段申上、追付御出、御先立市三郎。御小書院の御着座。小松御城番一

人、并年頭煩に而不能出人持・頭分、暨轉役之組替候面々等御禮相濟、矢天井之間に而遠所在
住之平士等、并煩に而不能出人々一統御目見。夫より大廣間御下段に御着座、御襖織江・内
記披之、出仕之人々一統御目見、相濟被爲入。御先立同前。

二月二日。金澤城内の時鐘を撞込む方向に付き議す。

〔御城方御親翰御加筆物寫〕

時鐘之儀、前々より西北之間西寄の撞申候處、去々年正時刻割与相成候節より、南寄の撞込
申候。其頃より諸方の聞兼候間、以前之釣様に被仰付候はゞ可然奉存候。最前之通可被仰付
哉与奉存候に付、此段奉窺候、以上。

乙酉二月二日

村井豊後守

二月十八日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

二月十八日

一、八時過兩學校の御出に付、彈番・藏人御先の罷越、御先立市三郎。古易斷并醫書輪講
御聽聞。夫より武學校の被爲入、筒井喜左衛門門弟居合・鎗術御覽被遊、七時頃相濟御戻
之事。

二月廿五日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

二月廿五日

一、今日九半時過兩學校に御出、彈番・九郎左衛門・内藏助相詰、御先詰市三郎。馬淵治内方居合・鎗術稽古御覽。夫より人持子弟等會讀御聽聞、相濟夫より御家中師範人乘馬御覽被遊、七時過相濟御戻之事。

二月廿七日。高野山天徳院の僧金澤城に登る。

〔横山氏日記〕

二月廿七日

一、今日高野山天徳院登城に付、年寄中・御家老中服紗小袖・布上下着用、例刻より段々登城之事。

一、四半時頃高野山天徳院和尚登城に付、寺社奉行二人御式臺階之邊迄出向誘引、竹之間二之間に相通、着座之上御茶・たばこ盆新番持出之。役僧右同所下之方は屏風圍之内に相通、御茶・たばこ盆御歩持出之候事。

一、伴僧者實檢之間に御屏風圍之内に相通候事。

一、和尚罷出候由寺社奉行より表方の相達候上、年寄中一切、御家老中一切罷出、寺社奉行取合致挨拶事。

左之通献上物有之候由之事。

熊野白蜜 一箱

吉野油 一箱

一、九時御小書院御着座、御先立市三郎。和尚寺社奉行瀧之間まで誘引。和尚は敷居之外二疊目之疊中程に罷出、追續き献上物敷居之内一疊目之疊に御小將長瀬武十郎・多田主計指出置之。御奏者番奥野主馬佐、御左之方敷居之外二疊目に而、高野山天徳院と披露。御意有之、御用番豊後守御取合申上。畢而献上物引之、和尚月番致挨拶。御同席御縁際一疊目之疊に而役僧一人御目見、御奏者番青木新兵衛御縁際より二疊目御左之方に而披露。相濟、追付被爲入、御先立同前之事。

一、右相濟、最前被溜候竹之間二之間に而、和尚に御餅菓子・御酒・御吸物等・後菓子被下。給事新番、布上下着用。役僧等にも同様被下、後菓子之處御鉢菓子被下。給事御歩、布上下着用之事。

但、御菓子之内、御奏者番青木新兵衛罷出、及挨拶候事。

一、右御菓子等相濟、九半時過天徳院退出之節、御用番豊後守御廣間迄、寺社奉行・御奏者番御式臺階之邊迄送り候事。

左之通被下物有之候由之事。

白銀拾五枚 天徳院和尚

御目錄

包こんぶ

白銀二十枚宛 役僧一人

御目錄 伴僧二人

二月。金澤の魚問屋等屑魚の處分に關して稟請す。

〔文政中御用方留帳〕

近江町四十物商賣人、仕込方に浦々の罷越、不依何魚に、百箇と歟二百箇と歟善惡入交り候品、一集に買受不申而者、商事出來不申に付、先一集に買請、其上に而御當所向之魚撰出、残り惡數品は又々於其所商人へ賣拂來り申に付、格別賣落仕、御當所入魚高直に相成可申様に奉存候。依而以來は、善惡入交候品一集に爲買請、不殘御當所へ取寄爲賣捌申度、左候得ば入魚多、自然と直段も下直之場へ至り可申と奉存候。就夫右一集に買請罷越候鹽魚、

干魚之内、御當所に而賣捌、殘惡數分は在方等に而可成丈爲賣捌候得共、其餘賣捌兼候品之内、左之通鮪・鰯・鮪子・さじ鱈・いか・ふぐ・すじ子・小鯖・小鱈九品之分、實に屑魚に而省兼候品は、私共見分之上他國商人の賣渡、津出相願候節は、私共切に而津出被仰付被下候様奉願上候。元來是迄津出奉願上候節は、御算用場御印御請御渡被下候に付、彼是日數茂相懸り申事故、他國商人の致商事置候而茂、右御印物願中順風有之候へば、致置候商事相止、俄に出帆仕候事も御座候。既に文政五年三月奉願、冬鳥賊五拾箇餘本吉津出被仰付候に付、早速荷物本吉へ持運候處、順風に相成前日出帆仕、無是非御消印相願、取戻し申候。右様之儀に而四十物商人共相泥、商賣方進み不申候間、以來右九品之分は前段願之通被仰付被下候は、商事仕直様出船仕候而も指支不申事故、自ら商茂手廣に相成、仕入方も相泥不申、自然と御當地入魚多、直段茂追々下直に相成可申と奉存候。尤私共品物見分之上、御定之通三步半口錢取立津出爲仕、其時々御達可申上と奉存候。若私共切に而津出と申儀、御聞届難被遊趣茂御座候は、御用番御奉行所御印に而津出被仰付被下候様奉願候。勿論右九品之外は、是迄之通時々書付を以奉願、御算用場御印御渡之上津出爲仕可申候。併是迄は津出願書付に、御添紙面を以御算用場被爲仰遣候得共、以來は何卒御奥書御印に而私共御渡被下候は、御算用場へ私共持參仕、御印奉願度奉存候間、何分右等之趣奉願上候。御聞届之上は御算用場

へ被爲仰遣、宮腰浦等洞改役人、夫々被仰渡置被下候様、乍憚奉願上候、以上。

酉 二月 月

魚問屋 半 助

同 次郎 助

於浦々に取揚候諸魚、不依何品に善惡入交一集に買請、金澤表に爲引登、撰殘候屑魚之分は津出相願、他國商人に賣渡度旨近江町魚問屋より願上候に付、右願書之寫御渡。因茲詮議之趣も御座候は、委細可申上旨、御紙面を以被仰渡、奉得其意。獵業有之浦々承糺候所、是迄取揚候諸魚、金澤商人相望申品は夫々賣渡、雜魚・屑魚等之分者獵師男女所々在々振賣に仕、且塩肴に仕、三步半御口錢相立他國に賣出、都而小前之者共渡世之品に御座候所、雜魚迄も不殘金澤表へ爲登候様に相成候而は、小前之男女子共に至迄、勳之品々無之様に相成、先以渡世に差支申儀に而、甚迷惑仕候間、賣捌方は迄之通被仰付候様奉願上度旨、獵師一統相歎申儀に御座候間、前段御賢察之上、宜御詮議被下度、小紙を以御達申上候、以上。

酉 四月 月

高橋由五郎

北村覺右衛門

岡部七左衛門

北川尻村一三郎

相神村藤右衛門

御郡御奉行所

金澤近江町四十物商賣人、浦々において買請候魚、以後者善惡入交爲買請候而、不殘金澤に引取、同所并在方に而も賣捌兼候屑魚露等九品は、金澤魚問屋見分之上他國商人に賣渡、右問屋切に而津出に被仰付候様奉願候段、則右魚問屋平助等小紙之表、諸郡詮議之趣申上候様、先達而被仰渡に御座候。諸郡之内能美郡之儀者、是迄小松に賣捌來り、金澤に者拘り不申、其餘御郡々詮議之趣全相揃候而も無御座候得共、半助等願之通御聞届御座候而、屑魚迄も金澤へ引取賣捌兼候分は、同所魚問屋より他國出津指支不申様に相成候而は、畢竟浦々において取揚候諸魚賣買方、金澤魚問屋主附候様にも相成可申哉。左様無之候共指當浦々四十物商賣人、地拂小賣人等、商賣方手狭に相成、買請來候在々においても迷惑至極仕申儀と奉存候。元來屑魚之儀者、先年より地拂に仕來候儀浦々振合に付、近年尙御詮議之上、御冥加銀・小賣札御役銀・他國出三步半御口錢も上納仕罷在、且他國出等御縮方、是又去々年改而嚴重被仰渡置候儀に御座候間、旁以半助等願之趣御指留、魚方御定是迄之通に被仰付置可然、私共詮議仕候趣御達申上候事。

酉五月十四日

諸郡 惣年 寄

本文の落着
すは明かなら

金澤魚問屋願之儀に付、諸郡詮議之趣別紙之通御達申に付、爲御承知相廻申候。落着より御返可被成候、以上。

五月十六日

神保助左衛門

諸郡惣年寄中様

三月朔日。先に徳川家齊の前田齊泰に贈れる鶴を披露す。

〔諸事覺書〕

三月朔日

一、今日御拜領之鶴御披に付、年寄中等鬘斗目・上下に而五時過登城。

一、土佐守・丹後守・豊後守・伊勢守當病に而登城無之。

一、四半時過御表列立宜段申上、御居間書院に御出、早見七左衛門・菊池九右衛門二切に御前へ被召、御家老・若年寄伺公。右相濟御奥書院に藤田平兵衛御先立、御前御出前年寄中・御家老中・若年寄中同御下段御左之方二疊目之邊より二重に着座、織江儀御右之方御疊三疊目御襖際に罷在、御拜領之鶴御披被仰付。何茂御吸物被下置候旨被仰出、難有仕合奉存候旨御挨拶申上候處、御意有之、座上之者御請申上、末座より松之間之方に退去。右相濟御小書院に御出、御先立市三郎。役儀之御禮、且又初而之御目見。畢而御印物頂戴之人々相濟、御

大廣間に御出、御襖織江修理披之。人持初惣様御目見、御拜領之鶴今日御披に付頂戴被仰付、難有仕合奉存候旨甲斐守披露。御意有之、御請求馬、重而御意有之、御襖たて被爲入。

一、追付御奥書院に各罷出候様、御振廻奉行河村彌右衛門申聞候付、年寄中等、御家老中・若年寄御下段兩方に列座、御吸物御表小將指出、何茂居付候上御前御出被遊、御意有之。御請甲斐守被申上、御入。御酒之内御近習頭武田喜左衛門を以御意有之、頂戴畢而同席に而御近習頭坂井與右衛門を以御禮申上候事。

一、九半時過御大廣間人持等席一番座御吸物出候上、御使御家老内藏助・藏人罷出御意申述、御酒之内甲斐守・求馬挨拶罷出候事。

一、船之間一番座御吸物出候付、御使御家老藏人御意演述、御酒之内内記挨拶申述事。

一、八時過御大廣間人持等二番座御吸物出候上、御使修理・内記罷出御意申述、御酒之内挨拶内膳・又兵衛罷出申述候事。

一、御大廣間三番座御吸物出候付、御使内藏助・庄兵衛罷出御意申述、御酒之内挨拶求馬・内膳申述候事。

御近習頭御振廻奉行

河村彌右衛門

坂井與右衛門

同 御横目

小谷兵左衛門

澤田市郎右衛門

兩人之内替々一人宛

一、七時過當番之諸番頭・御横目等御吸物頂戴相濟御禮申聞候付、織江儀御奥書院御縁頼に而謁候事。

左之通小紙に調、澤田市郎右衛門を以上之。

今日當番之諸番頭・御横目等御吸物被下之、難有仕合奉存候段、何茂御禮之趣私迄申聞候、以上。

三月朔日

前田 織江

一、御表に而頂戴候出仕之面々、頂戴相濟何茂列座、年寄中謁七時前退出。

但、明日爲御禮登城御帳に付、年寄中へ爲御禮廻勤有之事。

三月二日。前田齊泰能を演ず。

〔諸事覺書〕

三月二日

一、今日御能有之候付、各常服に而五時出席之事。

一、五半時過拜見所々相廻候様、澤田市郎右衛門申聞候付、何茂罷越。庄兵衛儀無據儀御座候付、定刻より退出仕度旨昨日月番迄相達、八時頃右之趣御近習頭河村彌右衛門迄申述致退出候事。

御番組

淡路 權兵衛 芦 荊 御 弱法師 權進

枕慈童 御 鉢木 宮門 大江山 要人

船辨慶 御 祝言金札 鍋吉

八幡前 牛盜人 歌仙 子盜人

右御能幕頃相濟、各鈴木清左衛門を以御禮申上退出候事。

三月二日。寺島藏人の役儀を除き逼塞を命ず。

〔横山氏日記〕

三月二日

一、左之通今日表方に而申渡有之。

寺嶋藏人

御手前儀不應思召儀有之に付、役儀被指除、逼塞被仰付候。此段可申渡旨被仰出。

〔溫敬公記史料〕

三月二日。襷馬廻頭寺嶋兢官屏居之。兢嘗在教諭局。謂金龍公曰。君知屋漏之說乎。非屋下人不能辨其處。譬之廟堂猶屋上。而群臣衆庶屋下之人也。其不使屋下之人言之。屋上何由得知其漏不漏乎。公稱善云。

三月十日。三條西實勳内用を以て使者を金澤に派す。

〔官私隨筆〕

三月九日

一、三條様より御内用之御使者河村肥後守被指向、明日拙宅へ罷越、御使者相勤候筈に候。其節何も御引出有之候旨に付、是又拙者承請。且御送り物も有之由に候間、御目錄迄御使者拙宅へ持參。御品物者旅宿片町——迄、明日夕七時過人々より使者指遣受取申筈に候。——御品物は三幅對一箱之由に御座候旨、昨日御用番より紙面到來。今夕右御目錄并御口上書寫、御用番より以紙面來る。御掛物三幅箱入使者請取來る。花山院前右大臣愛徳公御書、同權大

本年九月十六日の條參照
拙宅は奥村丹後守

納言家厚卿御書也。

〔諸事覺書〕

三月十日

一、三條様より此度御内用之御使者河村肥後守、今日御用番甲斐守宅へ罷越御使相勤。其節何茂むも御送物有之、御目錄まで持參。御品物は旅宿片町大浦屋幸右衛門方迄、今夕七時過使者指出し爲請取候筈候旨演述。

右之通に付、各より使者指出、御品物爲請取、目錄は甲州宅へ申遣請取。將監儀在江戸に付、御送物有之候御品物受取方等も、執筆より爲申遣候事。

御口上

御家老中

春暖之節彌御堅固被爲御勤達珍重被存候。然者先達而使者被指出、七ヶ年之間毎歲御助成之儀御頼被申入候處、各様方御執成を以御領掌被爲在、辱被存候。今般爲御禮使者被指出候付、乍序各様方へも厚御挨拶可被申入旨被申付候。隨而御目錄之通御官筆御書一幅充被相贈候間、於御受納は大慶被致候事。

三條中納言殿使者

三條様より御進物、御巻物・御菓子・行幸之圖。年寄中の御懸物二幅對一箱。御家老中の横物御懸物一箱。

三月十一日。前田齊泰家督相續の際祝儀を上りたる諸士に謝狀を與ふ。

〔官私隨筆〕

三月十一日

一、御家督・御轉任等御祝儀物献上仕候付、頭分以上一統へ御書被成下候付、今日御用番迄被渡下、於席被相渡、請取復座之上各拜戴。

但、組中へは享和之例を以、御用番より被渡候。組頭は不及貪着候也。最初組頭被渡、組頭より夫々相渡候趣に僉議治定之由。是は延享之御例之由也。夫故自分組之筆頭横山又五郎に逢候而内々心得申入、今日俄に拙宅へ相招候儀も可有之候條、相組中へ内々可被申入置旨申聞置候所、重而僉議替り右之通也。依而其趣重而又五郎へ申入。

三月十二日。前田齊泰、財政窮迫するを以て大に節約の法を講ずべきを告ぐ。

〔御親翰留〕

連々勝手向逼迫之處、當時に而は必至与運方無之旨令承知、心痛之事に候。此上者格外之省略可有之儀に候之條、取しらべ可被申候。於此方も猶諸事省略可申付候。今度在府中も其心得可有之候。夫に付家中之人々等、且又江戸詰人等、質素に相心得候様、嚴重に可被申渡候事。

右御親翰三月十二日、甲斐守・豊後守・内膳被爲召、於御用之御間御渡、土佐守・求馬・又兵衛の茂可被申談旨御意之事。

三月十三日。前田齊泰參觀の爲に金澤を發す。

〔諸事覺書〕

三月十三日

一、今日御發駕に付年寄中五時前出席、御供之求馬・又兵衛・庄兵衛儀は、旅裝束に而五時過出席、相伺御機嫌候事。

一、四時過御居間書院の御出、但旗御裝束真龍院様御附使者古屋甚兵衛被召御直答。相濟甲斐守・豊後守・丹後守・内膳被召御意有之。退候上磐松・彈番・九郎左衛門被召御意有之。退候上伊勢守被召御意有之。退候上内藏助・藏人・織江・修理・内記被召御意有之。應候而御請申上退去之

事。

一、同半時前御供宜段申上御出、御先立内記。御大廣間御縁頼瀧之間を後に求馬・又兵衛・庄兵衛罷出有之。御意有之。夫より御廣縁通り、表御式臺階下内より左之方甲斐守等罷出、右之方伊勢守・御家老中罷出、御意有之。他龜次郎殿階下御送、御先立内記右之方板端御相扣、御式附御近習頭并御刀持之表小將罷出相扣、御馬に被召御發駕之事。

一、磐松・彈番・九郎左衛門三御丸橋爪例之所罷出、御意有之。役懸之人持・頭分御作法書之通罷出、御意有之事。

一、御發駕後何茂御用番御恐悅申述。

一、年寄中等退出より御廣式御罷出、直姫様初方々様并榮操院様御發駕之御祝詞申上事。

十二御泊附

金澤	三里十八町	津幡御中休	三里十七町	今石動御泊	六里三十五町
今石動	四里			高岡御泊	四里
高岡	七里三町	東岩瀬御中休	四里廿六町	魚津御泊	十一里廿九町
魚津	三里三十町	浦山御中休	四里九町	泊御泊	八里三町
泊	五里十八町	青海御中休	一里十六町	糸魚川御泊	六里卅四町

糸魚川	六里	名立御中休	六里	高田御泊	十二里
高田	八里十六町	關川御中休	四里	牟禮御泊	十二里十六町
牟禮	四里	丹波嶋御中休	六里	榑御泊	十里
榑	五里十八町	海野御中休	六里	迫分御泊	十一里十八町
迫分	四里三十町	坂本御中休	五里十三町	板鼻御泊	十里七町
板鼻	四里廿三町	落合新町御中休	七里十九町	熊谷御泊	十二里六町
熊谷	四里八町	鴻巣御中休	六里四町	浦和御泊	十里十二町
浦和	一里十八町	蕨御中休	三里十町	江戸	四里廿八町

以上

三月十八日。金澤桂岸寺に於いて五百羅漢の開眼を行ふ。

〔似寄留〕

三月十八日より、寺町桂岸寺五百羅漢出來に付入佛かいげん、天氣よく參詣群集仕、廿八日迄。

三月廿一日。前田齊廣の女直姫病篤し。

〔諸事覺書〕

三月廿一日

五七六

一、直姫様去年已來御氣色御勝不被成候處、先頃より惣體不御快、御小水不利、御動搖も被成兼、御食餌不被召上候。御醫師何茂診被仰付候處同按に而、先御同遍に被成御座候。今日は御家中醫師等へも診被仰付候筈に候旨等、昨日御様子書山口清太夫より御用番に相達候由に而、各々爲承知廻狀有之。

右に付御機嫌伺之儀は、先今日之所に而は相見合可然旨も申來事。

三月廿七日。前田齊泰江戸に着す。

〔官私隨筆〕

三月十七日

一、中將様益御機嫌能御旅行、當十七日糸魚川御止宿被遊候。且又尾張様、御國許へ之御暇被仰出、十五日御禮被仰上候へば、十八日江戸御發駕、廿一日追分御止宿之筈之旨聞番承合候由、御用人より御道中奉行迄及言上候付、廿一日此方様追分御泊に差合に付、段々御會議之上、別紙御泊附之通御旅行、當廿六日御着被遊候旨被仰付候段、當九日江戸發足町飛脚に傳附、横山求馬殿等より只今申來候由、御用番より紙面來る。別紙略

三月廿六日

一、中將様益御機嫌能御旅行、當廿日犀川・筑摩川等無御滯御越、廿日榑驛御止宿被遊候旨、求馬殿等より早飛脚を以申來候。先以恐悅御同意御座候。且尾張様御通行に御指合之儀等、先達而申來候通に而御指支に付、同驛に廿一日一日御逗留、翌日追分迄被爲入候儀指支候付、小諸へ被爲入、同所に御泊、廿三日追分驛御泊、夫より兼而之御泊附之通御旅行、廿七日御着可被遊旨申來候付、此段爲御承知申進候由、御用番紙面來。

四月五日

一、中將様御途中益御機嫌能、前月廿七日午の刻御着府被遊候。御供人末々迄無滯罷越候段、同日江戸發足中飛脚を以申來候由、御用番より紙面到來。

三月廿八日。前田齊廣の女直姫逝去す。

〔官私隨筆〕

三月廿八日

一、直姫様御病氣御指引被爲在候旨、只今小森源左衛門より申來候付、拙者儀御廣式へ罷出、相伺御機嫌申候間、御自分様にも御出御伺可被成候、以上。
右之紙面七時過到來、追付罷出、佐久間武太夫を以御機嫌伺之、御容子相尋候處、廿五・六日以後御食事御通じ共とかく少く被爲在候内、昨晚より今朝懸殊之外御煩悶被爲成、御燥き

甚敷、犀角杯御好に而被召上候所、晝後に至少穩に被爲成、御睡眠も被成候所、其後御目覺御床返り被成、其儘に而次第に御絶息之形に被爲至、只今は最早可申上御様子も無之旨。

〔諸事覺書〕

三月廿九日

一、直姫様御容躰段々御疲勞御募御指重、御大切に被爲及候段、小森源左衛門申聞候。依之御廣式に罷出相伺御機嫌、右に付恒姫様奉初方々様御機嫌も相伺候筈候旨、月番より以紙面申來、各九半時頃罷出相伺候事。

三月廿八日。古金銀通用停止に付き引替の爲新銀預手形を發行す。

〔御觸拔書〕

水野出羽守殿御渡候御書付寫一通相達候間、被得其意、答之儀者松浦伊勢守方に可被申聞候、以上。

二月十七日

大目付

松平加賀守殿留守居中

大目付に

古金銀通用之儀、當二月を限り候様に与去申年三月相觸候處、今以古金銀引替残り有之趣に

本文は幕令なり

候。遠國等未行届哉に付、古金銀引替之儀當酉年七月を限り、不殘引替可申候。尤遠國之分、去申年閏八月相觸候通、引替之金銀高并道法遠近に應じ、道中入用茂被下候事に候得者、御料者御代官、私領者領主・地頭に而彌厚世話致し、最寄引替所に爲差出、不殘引替候様可申付。當酉八月より古金銀通用彌停止たるべく候間、無油斷引替差出可申候。尤停止以後通用いたし候者於有之者、急度可申付候。右之趣可被相觸候。

二月

古金銀當七月を限不殘引替可申、八月より通用御停止之旨、重而從公儀被仰渡候に付、先達而一統相觸候通に候。依之石浦町俵屋銅助家引替所に申渡、御歩横目・御算用者出役、兩替酒屋宗左衛門・升屋治右衛門等爲相詰、引替方爲相動候條、古金銀所持之人々者、來月朔日より五月晦日迄之内、右引替所に指出、新金銀子引替可申候。右日限以後、古金銀所持人は自分に引替可申候。且又兩替共より京・大坂等引替所に古金銀爲指遣候處、渡方之數指支候間、此表に而茂正銀迄に而者引替渡指支候付、右引替新銀到來迄之間、御領國通用銀子預手形を以引替可相渡候條、左様可相心得候。京都等より引替新金銀到來次第、追々新金銀右手形与引替爲相渡候筈候間、受取日限之儀は引替所に而承合可申候。乍併無據趣有之、正銀

この預手形は本年六月十七日の條の新銀預手形なり

に而引替不申而指支候者は、其品於御算用場僉議之上、正金銀を以引替相渡筈に候。將又小玉銀并少銀高引替に出候分は、丁銀・小玉之無差別引替相渡、至而少銀之分者錢をも相交爲相渡申筈に候。

右之通被得其意、組・支配之人々は可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配は茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

三月廿八日

長 甲斐守

三月廿九日。徳川家齊使者を遣はして前田齊泰の參觀を勞せしむ。

〔溫敬公史料〕

三月二十九日。將軍遣大久保加賀守來勞。

三月晦日。前田齊泰登營の際に於ける下馬下乗の位置を改めらる。

〔御年表〕

同八年三月晦日於江戸被仰出候は、御登城之節御下乗所等之儀御願込之處、御本丸にては百人番所中程にて御下乗・御乘輿共御勝手次第之旨被仰渡。西御丸にては是迄之所より二・三間相進み御下乗之筈に被仰渡候段被仰出。

是月は大盡なり

直姫の逝去
實は二十八
日なり

三月晦日。前田齊廣の女直姫の歿したることを發表す。

〔諸事覺書〕

三月晦日

一、直姫様御氣滯御療養不被爲叶、今曉丑之中刻御卒去之段御廣式頭申聞候付、恒姫様始方々様御容躰相伺候筈候旨、五時過月番より以紙面申來。且又示談之儀も有之候間、直に越後屋敷に可出席之旨も申來候付、各御廣式へ罷出相伺、夫より越後屋敷へ出席候事。

〔官私隨筆〕

三月晦日

一、直姫様御氣色御滯被成候所、段々御指重、不被爲叶御療養、今曉丑之中刻御卒去被成候。依之普請は今日より來月二日迄三日、鳴物等は同六日迄、諸殺生は同十九日迄、御忌中日數遠慮可仕候。右に付頭分以上之面々、明朝日爲伺御機嫌御用番宅へ可有參出候。幼少・病氣等之人々は以使者可申越候。右之趣――。
右觸狀寫御用番より以添紙面到來。

〔諸事覺書〕

四月朔日

一、直姫様御法號桑香院殿文璘慧玉大姉。

三月。參觀往來の際諸士に貸與したる人馬増賃銀返納の件に關して令す。

〔御觸拔書〕

付札、定番頭

御參勤御往來之節、御供之人々越後市振より信州牟禮迄相雇候通人馬増賃銀、御上より御取替之分、無利足貳拾箇年賦を以會所貸銀所取立來候へ共、右者人々手前に而は少銀之儀、殊に緩かに御取立故、少々宛之上納數口に相成、取立方も繁雜に付、今般詮議之上、是迄年賦上納仕來候分は只今迄之通、當御參勤より以來は右賃銀、其時々半銀は一時に御取立、半銀は被下切に被仰付候。依而是以後於御道中方定賃銀取立候節、右増賃半銀茂取立候筈に候。且文政五年秋御出府、并去春御入國御道中兩度之分者、此度打込、當年より無利足二十箇年賦を以賃銀所取立候様、會所奉行に申渡候。

但、此度打込二十箇年賦之分、并是迄年賦返上殘元高之内、半銀一時上納いたし、殘銀不及上納儀茂勝手次第に候。

右之趣被得其意、組・支配之人々に可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配に茂相違候様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談候事。

乙酉三月

三月。諸郡村々組合頭の老年となりたる者の代役に關して告ぐ。

〔御觸留拔書〕

諸郡村々組合頭役之者、老年におよび駈廻御用勤兼候者之儀は、忰名代爲相勤候處、今般詮議之趣有之、前條之通駈廻御用相勤兼、外組合頭に相成候者も無之時は、以來七拾歳以上之者之儀は、親勤功を以せがれに代り組合頭役可申付候。尤讓高之儀は難承届候。且七拾歳以下に而駈廻相勤兼候者之儀者、是迄之通忰名代を以爲相勤可申候條、可得其意候、以上。

乙酉三月

御郡奉行

諸郡御年寄中・年寄並中

四月朔日。前田齊泰登營して參觀の禮を行ふ。

〔官私隨筆〕

一、途中無異儀去月廿七日到着候處、同廿九日以上使大久保加賀守殿蒙上意、且又今日於御黒書院參勤之御禮申上、殊御懇之上意、横山求馬・村井又兵衛御目見被仰付、重疊難有仕合候。此等之趣爲可申聞如此候、謹言。

中將

御名 御判

四月朔日 奥村丹後守殿

〔續徳川實紀〕

四月朔日、月次の賀例のごとし。松平加賀守參観す。

四月十日。前田齊廣の女直姫の葬儀を行ふ。

〔御觸拔書〕

御横目

當月十日崇香院様御葬式に付、普請・鳴物等之儀、御當日御葬式相濟候迄、自分に指扣可申候。

一、御中陰御法事、當十三日一朝於天徳院御執行有之候。右之節普請・鳴物等不及遠慮候。乍然天徳院近邊に罷在候者は、御法事御執行之内自分に指扣可申候。此段組・支配に被申渡、組等之内裁許有之面々は、其支配に茂相達候様可被申聞候事。右之趣一統可被申談候事。

四月六日

村井又兵衛

〔諸事覺書〕

四月十日

一、今曉崇香院様御葬式に付、御供修理相勤候付、御供揃刻限四時頃より、熨斗目・淺黄上下着用御廣式に罷出相詰、御供廻之案内次第御數寄屋御門より罷出、夜八時過御出棺、天徳院に被爲入、御法會曉七半時過相濟、六半時過御寺御出棺、夫より野田に被爲入。騎馬御供に候事。

四月廿二日。前田齊泰諸士の文武を勵むべきことを諭す。

〔御親翰之寫一通〕

諸士風俗之儀に付而者、先代より毎度被仰出、其時々暫は相愼様にも候得共、人氣輕薄にて無程立歸候様子。就中金龍院殿士風御引直被成度思召に而、深御世話被成、格別に御教諭も被成候所、其刻は志氣も可相立体にも相聞候よし之處、不幸にして早御逝去被成、我等幼年未熟ながら不得止事政を聞申事と相成、是迄領國中無異事、且公務之無指支過來候之儀者、全く先公代々之御遺徳に候。何茂普代舊功之者共之事に候得者、聊魚略之心得も有之間敷候得共、金龍院様段々被仰出置候趣自然と忘失いたし、士風次第に衰敗に至り、農工商も自ら情弱之風俗彌増候而者、取治方も益不行届様に相成、我等御奉公之筋も不相立、且先代に對

し無申譯、誠不安事に候。只々士風衰候に従ひ廉恥の心薄、中には士之本分をも取失候場も可至体、なげかはしき事に候。士風一變いたし、追々農工商までも風俗引直、各本分之業を勵、安穩にあらしめたく候。今度年寄中にも存寄申出候。何茂油斷有之間敷候得ども、儉約を以勝手取續、尙忠節を勵、治亂共其用を達し候心懸尤に候。是等之趣組・支配にも不相洩爲申聞、何茂文武之心懸、且一家之仕置等も、身を以先立申心得可爲肝要候。年若之人々者別而文武を勵可申候。

右之趣人持・諸頭は可被申聞候、以上。

四月二十二日

年 寄 中

四月廿四日。金澤に於いて諸士に前田齊泰の着府以後の事情を告ぐ。

〔諸事覺書〕

四月廿四日

中將様御途中御機嫌能、前月廿七日御着府被遊候處、同廿九日以上使大久保加賀守殿被蒙上意、且又當朔日御登城被遊、於御黒書院御參勤之御禮被仰付、殊に御懇之上意、横山求馬・村井又兵衛御目見被仰付、重疊難有被思召候。此段何茂は爲申聞旨御書を以被仰下候事。

四月廿五日。諸士に質素を專とすべき藩侯の諭示を傳達す。

〔官私隨筆〕

四月廿五日

一、別紙之通一統申渡候付、爲御承知進之候條、御組等へも御申聞可被成候以上と之添紙面を以、左之一通御用番より到來。跡々承候へば御勝手方に而被致候由なり。

連々御勝手向御逼迫之所、當時にては必至と御運方無之旨御承知被遊、御心痛之御事に候。

此上は格外之御省略可有之儀候條、取調理可申候。於御前茂猶諸事御省略可被仰付候。今度御在府中茂其御心得可被爲在候。夫に付御家中之人々等、且又江戸詰人等質素に相心得候様嚴重可申渡候。

右之趣今度御發駕前、拙者共御前へ被爲召、御親翰之御書立を以被仰渡候。當時御若年に被爲在候處、御運方御急迫之趣等相達御聽、御身分を初格外御省略被思召立候儀、誠以恐入申事に候。依之御省略之儀追々可遂僉議候。

右之趣被得其意、同役中傳達、組・支配之面々へ可被申渡候。組等之内裁許有之人々は、其支配へも相達候様可被申聞候事。

四 月

奥 村 内 膳

本年三月十一日の條参照

右之通寫、御臺所奉行へ廿八日越後屋敷に而織江申渡、若年寄方に而御細工奉行并三十人頭・坊主頭・御鷹匠小頭へ渡之候事。

四月廿九日。省略の實行に就き各意見を上らしむ。

〔諸事覺書〕

四月廿九日

一、左之通月番より演述。

格別御省略被仰出候趣等、今般一統申渡候通に候。右に付御省略心付候趣も有之候はゞ、尤同役遂熟談、無泥可被申聞候。拙者共よりも追々遂詮議申渡候儀も可有之候。此段譯而申渡候事。

四月

四月。古金銀の諸上納は五月中を限るべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

今般古金銀引替に付、新金銀到來迄之間、御當地引替所預手形御領國通用之分、諸上納に相用候儀不指支候。且當六月朔日以後、古金銀諸上納に指出申聞敷事。

一、諸役所御在金銀之内古金銀、當六月朔日越不申様可相心得候事。

本年三月廿八日の條參照

右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配の茂相達候様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談候事。

四月

五月廿二日。異國船打拂に關する幕令を遠所奉行に傳ふ。

〔諸事覺書〕

五月廿二日

一、左之通表方の申渡有之覺書

遠所町奉行等の申渡候趣

近年いざりす之船所々の小船に而乗寄、薪水食料を乞、追々横行之振舞有之儀等に付、從公儀被仰渡之趣別紙寫之通に候。右打拂御手當之儀は、多分御郡奉行支配地に有之儀故、先御算用場奉行申談、御郡奉行遂詮議、何れの浦に而も異國船見當り候はゞ、出役所詰之御郡奉行より向寄之町奉行等在住之所は右奉行人示合、町・在之者共雜兵に仕立、在合之水旗・目印様之物を粧ひ、容易に上陸難相成立賦いたし、急飛脚を以此表根役所告越候得者、根役所より御郡奉行急速右ヶ所へ出張、其節は炮術等之足輕可相渡しらべに候。其上之儀は御人數

別紙寫は本年七月の條に出す

被指向候所へも可至哉、時宜次第之事に候。依之御手前支配所右船相廻候節、御郡奉行示合、手配方之儀可有詮議候。且又前々より御預之道具有之候はゞ、急時之御手當に可相成、左候得者常之手入之儀、并玉藥等用意之儀、無怠慢様可被致置儀に候。今般從公儀被仰渡之趣は、土地相應實用專一に可心懸、手重過不申、怠慢も無之様示談可致、便宜を考可申旨に候條、此所會得有之、内密遂詮議可被申聞候。

但、僉議方に寄、下々之者只今事も起候様に相心得、人氣騒敷躰も可有之哉に付、内密遂詮議申儀候條、可有其心得候。

六月九日。去年の詮議に漏れたる諸士に仕法調達銀貸附の件を告ぐ。

〔雜事日記〕

別紙村左右衛門より到來に付、寫一通相達之候條、御承知有之、先々無遲滯被相廻、落着より可有御返候、以上。

六月九日

篠嶋權之助

付札、定番頭

去年七月御仕法御調達銀之内を以、御家中一統御貸附之砌、町會所仕送之人々、右御貸銀を以引取難相成人々は、當年に至り御詮議之筋有之旨等、一統申渡置候通に候。依而右引取相

文政七年五月の條參照

殘居候仕送人々、御貸渡方之儀等僉議被仰付候處、多分知行高等不應借財高故、通例之御貸渡方に而勝手引取之處は可至分は稀少に候。併不應身上御貸附に而者、往々人々爲にも不相成儀。因茲右仕送人々、百石に銀七百五十目宛之圖りを以御貸渡、右を以當年勝手引取相成候分迄今般御貸渡可相成候。右に而難引取多借之人々は、追々借銀減少、右御貸付を以引取可相成程分に至り、御貸渡可被成候條、頭々等より町奉行示合可申候。

右御貸銀、御切米等之分は知行に直し、前段之割合を以御貸渡、返納方等者都而去七月之通に候。委曲之儀は御仕法銀主付澤田義門等承合可申候。

御勝手御運方必至与御指支に付而者、以來右仕送之儀一圓可被差止候得共、左候而者指支之儀も可有之儀に付、二百石以下之人々家内人多等に而、格別無據子細有之分は、其譯於頭々等手前精誠遂僉議、相願候者承届可申、其餘者堅く承届申間敷候。

右之趣被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配は相達候様可被申聞候事。

右之通一統可被申談候事。

乙酉六月

六月十七日。新銀預手形の内小割札を發行すべきこと等を告ぐ。

〔御觸拔書〕

次掲の文に
小割五十目
札あり

今度金銀引替に付、新銀・小玉拂底、諸上納銀等懸分方指支可申候間、先達而引替之新銀預り手形之内、小割札に拵、壹匁より拾匁迄之通用札に、於御算用場通用方致加印、右之分諸上納等御領國一統通用可致候事。

一、上納銀端封壹匁に滿不申分者、時相場に不拘、銀壹匁代丁錢百文之圖を以、當月より當分錢上納勝手次第たるべく候。且右錢包紙之表、銀何分何厘代錢何拾何文と相調、上納人名印記、尤封じ目にも印形いたし差出可申事。

一、新銀引替手形、先達而より一統に相渡置候内、壹貫目札之分百目封等に切分け方不自由之躰に付、新銀と引替可相渡候間、當月廿六日より來る七月十日迄之内、壹貫目札所持之者、石浦町引替所を請取に罷出可申候事。

右之通被得其意、組・支配之人々は、可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配に茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之趣可被得其意候、以上。

六月十七日

長 甲斐守

〔見聞袋群斗記〕

六月より御領國銀手形小割札通用、左之通なり。

壹匁札 貳匁札 三匁札 五匁札 拾匁札 五十目札

右各百目札に准ず。長・幅は壹匁より貳匁段々大きく有之なり。

六月二十日。前田齊廣の子他龜次郎病篤し。

〔諸事覺書〕

六月廿日

一、左之通月番より申來候に付、各御廣式に罷出相伺、夫より直に越後屋敷に出席之事。

他龜次郎殿昨晝後之御容躰、朝と先御同様に候内、次第御疲勞被爲見、被召上方も御少御座候に付、野中丹室御藥差上、江間篁齋等に猶更致僉議候處、御兼用之白虎加人參湯等を御本劑に差上可申、此外聊存付無之旨何茂申聞候付、右御藥差上候旨等、昨夜山口清太夫より申越候處、漸く御疲勞御加、御重症至極之旨、今曉清太夫より申越候付、拙者儀御廣式に罷出相伺御容躰候間、御自分様にも追付御出御伺可被成候。右に付及御示談度儀有之候間、御廣式より直に越後屋敷に御出席候様にと存候、以上。

六月廿日

長 甲斐守

前田織江様